

令和6年3月5日（火）

令和6年（2024年）川崎市議会

予算審査特別委員会記録

【速報版】

（第1日）

この会議録は速報版です。速報版は、正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

また、正式な会議録が掲載された時点で速報版は削除されます。

日程

- 1 正副委員長の互選
- 2 議案の審査(第1日)
 - (1) 議案第38号 令和6年度川崎市一般会計予算
 - (2) 議案第39号 令和6年度川崎市競輪事業特別会計予算
 - (3) 議案第40号 令和6年度川崎市卸売市場事業特別会計予算
 - (4) 議案第41号 令和6年度川崎市国民健康保険事業特別会計予算
 - (5) 議案第42号 令和6年度川崎市母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計予算
 - (6) 議案第43号 令和6年度川崎市後期高齢者医療事業特別会計予算
 - (7) 議案第44号 令和6年度川崎市公害健康被害補償事業特別会計予算
 - (8) 議案第45号 令和6年度川崎市介護保険事業特別会計予算
 - (9) 議案第46号 令和6年度川崎市港湾整備事業特別会計予算
 - (10) 議案第47号 令和6年度川崎市勤労者福祉共済事業特別会計予算
 - (11) 議案第48号 令和6年度川崎市墓地整備事業特別会計予算
 - (12) 議案第49号 令和6年度川崎市生田緑地ゴルフ場事業特別会計予算
 - (13) 議案第50号 令和6年度川崎市公共用地先行取得等事業特別会計予算
 - (14) 議案第51号 令和6年度川崎市公債管理特別会計予算
 - (15) 議案第52号 令和6年度川崎市病院事業会計予算
 - (16) 議案第53号 令和6年度川崎市下水道事業会計予算
 - (17) 議案第54号 令和6年度川崎市水道事業会計予算
 - (18) 議案第55号 令和6年度川崎市工業用水道事業会計予算
 - (19) 議案第56号 令和6年度川崎市自動車運送事業会計予算
 - (20) 議案第88号 令和6年度川崎市一般会計補正予算

出席委員 (58人)

重 富 達 也
 飯 田 満 介
 三 宅 隆 介
 嶋 凌 汰 貴
 井 土 清 輔
 田 倉 俊 舞
 枝 川 舞 優
 柳 沢 孝 明
 加 藤 孝 瑛 理
 山 田 瑛 琢 也
 月 本 琢 章 子
 吉 沢 藤 祥 子
 齋 堀 野 純 花
 小 須 戸 友 子
 那 高 三 高 長 嶋 工 浦 平 上 各 本 矢 末 市 後 渡 岩 仁 鈴 林 押 春 川 河

野 田 雅 之
 原 典 之
 青 木 功 雄
 橋 本 勝 史
 山 崎 直 裕 美
 宗 田 真 二
 井 口 川 建 香子
 石 庭 理 勝 久
 木 田 笠 裕 治
 織 雨 田 村 伸 一 郎
 浜 田 昌 利
 か ね の 忠 正
 松 原 成 文
 石 田 康 博
 浅 野 文 直
 大 嶋 島 崎 嘉 夫
 欠席委員 (2人)
 堀 添 健
 岩 隈 千 尋

出席説明員

市長
副市長
副市長
副市長
上下水道事業管理者
病院事業管理者
教育長
総務企画局長
財政局長
市民文化局長
経済労働局長
環境局長
健康福祉局長
こども未来局長
まちづくり局長
建設緑政局長
港湾局長
臨海部国際戦略本部長
危機管理監
幸区長
中原区長
多摩区長
交通局長
病院局長
消防局長
教育次長
監査事務局長
外関係理事者

福田紀彦
伊藤弘
加藤順一
藤倉茂起
大澤太郎
金井歳雄
小田嶋満
中川耕二
白鳥滋之
中村茂
久万竜司
三田村有也
石渡一城
阿部浩二
藤原徹一
福田賢一
磯田博和
玉井一彦
飯塚豊
赤坂慎一
板橋茂夫
藤井智弘
中上一夫
森有作
原田俊一
池之上健一
大畑達也

出席議会局職員

局長
渡邊光俊
総務部長
石塚秀和
議事調査部長
小泉幸弘
庶務課長
若林智
議事課長
大磯慶記
政策調査課長
渡邊岳士
議事係長
柴田貴経
議事課担当係長
蟬川千代
議事課担当係長
田村健太郎
外関係職員

午前10時0分開会

○青木功雄議長 ただいまから、令和6年度の各会計の予算議案を審査する予算審査特別委員会を開会いたします。

直ちに、日程第1の正副委員長の互選を行います。

お諮りいたします。互選の方法につきましては、本職から指名するということにいたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○青木功雄議長 御異議ないものと認めます。よって、本職から正副委員長を御指名申し上げます。

委員長に木庭理香子委員、副委員長に浦田大輔委員のお二人を御指名いたします。

お諮りいたします。ただいまの指名に御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○青木功雄議長 御異議ないものと認めます。よって、そのように決定いたしました。

お二人に御挨拶をお願いいたします。

○木庭理香子委員長 ただいま議長から御指名をいただき、また、皆様方から御賛同賜りまして、令和6年予算審査特別委員会委員長を拝命いたしました木庭理香子でございます。

令和6年7月1日、川崎市は市制100周年を迎えます。この間、公害のまちとして評された時代もありましたが、今では見事に克服し、むしろ環境先進都市として名をはせています。その川崎市が今議会で示した令和6年度予算案では、市制100周年記念事業はもとより、太陽光発電設備の導入促進などによる脱炭素化を進める取組やJFEスチール株式会社跡地に展開を予定している水素を軸としたカーボンニュートラルの拠点形成等、大規模土地利用転換の取組の推進など、100年先を見据えた産業創出に対する予算も示されています。

令和6年度は、一般会計、特別会計、企業会計を合わせ約1兆5,904億円もの過去最高の予算規模を計上している一方、ふるさと納税による影響も年々深刻さを増しています。また、少子高齢化の波は政令市で最も平均年齢の若い本市にも押し寄せており、昨年は麻生区が男女とも日本で最も平均年齢の高い都市となり、一躍有名になりましたが、高齢者に関する課題も待ったなしの状況です。委員の皆様におかれましては、ぜひとも鋭い洞察力と調査能力を発揮していただき、一円たりとも無駄のない予算案となっているか、追及していただくことを御期待申し上げます。

幸いにも副委員長には、現在2期目で、幼いお子さんを育てていらっしゃいます浦田大輔委員に御就任いただきました。これまで委員会等で御一緒したことがなく、今回の正副委員長就任で初めて知ったのですが、浦田委員は麻生区御出身でさる年と共通点が多いことが分かり、大変心強く感じております。浦田委員と共に力を合わせまして、委員の皆様の質疑が円滑に進むよう尽力してまいりますので、どうか皆様にも御協力いただきますようお願いを申し上げ、私からの委員長就任の御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。(拍手)

○浦田大輔副委員長 皆様、おはようございます。ただいま議長から御指名をいただき、そして、委員の皆様から御賛同をいただきまして、本委員会の副委員長の重任を拝することとなりました浦田大輔でございます。どうぞよろしく願い申し上げます。

さて、先ほど木庭委員長からもお話がございましたが、本年は市制100周年という大きな

節目を迎えると同時に、新たな100年に向けてスタートを切る大切な一年となります。本委員会の場では、川崎の154万市民はもとより、未来を担う子どもたちのためにも、誠実に、着実に市政を前へ進め、市民一人一人の力が生きるまちをつくっていくための闊達な御議論、また、真摯な審議がなされるものと存じます。

このたび幸いにも、委員長には木庭委員が就任されました。聞くところによりますと、中学校2年生から、高校、短大、社会人とテニス部に所属され、それを象徴するかのよう
に、議会や委員会における理事者とのやり取りは頭脳とテクニックを駆使したクレバーな
テニスプレーヤー、マルチナ・ヒンギスのごとく鋭く、常に次の一手を見据えたテニスの
試合のようで、また、マリア・シャラポワをほうふつとする議会への意識の高さ、プロフ
ェッショナルリズムに対して感銘を受けており、非常に心強く思っております。

木庭委員長のリーダーシップの下、公平公正で円滑な委員会の運営に努めてまいる所存
でございますので、委員各位におかれましてはどうぞ御協力のほどよろしくお願いを申し
上げまして、一言就任の御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願ひ申し上げま
す。(拍手)

○青木功雄議長 それでは、木庭委員長と交代いたします。

〔議長退席、委員長着席〕

○木庭理香子委員長 それでは、ただいまから日程に従い審査を進めたいと思いますが、
その前にお諮りいたします。本委員会の傍聴につきましては、これを許可いたしたいと思
いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○木庭理香子委員長 御異議ないものと認めます。よって、本委員会の傍聴は許可するこ
とに決定いたしました。

それでは、日程に従いまして審査を進めます。(資料編*ページ参照)

日程第2の議案第38号、令和6年度川崎市一般会計予算外19件を一括して議題といたし
ます。

直ちに審査に入りたいと思いますが、念のために申し上げます。質疑に当たっては、御
意見、御要望も併せてお願ひをいたします。また、質疑、答弁とも簡潔明瞭にお願ひをい
たします。なお、一問一答方式で質疑をされる委員は、予定している質疑項目を最初に御
提示されるようお願ひをいたします。

それでは、発言を願ひます。

○末永 直委員 おはようございます。私からは、初めに、市制100周年記念事業について、
次いで補助金について、そして最後に、AED設置の取組について、一問一答方式で伺
います。

初めに、市制100周年記念事業について伺います。全市で8億3,463万円余が計上されて
います。新規に上乘せした予算額だと受け止めていますが、見解を財政局長に伺います。
また、その財源についても併せて伺います。

○白鳥滋之財政局長 市制100周年記念事業についての御質問でございますが、令和6年度
当初予算に計上した事業費8億3,463万7,000円につきましては、各局区で新規に実施する
100周年記念事業や既存の事業を記念事業として実施する場合の上乗せ分の経費のほか、実
行委員会が主催する事業への負担金や記念式典の実施などに係るものでございます。財源

といたしましては、一般財源を中心に、一部ふるさと納税制度を通じた寄附金、国庫補助金を計上しております。以上でございます。

○末永 直委員 ディスプレー、お願いいたします。令和6年度川崎市予算案についての冊子を見ますと、川崎区は記述なしで、幸区が、見にくいんですけども若干あって、中原区のみ市制100周年の取組として845万円と特出しされているんですね。ほかの区だと100周年の記述があるだけであります。各区において100周年に幾ら使われているのかがちょっと分かりにくいんですね。分かりにくいと感じるのは、私以外にもたくさんいらっしゃると思います。そこで伺いますが、7区役所それぞれの100周年予算額を総務企画局長に伺います。

○中川耕二総務企画局長 市制100周年記念事業の予算についての御質問でございますが、令和6年度の市主催事業につきましては、111事業、5億386万1,000円を計上しております。このうち、川崎区は4事業646万5,000円、幸区は3事業950万円、中原区は3事業845万円、高津区は3事業1,321万3,000円、宮前区は4事業548万4,000円、多摩区は3事業451万4,000円、麻生区は8事業1,530万円でございます。以上でございます。

○末永 直委員 7区合計で6,292万円余の予算が計上されていまして、区ごとに予算額が異なりますが、予算配分の考え方について総務企画局長に伺います。

○中川耕二総務企画局長 市制100周年記念事業の予算についての御質問でございますが、市主催事業につきましては、各局区が所管する施策に取り組む中で、100周年を契機として、一歩先を目指すプラスアルファのチャレンジを行うものでございまして、各局区を構成員とする市制100周年記念事業・全国都市緑化かわさきフェア推進本部会議などを通じ、検討を進めてまいりました。各区の記念事業につきましては、地域バランスに配慮しながら、区ごとに異なる地域の特徴や資源を生かした取組となるよう、事業内容を検討し、予算を計上したものでございます。以上でございます。

○末永 直委員 各区における花壇等花関係予算について伺います。ディスプレイ、お願いいたします。川崎区では242万円、幸区では350万円、中原区では30万円、高津区はなし、宮前区では80万円、麻生区では80万円とそれぞれなんですね。主に花壇関係の事業が多く、多摩区では、花ではありませんが、100周年記念植樹について252万円ついてます。高津区は花は無料でやると聞いています。そこで、中原区では、市制100周年記念中原区役所花壇の整備として30万円のみ計上されていまして、取組内容を中原区長に伺います。

また、花関係の事業で、特に川崎区、幸区、それ以外の区とでの予算の差に伴う取組の違いについて総務企画局長に伺います。

○板橋茂夫中原区長 市制100周年記念事業についての御質問でございますが、中原区役所や武蔵小杉駅北口側、武蔵中原駅南口側などの花壇は、平成12年から区民ボランティア「花クラブ実行委員会」の方々が維持管理しております。市制100周年記念事業予算につきましては、区役所花壇のライトアップやSNSによるPR企画等に活用する予定でございます。実施に当たっては花クラブ実行委員会の方々と協働で行ってまいります。以上でございます。

○中川耕二総務企画局長 市制100周年記念事業の予算についての御質問でございますが、市制100周年記念事業においては、全国都市緑化かわさきフェアを象徴的な事業と位置づけるなど、緑の取組は重要なものと認識しており、かわさきフェアの取組の中で、市立小学

校、中学校及び特別支援学校の全校で花を育て、まちを飾る取組を実施するなど、市域全域で多くの市民の方々が花に親しむ取組を予定しております。川崎区につきましては、かわさきフェア期間中に、川崎駅からコア会場の一つである富士見公園への間に位置する稲毛公園に仮設の花壇を設置し、区の花ビオラを活用したフラワーアートを作成、展示する取組について、幸区につきましては、川崎駅西口周辺に商店街や地域団体等と連携しながら多くの花手水を設置するとともに、そのコンテストを開催する取組について必要な予算を計上したものでございます。以上でございます。

○末永 直委員 川崎区役所では、川崎区の花ビオラでフラワーアートをつくることでした。中原区役所では、区の花パンジーを用いて花壇を整備しているということですが、どの程度区内農園から調達しているのか、中原区長に伺います。また、先ほどの答弁で花壇のライトアップ等と答弁がありましたが、ライトアップは来年度のみの一過性のものなのか、併せて伺います。

○板橋茂夫中原区長 中原区役所の花壇についての御質問でございますが、花クラブ実行委員会が管理する花壇は、例年秋頃に区の花パンジーを用いた花壇づくりを行っております。令和6年度につきましては、全国都市緑化かわさきフェアの事務局と連携を図りながら、引き続き区内の農家から調達する予定でございます。また、区役所花壇のライトアップにつきましては、市制100周年記念事業の企画として実施することを予定しております。以上でございます。

○末永 直委員 せっかくライトを購入するわけですから、可能でしたらいいライトを買って、毎年ライトアップをしていただきますよう、これは意見要望いたします。次に、中原区の取組における市制100周年記念なかはらコアまつりについて伺います。プレイベントの予算300万円から倍増し、765万円計上していますが、取組内容、内訳について中原区長に伺います。

○板橋茂夫中原区長 なかはらコアまつりについての御質問でございますが、川崎市市制100周年を機に、区民の皆様にも区の魅力を伝え、区のこれからの考えてもらうきっかけをつくるため、武蔵小杉駅前のこすぎコアパークなどの公共的空間を会場とした記念イベントを本年8月に実施する予定でございます。開催に当たりましては、中原区における川崎市制100周年記念イベント実行委員会へ委託することとしておりまして、イベントの企画、出展者やステージ出演者との調整、当日の会場設営、警備等運営に関する経費など765万円を計上しております。以上でございます。

○末永 直委員 区長、私も去年のプレイベントに伺ったんですが、本当に大勢の参加者で、今年は100周年ということで、さらに倍増して、警備もお金が必要になってくると思います。一層の警備の必要性が増すと思いますので、開催に当たっての安全対策について中原区長に伺います。

○板橋茂夫中原区長 なかはらコアまつりにおける安全対策についての御質問でございますが、昨年実施したプレイベントでは約1万4,000の方が来場されるなど盛況であり、こすぎコアパーク会場での混雑や会場内での歩行者の動線が十分確保できない状況も見受けられたところでございます。こうした結果を踏まえて、令和6年度においては、より安全にイベントを実施するため、会場の範囲を広げることや当日の誘導等、スタッフを増やすなどの対応を図ってまいりたいと考えております。以上でございます。

○末永 直委員 意見要望いたします。先ほど言いましたが、今後も武蔵小杉駅周辺、こぎコアパークでも多々イベントを実施し、大勢の方が来られると思います。市制100周年記念のイベントを総じて見ても、単発のイベント、100周年が終わったら、せつかくの費やしたお金が、風と共に去りぬじゃないですけども、本当にそのときだけに終わってしまうことは多々あるかと思えます。ぜひ100周年を機に、例えば防犯においては、川崎駅のように防犯カメラを戦略的に設置し、後々に残る防犯対策として行うことが重要だと考えます。市民文化局長、建設緑政局長、中原区長共々要望いたしますので、連携して、こぎコアパーク及びその周辺の防犯カメラ設置を要望したいと思います。また、この100周年を機に、これから後々、取組の何かが残っていくようなすばらしい100周年を期待して、次の質問に移ります。

次に、補助金について伺います。商業支援でございます。他会派の代表質問答弁において、必要な支援を行い、商業の活性化に取り組む旨の経済労働局長の答弁がありました。経済労働局関係の団体への補助金が不可解に減らされたケースが見受けられまして、本当にそれで必要な支援が行えるのかと考えます。以下、質問を行います。一般的に本市における補助金の増減についての見解を財政局長に伺います。金額の増減はどのような場合において判断され、なされるのか、基準について伺います。

○白鳥滋之財政局長 補助金についての御質問でございますが、補助金は地方自治法第232条の2で、公益上必要がある場合において支出するものとして規定されております。本市では、この法律の趣旨にのっとり、補助金を適正に活用するとともに、平成17年に策定した補助・助成金見直し方針に基づき、補助金の目的と必要性を継続的に点検し、適正化の取組を進めております。具体的には、市民、各種団体とのパートナーシップを強化し、一定の行政目的達成のために補助金を活用している一方で、補助金の廃止や統合、減額などの見直しを進めてきたほか、新たなニーズなどを捉え、補助金を新設、増額するなど、限られた財源の有効活用につなげているところでございます。今後につきましても、この方針を基本に、各交付先の状況等を勘案しながら適切に取り組んでまいります。以上でございます。

○末永 直委員 一般社団法人川崎市商店街連合会への補助金ですが、令和5年度は421万円余、令和6年度は376万円余と45万円減らされました。その理由を経済労働局長に伺います。

○久万竜司経済労働局長 市商店街連合会への補助についての御質問でございますが、団体などが活動するための運営費に対する補助につきましては、補助・助成金見直し方針に基づく令和6年度予算編成における補助・助成金見直し基準により、団体運営における剰余金を精査し、剰余金の2分の1以上を減額することとされております。商店街連合会におきましては、令和4年度決算において約45万円の剰余金が発生しておりましたことから、令和6年度予算において前年度比45万円が減額となったものでございます。以上でございます。

○末永 直委員 ディスプレー、お願いします。市商連への団体運営費補助の推移についてなんですが、黄色く塗っているのはマイナスになったところですね。平成25年度の521万円から令和元年度まで、毎年ほぼほぼ削られて、ちょっと一時期増えたんですけども、148万円減の372万円へ、令和2年度では27万円、令和3年度では58万円増加し、令和5年

度の421万円、そして令和6年度の376万円に令和元年度並みの最低水準に落ち込みました。一時上がっているのは、機能強化補助として少し補助金がついて上がったということなんですけれども、全体的には大きく減らされているわけでございます。これら推移についてどう捉えるのか、見解を経済労働局長に伺います。

○久万竜司経済労働局長 補助金の推移についての御質問でございますが、商店街連合会につきましては、コロナ禍での商店街への情報発信強化として、令和2年度にホームページの改修やSNSによる情報発信の取組を行ったため、令和3年度及び令和4年度につきましては、発信作業や保守管理等に要する経費として補助を増額するなど必要な支援を行ったところでございます。令和6年度につきましては、補助・助成金見積基準により減額となったものでございます。以上でございます。

○末永直委員 市商連の令和4年度の剰余金は45万4,379円、補助金の減額は45万円、えぐいですね。先ほど答弁ありました基準には、剰余金の2分の1以上を減額することとあるのに、剰余金のほぼ全額が減らされているんですね。決算書に見られる剰余金が出たから、その分、補助金が減らされるということなんですけれども、団体に剰余金の理由についてヒアリングを行ったのか伺います。私が聞くところによると、いろいろ経営努力をして、交通費も抑えたりとか、そういう様々な努力をして余ったということを知っているんですけれども、世間一般では予算の使い切り、いわゆる道路予算ですね。穴を掘って、ほじくり返すとか、よく世間一般では批判される場所なんですけれども、経営努力の結果、剰余金が出て、今後に備えたと言うならば評価されるべきだと考えます。見解を経済労働局長に伺います。

○久万竜司経済労働局長 商店街連合会の剰余金についての御質問でございますが、商店街連合会の令和4年度決算における剰余金につきましては、経費の執行状況確認の機会を通じて把握してきたところでございます。剰余金の評価につきましては、令和4年度においては、当該剰余金の発生も含めて適切な決算処理がなされたものと考えているところでございます。商店街連合会の経営改善の取組につきましては、会合等により情報共有していたところでございますが、令和6年度の補助につきましては、剰余金の取扱いについて補助・助成金見直し方針に基づく補助・助成金見積基準により対応し、補助額を算定したものでございます。以上でございます。

○末永直委員 令和5年度の団体要望に対する経済労働局の回答には、次のように書かれています。本市といたしましては、市内唯一の商店街団体である川崎市商店街連合会とその役割を確認するとともに、自主財源確保などを含め、今後の具体的な取組について協議してまいりたいと考えております、このように書かれておりました。役割をどう確認したのか、また、今後の具体的な取組についての協議結果を経済労働局長に伺います。今後の取組についても伺います。

○久万竜司経済労働局長 団体要望についての御質問でございますが、商店街連合会につきましては、市内全域の商店街を対象とした連合組織であり、商業振興を進める上で重要な役割を担っていると認識しておりまして、商店街連合会の会合への出席や意見交換の場などを通じて、その役割を確認してきているところでございます。今後の具体的な取組につきましては、後継者育成等が課題となっていることから、若手育成による体制強化や他の商業団体等との連携による地域商業の活性化などの対策を協議していくことについて意

見交換をさせていただいたところでございます。以上でございます。

○末永 直委員 局長、そうなんです。商業振興を進める上で重要な役割を担っているわけなんです。これもしっかりと再認識したいと思います。

最後に、市長に伺いますが、市制100周年で8億円超の上乗せ予算を投じる一方で、剰余金を出したというだけで、そもそも乏しい補助金がさらに削減される、基準では2分の1以上とあるのに、ほぼ全額削られるという憂き目をこの重要な役割を担っている団体が負っているわけでございます。このことについての見解を市長に伺います。

○福田紀彦市長 団体補助についての御質問でございますが、市政運営を円滑かつ効果的に実施していく上で、関係する団体の皆様に御協力いただくことは極めて重要であると考えております。今後に向けましては、商店街連合会をはじめとした団体への補助に当たり、経済労働局が関係団体と継続的に情報共有し、補助・助成金見直し方針等に基づいて対応することが原則ではありますが、団体による自主的な努力が反映されるよう適切に対応してまいります。以上です。

○末永 直委員 市長から、団体による自主的な努力が反映されるよう適切に対応する旨、前向きな御答弁をいただきました。ありがとうございます。財政局からは、補助金が上がらないことはないかと伺っております。今後とも補助金の増額等、商業力強化のための取組を一層行っていただくよう要望いたしまして、次の質問に移ります。

最後に、5款7項6目医療対策費について、AED設置の取組について伺いたいと思います。医療対策費の中の応急処置促進事業費1,161万円余の取組内容及び使途の内訳について健康福祉局長に伺います。

○石渡一城健康福祉局長 応急処置促進事業費についての御質問でございますが、当該事業費はAEDを本市施設に設置するための予算でございます。その調達に当たりましては、スケールメリットを生かすなどを目的として、令和元年度から健康福祉局による全庁を一括したリース契約を推進しておりまして、令和6年度は、庁舎や学校など利用者が多い施設やスポーツ関連施設、福祉施設など、心停止のリスクが高い場所を中心に計479台分の予算を計上しているところでございます。以上でございます。

○末永 直委員 来年度は479台分の予算を計上しているということでありまして。AEDについてなんですが、私、以前、10年前かぐらいに地方の旅館に行きまして、私が入っていたわけじゃないですが、別な方から、温泉に入って、御高齢の方がヒートショックで心肺停止になって、救急車で運ばれた、旅館にはAEDがなかったということで、その場で心肺停止で亡くなられたという話を聞きました。AEDの必要性というのを十二分に感じるところでございます。品川区では、令和6年度予算案でコンビニにAEDを設置するための費用1,600万円余を計上したと伺いました。具体的内容と評価について健康福祉局長に伺います。

○石渡一城健康福祉局長 AEDについての御質問でございますが、品川区では現在290台のAEDを区の施設等に設置しておりますが、新たに区内90店舗のコンビニエンスストアと協定を締結し、店舗内にAEDを設置することを予定していると伺っております。市民の誰もが利用しやすい環境を整備することが重要であることから、民間施設と連携した品川区の取組は一つの参考事例になるものと考えております。以上でございます。

○末永 直委員 品川区の取組は一つの参考事例になるということでございます。この品

川区の取組を踏まえた今後の取組を健康福祉局長に伺います。

○石渡一城健康福祉局長 AEDについての御質問でございますが、突然の心停止において救命率を向上するためには、本施設以外への設置につきましても重要と考えておりまして、これまでも継続的に商業施設や鉄道会社等に働きかけを行ってきたところでございます。また、コンビニエンスストアへの設置につきましても、夜間休日を問わず、24時間いつでもAEDが利用可能な環境を整備できることから有効であると考えておりますが、設置場所の確保や機器の維持管理のほか、店舗側の理解と従業員の負担など、解決すべき課題があるものと考えております。今後は、他都市における取組なども参考にするとともに、効率性や有効性の観点から踏まえながら検討してまいりたいと存じます。以上でございます。

○末永直委員 局長から、検討していただく旨、答弁がありました。この要望は、地域、地元の方から、品川区ではコンビニでAEDが設置されるようになったということを知り、調べて、地域要望として承りました。やっぱりAEDが設置されてあるところ、たくさん市内にもあるんですけども、やっぱり夜間だったりとか、24時間開いていないところもありまして、その点、コンビニだと24時間開いていますから大変分かりやすい。何かあったときも、このコンビニに行けばAEDがあるんだと分かれば、市民にとっても非常に分かりやすいことになろうかと思っておりますので、一人でも多くの命を救うためにもぜひ検討を進めていただき、課題を解決し、全面的に市が動いて、コンビニにAEDを設置できるよう要望いたしまして、私の質問を終わります。

○雨笠裕治委員 私は、10款2項2目計画調査費、横浜市高速鉄道3号線延伸計画推進事業費、続いて、10款3項5目中、新百合ヶ丘駅周辺まちづくり推進事業費について、一問一答にて伺いたいと思います。

ディスプレイ、お願いします。地下鉄の進捗状況について、どのようになっているのかについて多くの方々からお問合せをいただいております。寄せられている御意見の中には、延伸事業が遅れるのではないかとといったものから、川崎市側からの市民への報告の少なさによる不安や不満などが感じ取れます。特に昨年の決算審査で鉄道事業予算が2年にわたり執行されていないという指摘があり、報道にも一部取り上げられました。しかしながら、この鉄道予算は、性格上からして、2019年に締結した覚書にのっとり、両市が事業を進める上で当然計上しておくべき相互関係に基づくものであり、事業を横浜市が行っている中、川崎市はいつでも執行するために計上しておかなければいけない、免許が下りなければ執行しない、いわば抱き合わせの関係を持つ予算であります。そこで伺いますが、令和6年度の横浜市の具体的な内容と取組について伺います。以上です。

○藤原徹まちづくり局長 横浜市高速鉄道3号線延伸についての御質問でございますが、現在の取組につきましても、鉄道事業許可申請に向け、関係機関との協議や調査設計の深度化を進める中で、昨今の物価高騰等による事業費の増加やコロナの影響に伴う鉄道需要の減少など、3号線延伸の事業化を判断したときに想定していなかった課題が顕在化し、その対策の検討に時間を要している状況でございます。横浜市交通局からは、現在、事業費の再算定や将来の需要予測を考慮した事業採算性の見直しなど、国の鉄道事業許可取得に必要な事業計画の精査、見直しを進めており、令和6年度も引き続き駅やトンネル構造などの事業計画の精度を高めていくために必要な調査や設計のさらなる深度化を図っていく予定であると伺っております。以上でございます。

○雨笠裕治委員 ちょっとさっきのディスプレイ、出しておいてくれるかな。今御答弁いただいた内容というのは、ここ数年、ほぼ連続して横浜市の予算のあらましでは書かれています。これに伴って川崎市はなかなか説明がしづらい状況になっているようでございます。一部問題提起をしながら進めてまいりますけれども、この横浜市の内容ですね。動向といたしましうか、平成20年に日吉のグリーンラインが開通して、そこから北部の人口が張りついてきて、ぐんと収入が増えました。そして、借入金の利息も減少してきたことなどによって徐々に損益が改善して、安定的な経営を維持してきたわけですね。それで令和2年になると、27億円の赤字という形で、これはコロナの影響ですね。それで、翌年には5億円の黒字に若干戻ったものの、戻り切らない。特に新型コロナウイルスでの利用者の減少による資金繰りの対策として、特別減収対策企業債をこの年は44億円発行する。令和4年、令和5年においても、56億円、72億円予算措置ということで、外借りとして172億円借りているような非常に厳しい状況の中ではありません。

では、準備は本当にできていないのかということ、2030年度の開業予定に向けた見通しについてお聞きをしたいんですが、確かに事業主体は横浜市ですので、川崎市があまり出しちゃって、横浜市を差し置いて説明することは控える、そういうところは理解できないこともあります。しかし、一方では、川崎市民の中では、自分の家の下を通るかもと危惧する方たちや、中間駅候補地の近隣の皆様からも、現時点でこの事業はどうなっているんだと情報を求める声もあるんですね。分かりやすく説明するアカウントビリティの行使、その責務が本市には求められていますので、何点かお聞きをしたいと思います。まず1点目として、工法の工夫による工事期間の短縮などの検討はされているのか。次に、許可取得後に必要となる事務手続の両市の準備とすり合わせはできているのか。続き、事業収入に関係する魅力ある沿線まちづくりに対しての協議など取組は進んでいるのか。以上、お答えをいただきたいと思います。

○藤原 徹まちづくり局長 横浜市高速鉄道3号線延伸についての御質問でございますが、初めに、施工方法につきましては、今後の調査や設計に基づく施工計画の検討の中で深度化を図っていくと横浜市交通局より伺っております。次に、事務手続につきましては、鉄道事業法や都市計画、環境影響評価などの今後の手続を見据え、効率的かつ円滑に手続が進むよう、横浜市と連携した取組を進めてまいります。次に、沿線まちづくりについては、横浜市交通局による横浜市営交通経営審議会からの答申におきましても、3号線延伸に伴う鉄道ネットワークの充実により、沿線地域の活性化や利便性の向上が期待されることから、早期の乗車定着が図られるよう、まちづくりともしっかり連携していくべきとの方向性が示されております。今後につきましても、3号線延伸を契機とした魅力あるまちづくりに向け、沿線地域の活性化や利便性の向上、交通結節機能の強化に向けた検討を進め、3号線延伸の需要喚起にもつなげてまいります。以上でございます。

○雨笠裕治委員 ディスプレー、お願いしたいと思います。今の御答弁も幾つか、先ほどの横浜市の予算のあらましから、質問のヒアリングをしながら、もう少しこういうところは出さないとおかしいんじゃないかということの中で少し詳しく出していただいています。私、2月の頭に横浜市に行って、担当者と会ってきました。主たる検討課題は先ほども表で示しましたが、大きな繰入金までしているということが現状ですけれども、この運輸収入に大きな影響をもたらすコロナの影響による働き方の変化は定期券収入の減につ

ながるとともに、沿線の将来人口も減少の方向に転じていくという予測がなされていて、令和8年には運賃収入が戻るという予測で計画を立てられていたんですが、残念ながら、今の段階では、やっぱりそれが計画どおりには進んでいかないという状況もあります。また、建設資材の高騰、人の不足による人件費の高騰をはじめ、電気料金も、地下鉄は電気で走りますから、令和2年で比べると2倍に膨れ上がっちゃっているんですね。さらに、先ほど申し上げた企業債償還金の負担が重くて、資金不足が大幅に拡大すると。これらの課題解決については収支不足が緩やかになるための手法の選択と、それから、インバウンド観光の拡大による収益増、延伸事業による魅力あるまちづくりの検討といったものが鉄道事業法の免許を取るには必要な項目として、当然横浜市はやっています。

次に、これまで進捗しているものについても伺ってきましたが、これも鉄道事業の規則にのっとってやらなきゃいけないもの、起点及び終点、主要な経過地、それから、回転半径とか、鉄道軌道ですから、最大摩擦係数とか、そういうもの。それから、駅位置と各名称といったものは相当深度化ができていくことが確認できています。つまり鉄道事業許可取得後、速やかに詳細設計に入るための深度化がなされていることが確認できています。また、最もこれまで議会質問で取り上げましたが、関係地権者が少ないルートの選定、鉄道運行に適合するための勾配や曲線半径ですね。それから、横浜市域における延伸沿線周辺のランドデザイン、中間駅の構造についても検討が深度化していることも確認してまいりました。また、横浜市側の事務手続としての環境アセス、都市計画、鉄道敷設の道路許可申請などの準備も粛々と進行されているということも分かりました。ですから、この次の質問でも申し上げますけれども、まちづくりに大きく関わる川崎がもうしっかりと準備をしておかなければいけない問題なんだろうと思います。しかし、整理をすると、このように幾つかの課題は分けて市民に説明することができるということが分かります。

それで、これも非常に多くの皆さん方から質問をいただきます。じゃ、一体、これまでの横浜市営地下鉄の許可取得後から開業までの所要時間はどんなだったんだろう。2019年に実は両市で協定を結んで、2030年開業ですから、11年という経過の中で今、目標年次を定めています。ブルーライン戸塚ー湘南台、約7.4キロ。今回の延伸は6.5キロですね。7.4キロで約8年4か月かかりました。許可から着工、この中でアセス、都市計画、説明会というのは、工事説明とか、それから用地説明ですね。こういったもの、割とここは説明会にはそんなに苦労しなかった。それから、工事については、基本設計が出来上がって、着工から5年6か月かかりました。でも、この5年6か月というのは実は1994年の着工なんですね。つまり30年前の工法で、今現在シールドだけ掘るなら、1年5か月で6キロは掘れちゃうと言っています。ですから、なおさらこのまちづくりに対しての取組を市民にも理解してもらったり、それから、もう既に今、動線と動線が交わり、最大の経済効果が発揮をされる新百合ヶ丘への民間投資が集中しているこのタイミングで、適切なまちづくりへの誘導をするためには、やはり情報の適切な公表は不可欠だと思います。藤倉副市長に、ぜひこの辺を整理して、市民を巻き込んで、しっかりと理解してもらえようような情報公開の在り方、アカウントビリティの在り方について見解をお聞きしたいと思います。以上です。

○藤倉茂起副市長 横浜市高速鉄道3号線延伸についての御質問でございますが、3号線延伸につきましては、市民の関心が大きい事業であり、3号線延伸を円滑に進める上では、

地権者の皆様をはじめ、多くの市民の皆様の御理解と御協力が不可欠になりますので、今後の横浜市や国等との協議状況を踏まえ、適宜適切な情報発信に努めてまいります。以上でございます。

○雨笠裕治委員 ぜひ工夫をして、お進めをいただきたいと思います。よろしく申し上げます。

それでは次に、10款3項5目都心地区整備事業費について伺います。私の中心政策、30年前に出しました地下鉄延伸によるまちづくりについて伺います。新百合ヶ丘駅周辺再開発の方向性を考えるときに、外せない重要施策が駅周辺の交通混雑の解消であります。これはもう肝だと言えます。これまでも原因となっている南口ロータリーへの100%のバス便の集中、90%のタクシーの集中の解消に向けて、分散しなければいけないということについて検討課題をこれまでも提示してきました。昨年は、都市基盤整備が脆弱な北口エリアの交通環境改善について、短期的な対応として、幾つか交差点の改良を実施していただきました。また、解消の最重要課題であるバス発着を視野に入れた北口ロータリーの機能拡大、この分散化については、藤倉副市長からもこれまでも課題意識を共有する答弁をいただいていたわけでありまして。昨年12月8日、麻生区の議員団の予算要望の際にも、市長に改めて駅周辺の混雑解消への抜本的な取組の要望をさせていただき、今回、市長の施政方針でも、交通量の増加等の課題を踏まえ、駅周辺の渋滞緩和に向けて早急な取組を進めると明確に示されました。この市長の抜本的な解消に向けた考え方と決意についてお示しをいただきたいと思います。以上です。

○福田紀彦市長 新百合ヶ丘駅周辺地区のまちづくりについての御質問でございますが、当該地区のまちづくりにつきましては、豊かな自然環境や文化芸術等の地域資源を生かした魅力ある広域拠点の形成が求められるとともに、土地区画整理事業が完了して約40年が経過し、駅周辺における交通渋滞などの課題も生じていることから、横浜市高速鉄道3号線延伸を契機に将来を見据えた土地利用の誘導や交通結節機能の強化に向けた取組などが必要であると認識しております。特に駅周辺におきましては、低未利用地等の土地利用転換の動向等を適切に捉えながら、戦略的に民間活力を生かしたまちづくりを進めることが重要であることから、今後も市民の皆様や関係権利者の皆様と幅広く議論を継続するとともに、様々な可能性について検討を進め、交通環境改善をはじめとして、ハード、ソフト両面から、本市の広域拠点にふさわしいにぎわいのあるまちづくりを着実に進めてまいります。以上です。

○雨笠裕治委員 市長の答弁からも、地下鉄延伸の機会を捉えて、新百合ヶ丘駅周辺のまちのつくり直しにあつては、新百合ヶ丘駅ができてから50年ですからね。交通渋滞の解消を中心とする環境改善の重要性が改めて示されました。このことは、同時に、まちづくり全体のプライオリティを、市長が方向性を示したものと思います。

次に、市長の答弁に基づくプロセスとして、3号線延伸の促進に重要な沿線の魅力あるまちづくりについて伺います。この中心をなす行政上の計画が令和6年度に示される整開保の方針と新百合ヶ丘駅周辺まちづくり方針の策定であります。施政方針においても、市長から、にぎわいの創出等に向けた土地利用転換の誘導及び都市基盤改良、地下鉄延伸を見据えた交通結節機能の強化など、ハード、ソフト両面での段階的な取組を進めると示されましたが、現在の進捗状況、これまでの取組と今後の予定を伺いたいと思います。

○藤原 徹まちづくり局長 新百合ヶ丘駅周辺地区のまちづくりについての御質問でございますが、現在、根幹的な都市計画の方針を定める都市計画区域の整備開発及び保全の方針等の令和6年度内の見直しに向け検討を進めており、令和4年12月には見直しの基本的な考え方についてパブリックコメントを行い、令和5年3月に取りまとめ、今月には見直し素案を議会に報告し、公表する予定でございます。今後、説明会や縦覧、公聴会などを実施してまいります。当該地区については、本方針の見直しにおいて、特に一体的かつ総合的に市街地の再開発を促進すべき相当規模の地区を定める2号再開発促進地区に位置づけ、土地利用転換の動向等を適切に捉えながら、機動的にまちづくりを進めてまいります。また、本方針の見直しに併せ、まちの将来像として、土地利用や交通体系などについて具体的に示す当該地区のまちづくり方針案を本年秋頃をめどにお示しし、パブリックコメントを実施後、令和6年度内に策定してまいります。以上でございます。

○雨笠裕治委員 答弁から、2号再開発促進地区への位置づけと本年秋からのパブリックコメントのスケジュールも示されました。次に、多様な市民の意見の聴取についての工夫について伺いたいと思います。これまで市民からも市民意見を反映する機会を持ってほしいという要望も寄せられておりまして、過去4回の議会質問で、駅周辺にお住まいの方々へのアンケート調査や意見交換会の実施をすること、区内イベントに合わせた意見募集の実施など今後も様々な機会を捉えて積極的に実施していくことなどが示されてきました。さらに、求めてまいりました市民との対話集会形式での意見聴取の実施についても、町会の皆様の下に出向き、対話する機会の設置について工夫することも明らかになりましたが、今後の取組について具体的に伺います。以上です。

○藤原 徹まちづくり局長 新百合ヶ丘駅周辺地区のまちづくりについての御質問でございますが、まちづくり方針の策定に当たっての意見募集につきましては、これまでの議会等からの御意見も踏まえ、檜山公園や駅南口デッキで行われるイベント等に合わせて意見募集を継続的に実施しており、駅周辺の町会代表者などとの対話も開始したところでございます。今後もこうした取組を継続するとともに、4月頃をめどに、駅周辺にお住まいの方々等へのアンケート調査の実施や区役所と連携した意見募集機会の創出など、様々な機会を積極的に捉え、市民の皆様からの御意見を伺ってまいります。以上でございます。

○雨笠裕治委員 答弁からは、4月頃からアンケートを実施することが表明されました。着実に市民意見が積み上がっていく取組が理解できました。一方、まちづくり方針策定のベースでもあり、事業進捗の成否を決める関係地権者との意見交換会もこの間続けてこられました。私もよく伺っています。どのような意見が挙げられているのか。特に問題点や課題、直近でも、関係地権者の皆さん方、生活をされる中で刻々と大変いろいろな変化が出ていますので、こういった課題も含めてお答えをいただきたいと思います。以上です。

○藤原 徹まちづくり局長 新百合ヶ丘駅周辺地区のまちづくりについての御質問でございますが、当該地区につきましては、これまで駅周辺における開発動向等を注視しつつ、地権者の方々と継続的な意見交換を実施してきたところでございます。地権者の方々などからは、本市の広域拠点にふさわしい都市機能の集積や都市基盤が脆弱な駅北側エリアにおける交通環境の改善、新百合ヶ丘駅地区らしいまちづくりなどについて御意見をいただいております。また、一部の地権者の方からは、将来的な開発の意向なども伺っておりますので、まちづくり方針の検討に当たり、将来を見据えたまちづくりに関する意見交換等

を継続し、土地利用転換の機会を捉えた計画的なまちづくりの誘導を図ってまいります。以上でございます。

○雨笠裕治委員 答弁では、地権者の皆様からの意見として、駅周辺の低未利用地の開発意向も示されていることが明らかとなりました。これは、先ほど市長からも特に答弁をいただきました。これは市長も大変意識をされていることだと思えます。横浜市高速鉄道3号線の延伸事業の鉄道免許取得に、コロナの影響で、当初予定からのタイムラグが発生している。開通時期についてもいろいろな議論がある中、しかし、今こそがまちづくりに対しては絶好のタイミングと捉えて、福田市長が冒頭示されました方針達成のために、特に行政計画も進む中で、川崎市の関係部署が総力を挙げて取り組む組織を新たにつくる必要があると思えます。これについて、設置をするのか、明確な答弁を藤倉副市長から伺いたいと思えます。

○藤倉茂起副市長 新百合ヶ丘駅周辺地区のまちづくりについての御質問でございますが、横浜市高速鉄道3号線延伸につきましては、広域的な鉄道ネットワークの強化とともに、北部地域の一層のアクセス性、利便性の向上や地域の活性化など、本市にとっても大きなメリットをもたらすものであり、大変意義のあるものと考えております。引き続き、早期事業化に向けて、横浜市と連携し、取組を進めるとともに、当該地区のまちづくりにつきましては、3号線延伸による周辺環境の変化や駅周辺低未利用地の将来的な開発意向などを踏まえ、当地区の課題解決に向け、様々な観点から幅広くまちづくりを検討してまいります。検討に際しましては、市民や権利者の皆様から引き続き御意見を伺うとともに、現在関係局区で構成する庁内横断的な検討会議を立ち上げる準備をしているところでございまして、当該地区のまちづくりを着実に進めてまいります。以上でございます。

○雨笠裕治委員 お願いをしておりましたとおり、区も——大変この場合は、川崎市というのは大地権者なので、そのために過去の行政の皆さん方が努力をして、市長も努力して土地の買い込みをしてくれた。そのことを今生かすべきということで、最初は庁内の横断的な検討会議を立ち上げていただくということになりましたので、議論が進むにつれ、また現地での取組というものもやはり期待をされると思えますので、登戸の区画整理事務所のめどがついていく中で、本庁組織から独立をした外部組織の形で移行していくこと、そのことを強くお願いして、私の質問を終わりたいと思えます。よろしく申し上げます。

○枝川 舞委員 私は、6款1項2目、次世代自動車等推進事業費について、11款1項1目、区役所等窓口サービス機能再編事業費について、13款8項2目義務教育施設整備費について、4款1項2目子育て支援事業費について、一問一答で順次伺ってまいります。よろしくお願いたします。

初めに、6款1項2目、次世代自動車等推進事業費のうち、電気自動車等用充電設備設置費補助金について環境局長に伺います。国ではカーボンニュートラル実現に向けた取組の一環として、クリーンエネルギー自動車の普及と表裏一体にある充電及び水素充填インフラ整備への補助が行われております。脱炭素化を加速する国の取組と併せて、本市においても、令和5年度からマンションなどの共同住宅におけるEV車用充電インフラ整備に対する補助が始まりました。国などの補助事業と併せて利用可能で、設置費用の合計から国などの補助を除いた額の4分の3を川崎市が補助するというもので、大幅な負担軽減につながり、利用者からは大変喜ばれています。本事業の実績と本市における狙いと効果を

伺います。

○三田村有也環境局長 電気自動車等用充電設備設置費補助金の実績等についての御質問でございますが、令和5年度の実績につきましては5件の申請があり、166万5,000円の執行を見込んでおります。次に、本制度の狙いにつきましては、電気自動車の普及に向けては充電設備の充実が欠かせないと認識しておりますが、国の資料ではEV車の所有者の約9割は戸建て住宅に居住しており、一方で、共同住宅では充電設備の設置に当たり、住民の合意形成が困難などの課題があり、設置が進んでいない状況でございます。特に本市では市民の7割以上が共同住宅に居住しているという特徴があることから、この補助制度を活用し、設備設置が図られることで、共同住宅の居住者にとってもEV車購入が選択肢となり、さらに、EV車ユーザーからも選ばれる良好な住宅ストック形成につながる取組と考えており、本補助制度を創設したものでございます。本制度の効果といたしましては、現時点において、既に来年度の設置に向けた相談が十数件来ており、市内の共同住宅における充電設備設置の検討が促進されているものと考えております。以上でございます。

○枝川 舞委員 本年1月、経済産業省から同補助金の拡充が発表され、本市においても令和6年度予算額に約1,000万円が計上されています。昨年度予算と比較すると約860万円の拡充が図られています。その積算根拠と今後の具体的な取組について伺います。

○三田村有也環境局長 補助金の令和6年度予算などについての御質問でございますが、国は令和5年10月に公表した充電インフラ整備促進に向けた指針の中で充電設備の設置目標を現在の3万口から2030年までに30万口にするとし、これまで2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略で掲げていた目標から、より意欲的な目標へと更新するとともに、その整備に向けた補助金についても前年の約2倍となる360億円を計上するなど、普及に向けた動きを加速しております。本市といたしましても、国と足並みをそろえ、充電設備を普及させるため、令和5年度の相談状況を勘案するとともに、今後の拡大を見込み、普通充電設備、コンセントスタンドを25口分、コンセントタイプ36口分の予算を計上したところでございます。今後につきましても、補助金の活用及び充電設備の設置促進に向け、管理組合への出前説明や自動車ディーラーでのリーフレット等の配布など、引き続き制度の周知を図ってまいります。以上でございます。

○枝川 舞委員 災害時には自立的にエネルギー供給が行える観点からも、設備の設置拡大は喫緊の課題であり、国などの補助が充実している今こそ、積極的に取組を進めることが望まれます。現在、川崎市の補助対象となる場所はマンションなどの共同住宅に限られていますが、市内コインパーキングや月ぎめ駐車場所所有者、コンビニなどへの積極的な働きかけや町内会や自治会からの要請にも柔軟に対応できるよう、対象を拡大すべきと考えます。国や県では、宿泊施設や商業施設などに対しても設備の設置補助を行っており、他都市でも事業者への補助が広がっています。本市においても市内事業者などへの設備設置の補助の拡充が望まれますが、見解と今後の取組を伺います。

○三田村有也環境局長 補助対象の拡充についての御質問でございますが、市民の7割以上が共同住宅に住んでいる本市の特徴を踏まえ、まずは、共同住宅の居住者が充電できる環境づくりを優先してまいります。コインパーキングやコンビニ等事業用充電設備の設置促進に向けましては、令和3年度に税制面から支援するため、設備設置後、一定期間の固定資産税をゼロとする償却資産に係る減免措置を創設し、令和4年度課税分から適用して

おります。今後につきましても、充電設備の設置促進に向けて、国の補助制度の周知を行うとともに、税制面の支援を継続してまいります。以上でございます。

○枝川 舞委員 共同住宅において、管理組合など住民の合意形成を図ることが課題に挙げられています。東京都では、マンション管理士等の専門家やアドバイザーが管理組合などを直接訪問し、情報提供やアドバイスをを行う無償の専門家派遣支援に取り組んでいます。本市では職員の方が出前説明をされているとのことでしたが、専門家等との連携も図り、現場の合意形成の後押しとなるような支援を要望いたします。また、来年度予算は拡充されたものの、既に10件以上の問合せが来ているとのこと、予算がなくなり次第、受付が早期に終了してしまうことも考えられます。補正予算での対応や継続的な取組となるよう、さらなる拡充を求めて、次の質問に移ります。

11款1項1目、区役所等窓口サービス機能再編事業費のうち、おくやみコーナー運営事業費についてです。市民文化局長に伺います。平成28年5月に大分県別府市で初めて設置されたおくやみコーナーは、その後、全国に広がり、神奈川県下では33の自治体のうち10を超える市町村で設置されています。川崎市議会においては、我が党が平成30年12月議会で初めて提案して以降、一貫してその重要性を訴え、設置への対応を求めてまいりました。6年越しに市民の悲願がようやく形になろうとしており、市民からも喜びと期待の声が届いております。令和6年度予算では約3,700万円が計上されていますが、事業概要と人員体制及び期待される効果について伺います。あわせて、7区役所に窓口を設置することですが、おくやみコーナー設置により、御遺族の負担がどの程度軽減されるのか伺います。

○中村 茂市民文化局長 おくやみコーナー運営事業費についての御質問でございますが、おくやみコーナーにつきましては、区役所に来庁された御遺族が、窓口において何かから手続してよいか分からず、複数の窓口を回ることが負担となっていることなどから、死亡に係る手続や相談に対応できるよう7区役所に委託従事者各1名を配置し、併せて予約管理等を行うコールセンターを別途設置することとしております。コーナーの設置効果につきましては、市民サービスの向上と手続の窓口である区役所の業務効率化が期待できると考えております。御遺族につきましては、多くの窓口を回ることなく、専用窓口で必要な手続を案内することによる心理的負担等の軽減や申請書記入の負担軽減などにつながるものと考えております。以上でございます。

○枝川 舞委員 亡くなられた方を取り巻く環境は多様にわたり、御遺族からの相談内容は個別具体的に及ぶと想定されることから、対応する委託事業者の方には幅広い制度と手続への知見が求められます。習熟には一定の時間を要すると考えられることから、研修への対応が重要になると考えます。見解と対応を伺います。あわせて、コールセンターにおける一定程度のマニュアルの手配は行うのか、見解と今後の取組を伺います。

○中村 茂市民文化局長 おくやみコーナー等の運営についての御質問でございますが、コーナーの運営に当たっては、窓口における手続や関係法令等の知識が幅広く求められることから、委託従事者が必要となる業務知識などが十分に習得できる事前研修や業務開始後にも技能向上に向けた研修を実施するなど、適切に対応を図ってまいります。コールセンターにつきましては、区役所、おくやみコーナーとの連携体制を確保する上で、事前のマニュアル作成や業務フローの整理が重要となることから、事業者と連携しながら、適切なサービスが提供できるよう取り組んでまいります。以上でございます。

○枝川 舞委員 関連して、おくやみガイドブックについてです。令和2年12月議会で我が党のかわの議員の質問において、身寄りのない高齢者にとっても、生前準備を考えやすくするため、使いやすい工夫をと訴えてまいりました。さらに、区役所の窓口サービスだけではなく、関係機関との連携が図られた内容となっているのか、また、おくやみコーナーにおいてはどのように活用していくのか、伺います。

○中村 茂市民文化局長 おくやみガイドブックについての御質問でございますが、現在のおくやみガイドブックにつきましては令和2年4月から配付を開始したものでございまして、約4年間の運用状況も踏まえ、区役所内の手続だけでなく、関係機関等の情報も幅広く掲載するなど、民間事業者のノウハウも活用しながら、利用される方のニーズに沿った冊子となるよう、改訂作業を進めているところでございます。改訂後のガイドブックにつきましては、本年4月から各区役所窓口において引き続き配付するとともに、おくやみコーナー開設後は、ガイドブックをコーナーでの案内と一体的に活用することで、御遺族に寄り添った区役所サービスの向上を目指し、取組を進めてまいります。以上でございます。

○枝川 舞委員 単身高齢者世帯は年々増加傾向にある中で、終活の参考にされる方が手に取ることも想定されます。おくやみコーナーと併せて利用者に寄り添った内容となることを期待いたしまして、次の質問に移らせていただきます。

13款8項2目義務教育施設整備費のうち、新川崎地区学校新設事業費について教育次長と幸区長に伺います。本件においては、特に指定変更や地域の安全対策について御意見をいただいているので質問してまいります。令和7年4月開校予定の仮称新小倉小学校の新設に向けた取組について約102億円の予算が計上されています。直近で2月16日に行われた住民説明会の内容と住民の方からはどのような意見が上がったのか伺います。

○池之上健一教育次長 新川崎地区学校新設事業費についての御質問でございますが、説明会では、学校施設の概要、児童数等の推計、通学区域及び学校の名称案に係る意見募集の結果や検討経過、決定理由等について説明し、参加者からは、今後の児童数の推計や将来的な学校選択制の可能性、地域に開かれた学校づくりなどについて御意見や御質問をいただいたところでございます。以上でございます。

○枝川 舞委員 昨年11月の文教委員会で地域への意見募集結果の報告がなされました。回答数169件のうち、賛成意見84件、反対意見67件、その他の意見18件とのことですが、具体的にどのような反対意見が挙げられているのか伺います。あわせて、そのような意見への丁寧な対応が求められますが、取組を伺います。

○池之上健一教育次長 新川崎地区学校新設事業費についての御質問でございますが、初めに、地域への意見募集におきましては、学校の選択制を導入してほしい、通学区域を周辺地域に拡大してほしい、地域の分離や交流への懸念がある、近隣校と施設設備に差異が生じるなどの意見がございました。次に、こうした御意見への対応につきましては、検討経過等を丁寧に説明することを目的として、2月16日に小倉小学校の地域を対象に説明会を実施したほか、東小倉小学校の地域においても今月21日に説明会を実施する予定となっております。また、メール等による御意見等も随時受け付けており、引き続き丁寧に対応してまいります。以上でございます。

○枝川 舞委員 さきの委員会では、通学区域設定に伴い、開校時特例措置は取らないと

の判断が示されました。対象者へのアンケート結果によるものと報告がありましたが、回答率が56%と約半分の方の意向は示されていない中で、少なからず、小倉小学校では8%、東小倉小学校では19%の方が新設校開校後も現在の通学校を希望しています。そのような中で、就学学校の指定変更は他校と同様に扱うとのことですが、毎年保護者の方からは、市内の指定変更はハードルが高過ぎるとのお困りの声をいただいています。現在の指定変更手続では、指定学区の学校と就学を希望する学校の両者の校長先生との面談を要し、判断を強いられる校長先生はその線引きに困るとの声もあります。病院の診断書を強く求められたり、保育園や幼稚園の先生から証言をもらうなどのケースもあり、本人や保護者のみならず、校長先生にとっても大きな負担となっています。今回のアンケートで、新設校開校後も現在の通学校を希望している14名のうち11名が開校時の令和7年度には5・6年生となる現在の3・4年生であります。対象時期に受験を控えた環境の方もいることが想定されます。さらに、これまでの御意見から、様々な理由により新設小学校への指定変更の希望が出されることも大いに想定されると思います。主役の子どもたちの目線に立ち、気持ちに寄り添った柔軟な対応が求められますが、見解と今後の取組を伺います。

○池之上健一教育次長 通学区域についての御質問でございますが、指定変更につきましては、心身の障害による通学上の負担軽減や特別な事情により教育的配慮を必要とする場合など、校長が施設状況等も勘案し、特別に認めた場合に限り行っているものでございます。新校の開校後も在籍校への就学を希望する場合の指定変更につきましては、本年11月頃に送付する就学学校の指定通知書が届いた後、申請していただくこととなりますが、事前に手続の方法などについて、新設小学校の通学区域にお住まいの保護者に対して周知を行うとともに、校長との面談回数を少なくする工夫など、保護者等の負担軽減の取組について検討してまいりたいと考えております。以上でございます。

○枝川 舞委員 施設の設備について新築工事が今進んでおりますが、校内のバリアフリー化及び防災機能についてはどの程度整備されるのか、具体的な取組を伺います。

○池之上健一教育次長 新川崎地区学校新設事業費についての御質問でございますが、初めに、バリアフリー化につきましては、福祉のまちづくり条例に基づき、階段やスロープへの手すりの設置をはじめ、エレベーターの整備や校舎の各階へのバリアフリースイアの設置など、安全で、誰もが使いやすい施設としております。次に、防災機能につきましては、マンホールトイレの設置や災害時応急給水拠点としての整備等を予定しております。以上でございます。

○枝川 舞委員 関連して、避難所機能についてです。避難所運営会議の設置について、今後の見通しを幸区長に伺います。

○赤坂慎一幸区長 避難所運営会議の設置についての御質問でございますが、仮称新小倉小学校に係る避難所運営会議につきましては、地域防災計画において同校が新たに避難所として指定された後、周辺の自主防災組織や関係局などの協力をいただきながら、開校後、速やかに設置できるよう取り組んでまいります。以上でございます。

○枝川 舞委員 指定避難所となれば、通学区の新小倉だけではなく、近隣の小倉3丁目・4丁目からも避難してくることが想定されます。避難所までの安全確保の観点から、周辺の安全対策は必須です。また、新設校の基本方針に地域の交流や多様な活動を支える、安全・安心な地域コミュニティの核の形成と示されており、今後、地域交流の場となれば、

人が集まり、その安全は確保しなければなりません。正門の目の前を通る市道小倉18号線は日常的に車や自転車の交通量が多く、地元からは、信号機及び横断歩道設置に関する要望書が交通管理者へ提出されています。来年春の開校に間に合うよう、地元の声に寄り添った安全対策が急務です。まずは、関係局において共通認識を持っていただくことが大変重要です。庁内で連携して市民の安全確保に向けた取組を進めていただくよう要望いたします。

次の質問です。4款1項2目子育て支援事業費のうち、不育症検査費用助成事業費について子ども未来局長と経済労働局長に伺います。不育症は、妊娠はするけれども、胎児が育たず、流産や死産を2回以上繰り返す場合をいいます。決してまれなことではなく、全くリスクのない方でも15%起こり得るとの研究結果が出ています。国では、研究段階にある不育症検査のうち、保険適用を見据え、先進医療として実施されるものを対象に、不育症検査に要する費用の一部助成が令和3年度から始まりました。本市においてもこれを活用し、川崎市に住民登録のある方を対象に1回6万円を上限として検査費用の公費助成を行っています。令和6年度予算は48万円と少額な気もしますが、事業概要と不育症の相談件数も含め、これまでの利用実績を伺います。

○阿部浩二子ども未来局長 不育症検査費用助成事業についての御質問でございますが、本事業は、流・死産回数が2回以上の不育症に悩む方を対象に、先進医療に位置づけられた不育症検査に要する費用の一部を助成するもので、助成額につきましては、1回の検査につき6万円を限度とし、先進医療を実施している医療機関で受検した場合が対象となるものでございます。実績につきましては、川崎市不妊・不育専門相談センターでお受けしている相談件数は、令和3年度8件、令和4年度4件、令和5年度は12月時点で7件でございます。不育症検査は、令和3年度11件、令和4年度ゼロ件、令和5年度は12月時点でゼロ件でございます。以上でございます。

○枝川 舞委員 件数が少ない理由として、利用できる病院が少ないことが考えられます。現在、全国でも登録医療機関は16施設で、関東では東京都中央区と千葉県船橋市にあるクリニックのみです。不育症に悩む方が利用しやすいよう、助成対象となる川崎市内の医療機関の登録が望まれますが、見解と取組を伺います。

○阿部浩二子ども未来局長 不育症検査費用助成事業についての御質問でございますが、本事業は国の先進医療に位置づけられるものでございまして、実施機関は先進医療を実施する医療機関として登録される必要がございます。制度の普及には実施機関の増加が必要だと考えられますので、市内医療機関に向け、国の先進医療への協力につながるよう、機会を捉えて御案内してまいりたいと存じます。以上でございます。

○枝川 舞委員 関連して、卵子凍結についてです。卵子凍結とは、卵巣から取り出した卵子を凍結させ、妊娠、出産したいタイミングまで保存することです。これまでは病気の場合に、妊娠、出産できる可能性を残す医学的適応によるものが行われてきましたが、近年は妊娠を望んだときのために備える社会的適応による卵子凍結が注目を集めています。現在、卵子凍結は保険適用外で、保管費用も含めると50万円～100万円程度かかり、また、凍結した卵子を使うときも同じぐらいの費用がかかると言われています。自治体でも助成などの検討が始まりました。千葉県浦安市では、2015年から2017年、全国に先駆けて、大学病院との共同研究事業により、20歳から34歳の女性を対象に採卵、凍結にかかる費用と

3年間の保管料を全額補助しました。現在では男性の不妊検査・治療の助成を行っています。東京都では、昨年10月より、18歳から39歳の女性を対象に卵子凍結と使用時の費用助成を開始しました。説明会参加を条件としており、約5か月で参加者は9,000人に上り、令和6年度予算が大幅に拡充される見込みです。山梨県でも上限20万円の助成が開始される予定です。将来、子どもを産み育てたいと望んでいるものの、仕事や介護、パートナーとの関係など様々な事情により、すぐには難しいという方にとって、卵子凍結は将来の妊娠に備える選択肢の一つです。妊娠、出産を望む方が自らの健康を管理するプレコンセプションケア普及の観点からも、選択肢の一つとして正しい知識を得ることは重要と考えますが、本市の見解と今後の取組を伺います。

○阿部浩二こども未来局長 プレコンセプションケアについての御質問でございますが、社会的適応の卵子凍結につきましては、メリット、デメリットがあり、卵子凍結に関する正しい情報の普及が重要であると認識しているところでございます。妊娠、出産に関わる様々な情報を正しく理解した上で、ライフプランを自ら選択していく必要があると考えておりますので、学校への出前講座等、プレコンセプションケアの機会なども活用しながら、適切な情報提供に努めてまいりたいと存じます。以上でございます。

○枝川 舞委員 さきの神奈川県議会において、卵子凍結について研修や休暇制度を設けるなどの支援に取り組む県内の中小企業に奨励金を交付する方針が示されました。厚生労働省の調査では、5.5組に1組が不妊治療を受けている一方、精神面での負担、通院回数や仕事との日程調整などを理由に、仕事と治療の両立ができなかったとした人の割合は35%と決して少ない数ではありません。さらに、女性の不妊治療経験者の23%が仕事との両立に困難さを感じ、離職していることが分かりました。治療中の多くの方は、職場に告げられず、誰にも相談することなく治療を行い、密かに両立に悩み、理由を告げることができずに離職しているという実態が明らかになりました。これまでキャリアを積んできた女性社員が不妊治療と仕事との両立に悩んで離職してしまうことは、本人にとっては不本意であり、寄り添った支援が求められます。また、女性管理職の育成に取り組む企業にとっても損失であり、不妊治療と仕事との両立支援は喫緊の課題です。治療を受けながら働く女性が仕事と両立できる職場環境の整備を支援することが重要だと考えますが、見解と取組を経済労働局長に伺います。

○久万竜司経済労働局長 仕事と不妊治療の両立についての御質問でございますが、働く方々の中には、仕事と不妊治療を両立することが難しく、やむを得ず離職する方もいると伺っており、本人が職を失うことはもとより、企業にとりましても貴重な人材を失うことになるかと認識しております。本市におきましては、働き方改革・生産性向上推進事業により、市内中小企業に対し、育児や介護と仕事の両立など働きやすい職場環境づくりに向けた取組を支援しているところでございます。こうした支援の一環として、企業や職場において不妊治療に関する理解が深まるよう、関係局との連携をはじめ、神奈川県とも情報共有しながら、様々な広報媒体を通じた情報発信を行うとともに、不妊治療に取り組みやすい職場環境づくりについて各種セミナーや企業訪問などの際に働きかけてまいります。以上でございます。

○枝川 舞委員 御答弁、ありがとうございました。質問を終わります。

○木庭理香子委員長 お諮りいたします。暫時休憩いたしたいと思いますが、御異議あり

ませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○木庭理香子委員長 御異議ないものと認めます。およそ5分休憩いたします。

午前11時26分休憩

午前11時34分再開

○木庭理香子委員長 休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。

発言を願います。

○市古次郎委員 私は、学校プールの維持管理について、避難所のトイレについて、多子世帯支援について、街路樹維持管理及び公園緑地維持管理事業費について、教職員の予防監察・相談調整担当について、一問一答で伺ってまいります。

学校プールの維持管理について教育次長に伺います。昨年の学校プールの水流出事故の件は代表質問でも取り上げ、作業を行った先生らに直接請求したことは誤りであることを指摘させていただいています。理由として、操作マニュアルさえなかったこと及び故意、重過失はなかったと認識しながら、僅かな過失のみで現場に直接請求という処分を行ったからです。その後、横浜市でもプールの給水栓を閉め忘れ、3日間、水が流出する同様の事案が発生したものの、マニュアルが作成されていなかったこと、教育委員会としてもマニュアルの作成指示をしていなかったことから、操作をした教員、校長に故意、重過失はなく、賠償請求を行いませんでした。決して感情論ではなく、法解釈から照らしても真つ当な判断であり、改めて本市の判断の誤りが浮き彫りになったと思います。昨年11月28日付で学校プール給水方式等に関する調査を行っています。その中で、プールに関する作業についての所要時間を回答する設問があります。例えば最長と最短で所要時間に大きな開きがあったのか伺います。

○池之上健一教育次長 学校プールについての御質問でございますが、令和5年11月に実施した学校プール給水方式等に関する調査についてでございますが、プールの給排水に係るおおよその作業時間は給排水ともに、最短で1時間程度、最長で、給水では約100時間、排水では約72時間となっております。以上でございます。

○市古次郎委員 1時間と100時間、設備によってこれだけ大きな差が確認できたということです。今回の調査での設問は、給排水に要する時間を聴いているので、そのほか、清掃などの作業時間は対象になっていないとのこと。例えばろ過装置が故障したままの学校では、休日に学校に出てきて、藻が生えないように清掃を行っているといった現場の先生からの声も聞こえてきます。故障したままのろ過装置は早期に修繕すべきです。また、未設置のプールにも設置を検討するべきと思いますが、併せて伺います。

○池之上健一教育次長 学校プールについての御質問でございますが、プールろ過装置につきましては、例年2校程度の老朽化した装置を更新しており、業者による点検結果や故障等により修繕が必要となった場合には、学校からの申請に基づき対応しているところでございます。今年度につきましては、装置の周辺配管も含め、学校から14件の修繕申請があり、このうち10件の工事を実施し、残りの4件につきましても来年度のプールの使用開始までに対応してまいります。また、ろ過装置につきましては、老朽化に伴い、プールを更新する際に設置することとしており、現在更新予定のプールがないことから、設置の予定はございません。以上でございます。

○市古次郎委員 修繕は速やかに行っていただければと思います。しかし、ろ過装置が設置されていないプールはそのまま、また、調査でも給水に100時間を要する実態が明らかになったわけです。9月議会での私たちの代表質問で、教職員の負担軽減にも資する民間活力の活用等を含め、再発防止に向けた検討を進めていくとの答弁がありました。具体的にどういった取組を行うのか伺います。また、民間活用とお聞きしますと、学校プールの効率的な運用・整備の推進で示されている民間プールの活用も加速していくということなのか、併せて伺います。

○池之上健一教育次長 学校プールについての御質問でございますが、プール関連設備のブレーカーの操作につきましては、自家用電気工作物保安業務委託等において民間事業者が担う業務に位置づけ、教職員が行うことのないようにするとともに、その他のプール関連作業につきましても、今回の調査結果を踏まえて内容を整理し、教員以外の職員も含めた協力体制の構築、役割分担について検討しているところでございます。また、民間プールの活用につきましては、学校プールの新設、更新等の必要があることや活用するプールが学校から徒歩またはバスでおおよそ10分圏内にあることなどを要件としており、今後につきましては、各学校のプールの状況や民間プール等の立地状況が地域ごとに様々であることから、状況に応じて適切に対応してまいりたいと考えております。以上でございます。

○市古次郎委員 ブレーカー操作については、私たちも安全衛生規則違反に抵触する点について申入れで指摘をさせていただきました。禁止とした対応は大切なことだと思います。また、教員以外の職員も含めた協力体制の構築ということですので、用務員の方たちの業務が増えることが予測されます。丁寧な協議をしていただいて、必要に応じた人員配置は改めて要望させていただきます。学校プールの廃止については、子どもたち、教職員、保護者、住民の合意といった丁寧なプロセス、移動時間増により教職員の負担増や子どもたちの水泳時間が減ってしまうこと、また、災害対応等の点から廃止ありきで進めていくべきではないと、過去の議論でも申し上げているところです。実際に西有馬小や大戸小では運用が始まっていますが、見えてきた課題について伺います。

○池之上健一教育次長 学校プールについての御質問でございますが、民間プール等の活用につきましては、移動時の安全確保、必要な授業回数を履行できる施設が少ないなどの課題がございますが、その解消に向けて、引率者の確保や早い時期からの事業者との調整等を行っているところでございます。以上でございます。

○市古次郎委員 民間プールの使用状況によって必要な授業回数が確保できないというのは本末転倒でありますし、引率者の確保の点でも、実際には、地域、保護者の方に御協力をいただいているとお聞きしておりますので、廃止決定までの丁寧な説明プロセスはやはり重要であるという点も認識していただければと思います。

学校プールの必要性として、もう一つ忘れてならないのが災害時の活用です。その観点も含めて次の質問に移ります。避難所のトイレ、特にマンホールトイレについて危機管理監に伺います。能登半島地震でも大きな課題となっているのは避難所のトイレです。国交省が作成したマンホールトイレ整備・運用のためのガイドラインでは、トイレが不衛生な場合などの理由で、トイレに行く回数を減らすために水分や食事を控え、その結果、脱水症状、慢性疾患が悪化するなどして体調を崩し、災害関連死を引き起こすとも指摘されています。災害時のトイレとして、携帯トイレ、簡易トイレ、仮設トイレとそれぞれ特徴が

ある中で、日常使用している水洗トイレに近い環境を確保できるマンホールトイレは、災害対策基本法に基づき作成された防災基本計画でも指定避難所での整備が推奨されています。他都市の動向を御紹介すると、堺市は指定避難所となる全ての市立小学校への整備が完了、横浜市でも学校等の指定避難所を含む全ての地域防災拠点459か所にマンホールトイレを整備する方針とのことです。本市のマンホールトイレの指定避難所への整備方針及び指定避難所である市立学校での整備の現在の設置状況を伺います。

○飯塚 豊危機管理監 マンホールトイレについての御質問でございますが、マンホールトイレの整備につきましては、学校等の新築や大規模改修の機会を捉えて、下水道管路が災害時に使用できる可能性が高い場合、マンホールトイレから下水道本管までの間で排水に必要な勾配が確保できる場合、洗浄用の水が確保できる場合など、必要な条件を満たした場合に關係局と整備を検討することとしておりまして、現在、指定避難所でもある市立学校172校のうち、幹線道路沿いの地域防災拠点となる中学校や近年新設や大規模改修のあった小中学校22校に合計177基が設置されているところでございます。以上でございます。

○市古次郎委員 答弁の中で必要な条件として、洗浄用の水が確保できる場合とありました。マンホールトイレは下水道本管に直結するタイプと、一度貯留し、外部からの水によって流下させる貯留タイプがありますが、学校に設置されている22か所中、貯留式は幾つあるのでしょうか、また、し尿を流す水源は何を想定しているのでしょうか、伺います。

○飯塚 豊危機管理監 マンホールトイレの設置状況等についての御質問でございますが、市内の指定避難所に設置されている貯留型のマンホールトイレは21か所となっております。し尿を下水道管路に流下させるための水源についてでございますが、避難所となる学校の水道設備の被災状況により変わってくると考えておりますが、学校にプールが設置されている場合には、プールの水を利用することも想定しているところでございます。また、水源が近くにない場合などにつきましては、能登半島地震でも同様の取組がございましたが、簡易型の貯水槽などに給水し、使用するなど、被災地での取組を参考としつつ、個々の状況を踏まえながら対応を図っていくものと考えております。以上でございます。

○市古次郎委員 22か所中、21か所が水源を必要とする貯留式とのことです。学校に本管直結型のマンホールトイレを設置するのは、配管の位置関係から容易ではないということもお聞きしています。水源については簡易型の貯水槽などに給水とありましたが、災害時、給水はどのように行うのかも不透明です。やはり今あるものを使う。マンホールトイレの水源として一番有効なのは学校プールの水であるということは明らかなわけですが、学校プールの安易な廃止は行わないように要望するとともに、携帯トイレの意識啓発も大切な取組だとは思いますが、スフィア基準では、し尿管理について、人々の尊厳、安全、健康とウェルビーイングのためには、人間の排せつ物がない環境があることが重要と定義されています。この定義に近づけていくには、衛生面で極めて有意なマンホールトイレは有効です。災害時のトイレの在り方の検討を進めていく上で、地域防災計画にもしっかりとマンホールトイレの整備を位置づけて、指定避難所への早期設置を要望させていただきまして、次の質問に移ります。

多子世帯支援についてこども未来局長に伺います。4月から拡充される多子世帯支援について、なかなか方針が示されなかった認定保育園などの認可外保育施設に通う世帯についても、年齢、施設制限が撤廃され、軽減額も1万円から1万6,000円に拡充されることに

については私たちも要望してきましたので、一定評価をさせていただきます。1万円から1万6,000円の引上げについて、この6,000円の算出根拠について伺います。

○阿部浩二こども未来局長 川崎認定保育園の多子世帯支援の拡充についての御質問でございますが、川崎認定保育園につきましては、各保育施設が独自のサービスを提供しており、料金設定も様々であることから、多子世帯の保育料軽減額は定額としているところでございます。軽減額の拡充につきましては、年齢及び利用施設等の制限撤廃により、保育料負担額の軽減効果が見込まれますが、認可保育所等を利用する世帯とその効果に差が生じるため、認可保育所等とのバランスを図ったものでございます。以上でございます。

○市古次郎委員 一方で、今回の拡充では必ずしも軽減が図られない双子のお子さんを持つ多胎児世帯です。2人とも認可保育所にいる場合、第2子半額の軽減が図られているからです。半額だから大丈夫と思われる方もいるかもしれませんが、この川崎ではそうはなりません。それは、保育料が高過ぎるからです。30代共働きの保護者の方から、世帯年収1,200万円で保育料が一番上のC25等級となり、毎月第1子が8万2,800円、第2子が4万1,400円、延長保育を最大限まで活用すると、さらに8,000円プラスで毎月13万2,200円、住宅ローン、食費、電気、光熱費の高騰する中、年間158万円以上を、3年間、どうやって支出できるのでしょうか、あまりにも川崎市の保育料は高過ぎますという声が届いています。保育料が高いという声は複数の方から届いていますので、率直にお聞きします。なぜ川崎市の保育料はこんなに高いのでしょうか伺います。

○阿部浩二こども未来局長 認可保育所等の保育料についての御質問でございますが、認可保育所等の保育料につきましては、子ども・子育て支援法施行令に基づき、国が定める金額を上限として、世帯の所得状況等に応じて各自治体が定めるものでございまして、本市におきましては、低所得層の利用者に一定配慮しながら、市が保育料の一部を独自に負担することで、国が定める金額以下の保育料を設定しているところでございます。以上でございます。

○市古次郎委員 福祉の面で低所得の世帯の保育料を低額にしていることは理解できません。それはもちろん維持すべきです。しかし、市民税均等割のみ世帯の保育料は、本市5,300円に対し、千葉市4,110円、低所得層の支援をもっと手厚くしている自治体はあります。答弁で世帯の所得状況等に応じて各自治体が定めるとありました。自治体ごとに収入に応じて階層区分が設けられていますが、本市で一番多いC16等級、世帯年収約600万円から700万円の世帯も含め、等級が高くなるにつれて保育料は上がっていきます。総務省が行った小売物価統計調査をベースに、政令市の平均保育料ランキングがありました。高い順に、仙台市、京都市、さいたま市と続いているわけですが、2人のお子さん同時に保育園を利用した場合の金額を御要望のあった本市のC25等級で比較した場合、ディスプレイ、お願いいたします。仙台市10万5,000円、京都市12万1,500円、さいたま市10万9,200円に対し、川崎市12万4,200円となっており、高いと言われている政令市で最高額の京都市をさらに上回り、仙台市、さいたま市と比べても約1万5,000円～2万円、本市の保育料が高い状況となっています。まずは、高過ぎる保育料の引下げ、もしくは政令市である福岡市や静岡市のように全ての多子世帯が対象となる第2子無料を検討していくべきです。伺います。

○阿部浩二こども未来局長 認可保育所等の保育料についての御質問でございますが、将来を担う子どもの医療費や保育料等については、本来自治体間で差異のある取組ではなく、

国の責任において、全国一律の制度として構築するべきであると考えておりますので、引き続き、国に対し、他の政令市等と連携して保育料の負担軽減に係る見直し等について要望するとともに、本市においては、限られた財源の中で安心して子どもを産み育てることができる環境づくりの観点から、本制度を含め、総合的に子育て支援施策を推進してまいります。以上でございます。

○市古次郎委員 国への要望はもちろん進めていただければと思います。しかし、あらゆる子育て支援の拡充を求めると、国の責任という答弁が引用されます。あえて紹介はしませんでしたでしたが、ディスプレイ、お願いいたします。隣を見れば東京都です。本市と隣接した大田区、世田谷区、調布市、稲城市、狛江市、町田市、多摩市は、2人のお子さんが保育園を利用した場合、本市保育料の半額もしくはそれ以下です。上がり続ける現在の国民負担率は46.5%、さらに追い打ちをかける物価高騰、その直撃を受けている川崎の子育て世帯の声に耳を傾け、国待ちにせず、東京は財源がと白旗を上げるのではなく、できることから進めていくべきです。引き続き、高過ぎる本市の保育料については取り上げていくことを申し上げて、次の質問に移ります。ディスプレイ、ありがとうございます。

街路樹維持管理事業費及び公園緑地維持管理事業費について建設緑政局長に伺います。区共通予算の公園緑地、街路樹の維持管理に23億4,000万円余が計上され、今年度比約3割増となりました。本会議初日の提案説明の中で街路樹公園緑地の管理水準の向上という説明がありましたが、管理水準の向上とは具体的にどういうことなのでしょう。伺います。

○福田賢一建設緑政局長 公園緑地、街路樹についての御質問でございますが、公園緑地や街路樹の維持管理につきましては、これまで樹木などの特性に応じた時期に剪定を行うなど適切な対応に努めておりますが、特に高木等においては樹木の成長に応じた剪定等が行き届かない箇所もございました。このため、全国都市緑化かわさきフェアを契機として、公園緑地では公園の立地や植栽の特性に応じて、また、街路樹では路線ごとの特性に応じてそれぞれ分類し、計画的な剪定等に取り組むこととしたものでございます。令和6年度の実施につきましては、分類した公園緑地と街路樹において、一定のサイクルで高木剪定や低木の刈り込みなどを行うとともに、計画的な維持管理を行うための調査、検討を実施してまいります。以上でございます。

○市古次郎委員 来年度はその予算が各区道路公園センターに分配されていますが、具体的に、例えば中原区ではどのような取組がなされるのでしょうか伺います。

○福田賢一建設緑政局長 公園緑地、街路樹についての御質問でございますが、令和6年度の中原区における取組につきましては、分類に応じて抽出した公園や路線において高木の剪定等を行ってまいります。同区にはかわさきフェアのコア会場である等々力緑地がございますことから、主要駅である武蔵小杉駅などからのアクセスにも考慮し、街路樹などの高木剪定や刈り込み等を実施してまいります。以上でございます。

○市古次郎委員 ディ스플레이、お願いいたします。雑草が伸び、見通しの悪い公園の園路及び伸び放題となる渋川の除草は毎年近隣の方から陳情が届いているのではないのでしょうか。地域の方からは、きれいにするのは小杉周辺だけかといった声も日々届いております。ぜひ陳情待ちにしないで、市民の暮らしに行き届く街路樹、公園緑地の管理水準の向上を要望して、最後の質問に移ります。ディスプレイ、ありがとうございました。

来年度から配置される教職員の予防監察・相談調整担当について教育次長に伺います。

来年度より、教職員の服務規律の確保や不祥事の未然防止策の強化を図るとともに、教職員がより相談しやすい環境づくりなどを目的として、教育委員会事務局職員部に予防監察・相談調整担当を設置されるとのことです。不祥事の未然防止策の強化とはどのような活動を行うのでしょうか。例えば2月16日付で報道のあった教職員の処分の未然防止は、この対策を用いてどのように行うのか伺います。

○池之上健一教育次長 予防監察・相談調整担当についての御質問でございますが、服務規律の確保に向け、これまでも機会あるごとにその徹底を図ってきたところでございますが、新たに設置する担当は、教育委員会職員服務規程に定める職員の果たすべき基本的な義務につきまして、文書による通達や合同校長会議、各種研修会などあらゆる機会を捉えて繰り返し注意喚起を行うほか、他都市における事例等についても調査研究を進め、効果的な手法について検討しながら、不祥事の未然防止に取り組んでまいります。以上でございます。

○市古次郎委員 繰り返し注意喚起という答弁がありました。服務規程だからとトップダウンで落とし込んで締めつけるだけでなく、今の現場の状況に照らして声を聞き、双方向で取り組んでいくことが必要だと思います。出張費の不正受給について、実際に使用した交通手段と違う申請を行っていたことは事実かもしれません。しかし、代表質問でも取り上げましたが、先生の未配置が深刻な中、子どもたちへの影響を考慮し、ぎりぎりまで授業等の準備をして、移動時間を短縮するために車での移動という選択肢を取ったこと、ガソリン、駐車場代等の持ち出しも想像できる中で、決して交通費を不正に受給することが目的ではないことも想像できます。自家用車での出張は教職員給与が県費から市費に移管される2017年まで認められており、その後、禁止になったとのことです。しかし、神奈川県、横浜市、相模原市は認めています。なぜ川崎市だけ認めてこなかったのでしょうか伺います。また、車での出張が認められなくなってから今日までの約7年間、一度でも学校現場の意識調査を行ったのでしょうか伺います。

○池之上健一教育次長 自家用自動車等の公務使用についての御質問でございますが、平成29年度の県費負担教職員の市費移管の際に、本市においては、自家用自動車等に係る旅費の定めがなかったことや職員の自家用自動車等を公務に用いることに課題があること等の理由から、自家用自動車等の公務使用を認めていない本市の制度に合わせたものでございます。また、学校現場の意識調査については行っておりませんが、県費負担教職員の市費移管の際には、職員団体と協議を重ね、勤務条件の調整を図ったものでございます。以上でございます。

○市古次郎委員 なぜ来年度から自家用車での出張を認めることにしたのか伺います。

○池之上健一教育次長 自家用自動車等の公務使用についての御質問でございますが、本年4月からの制度の見直しにつきましては、児童生徒への指導等により出張先の用務に間に合わない場合があるなど、学校運営上の課題があることを改めて認識したことから、他都市の状況も踏まえ、自家用自動車等を出張時に使用できるよう、新たに基準を設けることとしたものでございます。以上でございます。

○市古次郎委員 現在の規定では課題があるとお認めになったということなんですね。近隣自治体は認めている自家用車での出張を禁止してから7年間、一度も現場の状況をヒアリングせず、ただただ服務規程の徹底を図って、でも、やっぱりその規定は変えるという

ことなんです。決めたから従えではなく、制度変更後、移行期間を設けて、もっと早くヒアリングを行っていれば、今回の突然の大量処分にはつながらなかったのではないのでしょうか。不作為にも近い教育委員会の後手後手の対応は指摘しておきたいと思います。次に、相談調整担当についてです。増加傾向のハラスメント相談対応として、迅速かつ的確な初動対応、客観性の担保等を目的に設置されるということです。その目的を果たすためには、相談しやすい環境づくりが必須です。今までは人事権のある人事課の管理職が行っていましたが、それでは相談しにくいことは容易に想像がつきますので、人事課ではない職員部で職員を配置することは一定評価できます。複数配置とのことですが、当然男性、女性それぞれを相談員として配置するべきですが、伺います。また、相談員のスキル向上のためにも、ハラスメント防止研修だけでなく、しっかり話を聞く傾聴スキルなどの具体的なコミュニケーション研修等も行うべきです。見解を伺います。

○池之上健一教育次長 予防監察・相談調整担当についての御質問でございますが、担当職員につきましては、その経験と能力を踏まえた適材適所の人事配置を行うとともに、庁内外の研修等を活用することで、スキルの習得、向上に努めてまいります。以上でございます。

○市古次郎委員 最後に、教育長に伺います。ハラスメントも当然懲戒処分の対象となる行為です。2月の教職員の大量処分は、サービス規程違反の事例が明らかになったのがきっかけで調査を行ったのであれば、実際に発生しているハラスメントの実態調査も行うべきではないでしょうか伺います。

○小田嶋 満教育長 ハラスメントの実態調査についての御質問でございますが、実態調査につきましては、厚生労働省の指針では、必要に応じて、労働者や労働組合等の参画を得つつ、アンケート調査や意見交換等を実施するなどにより、その運用状況の的確な把握や必要な見直しの検討等に努めるとされており、本市におきましては、各任命権者の人事担当課や職員団体等で構成されるハラスメント防止対策委員会において定期的に意見交換等を行っており、引き続き、こうした枠組みを活用するとともに、今回設置する予防監察・相談調整担当において教職員がより相談しやすい環境を整えることで、ハラスメントの防止に向けて適切に対応してまいります。以上でございます。

○市古次郎委員 実態調査はやらないということです。アンケートを行うことの効果は、それ自体が行為者への牽制、全体の啓発活動にもつながります。また、相談体制を充実しただけでは、その実態、全体像ははかれません。無記名、個別対応を目的としない実態調査、現状をまず把握しなければ効果的な対策など打つことはできないこと、この点は繰り返し要望させていただきます。

2023年度も間もなく終わりとなります。この1年、学校プールの水の直接請求に始まり、対策が義務化されてから3年後にようやく具体的に動き出したハラスメント対策、後手後手の対応下での突然の大量処分、そして、2月1日現在の142.5人に上る過去最悪の未配置の状況です。業務過多、人手不足の中で懸命に頑張っている先生たちの声を聴き、働きやすい環境づくりに尽力することは川崎の子どもたちの教育を受ける権利を守ることに直結する至上命題です。教育委員会の皆さんには、来年度こそ、子どもたちのために教職員を支える環境づくりに取り組んでいただくことを強く要望いたしまして、質問を終わります。

○那須野純花委員 私は、通告に従いまして、一問一答にて、4款1項2目、周産期母子

保健包括支援事業費のうち妊娠・出産SOS相談事業について、同じく4款1項2目、健全母性育成事業費について、7款3項1目中小企業支援費について、6款3項2目、普及広報活動事業費について質問させていただきます。

まず、周産期母子保健包括支援事業費のうち、妊娠・出産SOS相談事業について伺います。妊娠・出産SOS相談事業として、令和6年度予算では93万8,700円が計上されています。この事業の目的、令和4年度の年代別の相談件数と相談内容について伺います。

○阿部浩二こども未来局長 妊娠・出産SOS事業についての御質問でございますが、本事業の目的は、予期していない妊娠等で誰にも相談できず悩んでいる人の個別相談に応じ、妊娠や出産に関する正しい情報を伝えるとともに、地域の相談窓口を御案内するものでございます。令和4年度の年代別の相談件数は、10代が54件、20代が39件、30代が29件、40代以上が5件でございます。主な相談内容といたしましては妊娠したかもしれないという相談が最も多く、次いで、妊娠を継続することへの不安や月経等体の相談などとなっております。以上でございます。

○那須野純花委員 10代の相談が一番多く、また、妊娠への不安等に関する相談が多いとの御答弁でした。インターネットでの検索では様々な情報を得ることもできますが、それが正しい情報とは限りません。また、10代の相談者がインターネットの情報が正しいかどうか、判断することは難しいと考えます。信頼できる学校の先生だけではなく、地域の助産師等の専門職に相談できる区役所や妊娠・出産SOSの相談窓口があることは有用です。地域における相談窓口のメリットについて伺います。

○阿部浩二こども未来局長 妊娠・出産SOS事業についての御質問でございますが、性や妊娠に関する悩みは親や教員に相談しにくいことが多く、一人で悩みを抱えたまま、解決できない場合もあるため、地域の相談窓口として区役所地域みまもり支援センターや妊娠・出産SOS相談は重要であると考えております。特に妊娠・出産SOS相談につきましては、匿名で相談をお受けするほか、電話だけでなく、メールも活用し、相談しやすい環境を整え、さらには、助産師が丁寧に相談に対応し、相談者の年代や状況に合わせ、医学的知識に基づいた正しい情報を提供できる利点があると考えております。以上でございます。

○那須野純花委員 とはいえ、川崎市内でも、平成30年3月に、妊娠したことを誰にも相談できず、子どもを自宅で出産し、その後、死亡した女兒を遺棄したという事件が起きています。ホームページに掲載されている川崎市児童虐待死亡事例検証報告書を拝見したところ、区役所の地域みまもり支援センター、児童相談所等の支援機関との接点が持たれなかったとしています。さらに、報告書においては、予期しない妊娠に関する悩みは一人で抱えることなく、援助希求行動が起こせるよう相談につながりやすい環境づくりが必要と掲げた上で、区地域みまもり支援センターにおける相談や妊娠・出産SOS電話相談を設置して対応しているとしていますが、提言内に記載のある年代や業種等ターゲットを絞った普及啓発の取組や相談しやすいアクセス環境を整備するための現段階の取組とその効果をどのように評価しているのか伺います。

○阿部浩二こども未来局長 妊娠・出産SOS事業についての御質問でございますが、本事業の普及に向けましては、市ホームページや市政だよりでの周知をはじめ、妊娠・出産SOS相談カードを作成し、市内の小中高等学校で行う出前講座の際に生徒や先生に配付

するほか、ドラッグストアの妊娠検査薬販売コーナーに配架するよう依頼をしております。また、市内の公共施設や鉄道駅において、ポスターの掲示や構内のデジタルサイネージを活用した広報に努めているところでございます。こうした取組により、妊娠・出産SOS事業の相談件数は年々増加傾向を示しており、周知の効果が現れているものと考えているところでございます。以上でございます。

○那須野純花委員 女性の健康週間等として、毎年3月1日から3月8日までを厚生労働省では女性の健康週間と定め、女性の健康づくりを国民運動として展開しています。本市においてもこの期間に合わせて普及啓発を行っているとしていますが、こちらの取組については担当局が健康福祉局ではありますが、周知においてはこういった機会を活用することも重要と考えます。悩みは分野で分かれておらず、時には横断的な場合もあるため、窓口周知において広報を分けるのではなく、より相談しやすい対応を進めていかなければならないと考えますが、今後の連携について伺います。

○阿部浩二こども未来局長 妊娠・出産SOS事業についての御質問でございますが、女性の健康づくりにつきましては、現在、健康福祉局と連携しながら、女性のライフステージごとの健康課題に対するアドバイス等について、健康週間などの様々な機会を捉えて取組を進めているところでございます。成育基本法に基づく成育基本方針におきましては、女性やカップルを対象として、将来の妊娠のための健康管理を促す取組としてプレコンセプションケアを推進することとされており、本市におきましてもこうした取組が重要だと考えておりますので、女性の健康週間においても普及啓発の項目に加えるなど、引き続き、関係局と連携しながら情報発信等に努めてまいりたいと存じます。以上でございます。

○那須野純花委員 当事者周知においてまだまだ課題があると感じます。公共交通機関等、多くの人目に留まるようポスターを掲示したり、周知用カードを妊娠検査薬の売場やドラッグストアなどの日常的に立ち寄る場所に掲示、配架しているとの御答弁でしたが、例えば学校の個室トイレ等といったところに掲示したり、もっとより身近な設置場所を選ぶことやQRコードを活用してさらなるアクセスにつなげるなど、悩んでいる本人に寄り添い、周知につなげる必要があると考えます。引き続き、対象者の立場になって、設置場所も考えた上で今後の対策を強化いただくことを要望いたします。

続いて、健全母性育成事業費について伺います。妊娠・出産SOS等での相談内容を伺いますと、早い時期から正しい知識を得ることが重要ですが、健全母性育成事業費として、令和6年度予算では64万3,000円が計上されています。この事業費の目的と令和元年度から令和4年度までの予算額、決算額について伺います。また、令和4年度の実施件数とその内容、講師の選定方法について伺います。

○阿部浩二こども未来局長 健全母性育成事業についての御質問でございますが、本事業は、思春期特有の医学的問題、性や心の問題等に関して、学校などにおいて集団指導を行い、健全母性に関する知識等の普及啓発を図ることを目的としており、予算の内容といたしましては講師謝礼でございます。過去4年間の予算額、決算額、実施件数でございますが、予算額につきましては、令和元年度は51万4,000円、令和2年度及び令和3年度は51万6,000円、令和4年度は62万2,000円でございます。決算額につきましては、令和元年度は42万1,000円、令和2年度は31万7,000円、令和3年度は39万6,000円、令和4年度は52万8,000円でございます。実施件数につきましては、小学校、中学校、高等学校で実施した

合計が令和元年度は36件、令和2年度は16件、令和3年度は29件、令和4年度は32件でございます。実施内容につきましては、思春期の心と体の変化、妊娠、出産に関すること、性感染症等を講義するものでございまして、講師につきましては、事前に学校と区役所で協議し、医師や助産師等を選任しているところでございます。以上でございます。

○那須野純花委員 昨年10月には、市立川崎高校で行われた外部講師の方が行われている授業の様子を見学させていただきました。講師の方が高校生たちに対して理解しやすいように身近な事例に合わせて説明がなされていたり、関心が持てるようにと体験型の講義が行われているなど、授業を受けている側を飽きさせない工夫が幾つもされていることに授業のレベルの高さを感じました。そこで、性に関する指導について、学校では発達段階に応じてどのように行われているのか、教育次長に伺います。

○池之上健一教育次長 性に関する指導についての御質問でございますが、小学校学習指導要領の体育では、体の発育、発達が示されており、体つきの変化や初経、精通等について4年生で学習しております。中学校学習指導要領の保健体育では、生殖に関わる機能の成熟や感染症の予防が示されており、生殖機能の発達と妊娠、性情報への対処等について1年生で、性感染症の予防について3年生で学習しております。高等学校学習指導要領の保健体育では、生涯の各段階における健康や現代の感染症とその予防が示されており、家族計画の意義や性感染症に対する個人の行動選択及び社会の取組等について1年生または2年生で学習しております。以上でございます。

○那須野純花委員 学校の授業でも学習する機会があるとのことですが、学ぶ時間や機会が限られていることが現状かと思えます。そのため、授業に加えて、外部の方が学校にまで来てくださる出前授業は印象にも残りやすく、有意義な授業であると考えます。実際に授業をされるフローとして、区役所から養護教諭の先生方にアプローチをされていると伺っていますが、現状と課題、今後の取組について伺います。

○阿部浩二こども未来局長 健全母性育成事業についての御質問でございますが、学校での出前講座の実施に際しましては、区役所地域みまもり支援センターから学校の養護教諭と連携して、実施内容や講師の選任を行っているところでございますが、例年一部の学校に限られており、外部の講師による講義に触れる機会がない児童生徒も多いことから、今後につきましては、より多くの学校で実施できるよう連携を強化してまいりたいと存じます。以上でございます。

○那須野純花委員 事業費についてですが、予算執行額においても例年少額、使用されないままとなっていることを拝見しました。若年層においては、貴重な学びの時間でもあることから、一校でも多くの学校が受講できるように、より区役所から養護教諭の先生方に呼びかけるように連携を進めていただくとともに、使われないうちまになっているからといって予算額を削って縮小するのではなく、どこの学校でも使用できるよう、予算のさらなる活用を進めていただければと思います。

続いて、中小企業支援費について伺います。中小企業支援費として、起業・創業支援拠点運営事業費が今年度より拡充した予算が計上されています。令和6年度に拡充する取組について伺います。また、今年度の取組により、拡充した効果を現時点でどのように見込んでいるのか伺います。

○久万竜司経済労働局長 起業・創業支援拠点運営事業費についての御質問でございます

が、本事業は、本市が国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構——NEDOと市産業振興財団との3者で連携し、全国の起業希望者や事業初期段階のスタートアップ企業を支援対象とする起業家支援拠点「K-NIC」を運営するものでございます。K-NICでは、幅広い業種での起業に対し、相談対応やセミナー、マッチングイベントの開催、専門家等による支援を実施しておりますが、令和6年度以降の取組といたしましては、K-NICに多くの起業家候補人材を集め、主に研究開発を基にした起業家候補人材の発掘と育成の強化を図るため、NEDOが実施する助成事業の採択を目指す起業家候補等10者程度を対象に、事業の磨き上げを支援するプログラムを新たに実施してまいります。また、研究開発型の事業を起業される方においては、その研究成果や技術を基にした製品、サービスが市場や顧客のニーズに適しているかについて、初期段階での仮説検証が重要でありますことから、当該検証をコーディネートする支援を8者程度を対象に新たに実施するものでございます。こうした支援メニューの拡充により、K-NICから継続して多くのスタートアップを輩出していくとともに、研究開発型スタートアップ企業の成長の障壁となる課題に対応することで、起業の成功率を高め、成長の加速化を図ってまいります。以上でございます。

○那須野純花委員 起業するにおいても、企業拠点がどこでもいいわけではありません。顧客や投資家とのつながりを築くためにはアクセスしやすい市場が必要です。そして、資金や労働力、専門知識などのリソースが利用でき、起業家を支援する体制が整備されていることが重要です。創業文化が根づいた場所では、起業家同士が情報交換や協力を行い、アイデアやプロジェクトを発展させていくには幾つかの要素を兼ね備えた拠点が必要と考えますが、一方で、川崎での起業を選ぶからには、その土地ならではの独自の特徴や文化などを生かすことや地域に根差したビジネスアプローチ、川崎らしいアイデンティティを生かすことが重要と考えますが、これまでのスタートアップ支援と他都市との違いについて伺います。

○久万竜司経済労働局長 これまでの支援実績等についての御質問でございますが、平成30年度のK-NIC開設から、コワーキングや専門家への相談、支援プログラムへの参加など延べ3万人を超える起業家等に御利用いただき、対応した相談件数は2,300件を超え、こうした支援を通じて、これまでに起業に至った件数は64件となっております。こうした中には、起業前後にK-NICでの支援を受け、その後、かわさき新産業創造センター——KBICや殿町キングスカイフロントに拠点を設け、成長する企業が複数生まれるなど、着実に成果を創出しているところでございます。本市のスタートアップ支援の特徴といたしましては、NEDOと連携して起業家支援拠点を運営する唯一の自治体でありますことから、全国から起業家が集まること、研究開発型企業やものづくり企業が集積する強みを生かして、革新的な研究成果や技術シーズを基にした起業家やスタートアップ企業を創出していることなどでございます。以上でございます。

○那須野純花委員 スタートアップが生み出されるためには、人材の創出、育成も必要不可欠と考えますが、人材創出の取組の拡充に向けて、小学生、中学生を対象として、かわさきジュニアベンチャースクールや高校生向けとして量子ネイティブ人材育成プログラムがあります。私も拝見しましたが、子どもたちが自ら考え、行動し、成長している姿に将来への希望を抱きました。幼少期からこういった機会に触れることで、参加者自身の創造

性と問題解決能力の育成につながることや地域で学べる環境があることで、こういった経験がシビックプライド醸成にもつながると考えますが、両プログラムにおいて具体的な実施状況と実績、参加者の声について伺います。また、地元起業家との連携状況についても伺います。

○久万竜司経済労働局長 かわさきジュニアベンチャースクール等についての御質問でございますが、かわさきジュニアベンチャースクールにつきましては、市内に在学、在住の小中学生を対象に、自ら課題を発見し、仲間と共に課題解決のアイデアを形にして、新しい事業を創造する力を身につけることで、将来の本市を支える人材を育成することを目的に開催し、令和5年度は33名に御参加いただきました。講座では、K B I Cに入居する起業家等による講演や成果発表会で起業家への発表の機会を設けるなど、地域の起業家と連携した子どもたちの起業家意識の醸成にも取り組んだところでございます。参加者や保護者からは、学校や家庭とは異なる場での仲間との出会いが生まれ、日常では関わることのない交流を通じ、成長の機会になったなど高い評価をいただきました。また、量子コンピューターの人材育成プログラムにつきましては、市内に在学、在住の高校生を対象に、量子分野の産業を牽引する人材を川崎から輩出することを目的として、令和4年度から、東京大学、日本アイ・ビー・エム株式会社との3者により開催しておりまして、令和5年度は6日間のプログラムに19名が参加し、量子コンピューターの基礎の習得のほか、デザイン思考の講義やグループワークなどを実施いたしました。参加者からは、今後の進路として、量子コンピューターの研究をしていきたいなどの感想が寄せられたところでございます。こうした本市の強みを生かした取組を通じ、今後とも、起業家やスタートアップ企業の創出につながる人材育成に取り組んでまいります。以上でございます。

○那須野純花委員 令和3年経済センサス活動調査では、市内製造業が約2,800事業所存在するとおり、市内にはものづくり企業が多数存在していますが、これまでの川崎市を支えてきたと言っても過言ではない、こうした既存のものづくり企業と本市が支援に力を入れている研究開発型のスタートアップ企業との連携を進めていくことは、両者を生かし、そして支え合う意味でも非常に重要です。成長支援したスタートアップ企業が市内に立地し、定着していくとともに、こうした企業が市内のものづくり企業などと連携を進めていくこと、また、市内発展の今後の展望についても伺います。

○久万竜司経済労働局長 スタートアップ企業の市内定着等についての御質問でございますが、スタートアップ企業等が市内に立地し、成長、拡大することは、市内経済の活性化において重要でありますことから、K B I Cや殿町キングスカイフロントといった研究開発拠点などへの立地誘導に取り組んでいるところでございます。また、K-N I Cでの支援強化により成長、発展する企業に向けましては、新産業拠点の形成を進めている南渡田地区や機能更新に向けた取組を進めている新川崎・創造のもりなどの新たな拠点形成に連動した適切な立地誘導を行ってまいります。市内ものづくり企業とスタートアップ企業との連携につきましては、スタートアップ企業の仮説検証の場の提供や試作機の開発、製品の量産化に向けた技術的助言などにより、両者においてメリットや相乗効果が期待されますことから、先進的な取組を参考として、マッチング機会の創出などを図ってまいります。こうしたことにより、税源涵養や雇用創出等を図ることで市内経済の活性化に向けて取り組んでまいります。以上でございます。

○那須野純花委員 最近では、スタートアップ支援事業として、各学校や自治体、研究所等でも取組が進められているところではありますが、本市の役割として、起業家やスタートアップ企業の育成を通して、地域経済の活性化を促進することはもちろん、地域の次世代のリーダーを育てることで、将来的な地域の発展へとつなげていくことが求められているのではないのでしょうか。将来への投資として成長の機会を引き続き支援していくことで、これからの未来をつくる他都市に負けないイノベーションと地域発展をリードする存在となることを今後期待し、次の質問に移ります。

最後に、普及広報活動事業費について伺います。普及広報活動事業費として、今年度より約1,950万円増額した予算が計上されています。令和6年度に拡充する取組について伺います。来年度の取組により、どの程度これまでのごみの量を削減し、リサイクル率向上を見込んでいるのか伺います。

○三田村有也環境局長 普及広報活動事業についての御質問でございますが、本事業は、ごみの減量化、資源化の推進に向けて、各種広報物、啓発品の作製やごみ分別アプリの運用などの普及広報の取組に加え、令和7年度から幸区、中原区において拡大実施するプラスチック資源の一括回収に向けた事前広報を行うほか、市制100周年記念事業を通じた3R推進の意識向上に向けた普及広報を行うこととしております。こうした取組を進めることにより、一般廃棄物処理基本計画第3期行動計画で定めた令和7年度の1人1日当たりのごみ排出量を令和2年度比で30グラム削減、プラスチック製容器包装の分別率を45%、さらには、令和12年度までにプラスチック資源の分別率60%を目指してまいります。以上でございます。

○那須野純花委員 来年度から段階的に実施するプラスチック資源の新たな分別収集により、市民にとっては分別がさらに楽になり、喜ばしいことであると捉えますが、同時に、単なる広報でなく、分別行動につなげていかなければいけません。他会派の代表質問での回答でも理解しましたが、再度確認として、広報における想定している効果、また、説明会などで挙げた意見について伺います。

○三田村有也環境局長 広報による効果等の御質問でございますが、プラスチック資源の一括回収に伴う広報につきましては、町内会・自治会単位での動画を活用した説明会をはじめ、分別排出した資源物がどのように有効活用されているかなどを写真やイラストで分かりやすくお示ししたリーフレットを各戸配布するとともに、廃棄物減量指導員への周知やごみ分別アプリ、SNSを活用したきめ細やかな広報を行うことにより、市民の皆様に改めて分別する意義や目的など、ごみの減量化、資源化への理解を深めていただくことにより、分別率向上にもつながるものと考えております。次に、令和6年度に先行して実施する川崎区での説明会におきましては、プラスチック製容器包装とその他プラスチック製品を一緒に排出できることにより、分別しやすくなるといった肯定的な御意見を多数いただいているほか、分別を迷うものや発火の危険性があるリチウムイオン電池内蔵製品等、対象外となるものを具体的にお示したことで、説明が非常に分かりやすかったとの御意見をいただいております。以上でございます。

○那須野純花委員 分別が簡単になる一方で、発火や危険性のあるものについては混在を避ける必要があると御説明いただいているとこのことを理解しました。令和6年度川崎市予算案についてでは新たに幸区と中原区に広げて行うということですが、例えば川崎区には

市内の中でも多くの多国籍の方がいらっしゃることも、文化、言語の壁を越えたルールの伝達が必要と考えますが、外国語をルーツとする市民の方への広報についての取組状況と今後に向けた取組について伺います。

○三田村有也環境局長 外国人市民への広報についての御質問でございますが、令和6年度に先行して実施する川崎区におきましては、現在、英語、中国語、韓国・朝鮮語の3か国語に翻訳した広報チラシを市ホームページへ掲載するとともに、ふれあい館での配架、関係局と連携してSNSへの投稿を行うなどにより周知しているところでございます。今後につきましては、プラスチック資源の具体的な分別方法を掲載したリーフレットを、3か国語に加え、フィリピン語、スペイン語、ポルトガル語、ベトナム語を作成するとともに、令和8年度に予定する全市実施に際しましては資源物とごみの分け方・出し方の多言語版に反映するなど、外国人市民の皆様に向けた分かりやすい広報に努めてまいります。以上でございます。

○那須野純花委員 分別が楽である点は住みやすさにもつながるかと思えますが、ごみ出しのルールは自治体ごとに異なります。そこで、転入者の方に向けた広報も重要かと考えますが、どのように周知、広報を行っているのか伺います。

○三田村有也環境局長 転入者への広報についての御質問でございますが、転入手続の際に区役所窓口において、転入者向け案内資料の一つとして資源物とごみの分け方・出し方を配付しているほか、宅地建物取引業協会会員の不動産業者や市内大学の協力の下、本市のごみ分別ルールをお知らせするチラシを配架しているところでございます。以上でございます。

○那須野純花委員 かつて本市は、人口の増加や経済の発展とともにごみの量が増え続け、市の焼却処理能力の限界に迫り、ごみ非常事態宣言が1990年に出された歴史がありますが、この状況から市民への排出抑制協力を得ることから分別回収を進め、普通ごみの減量を行ってきた背景があります。現在のプラスチック資源の一括回収へと至っていることから、今回の取組を含め、先進的に取り組んでいることは市外の方にとっても魅力的に感じてもらえる一つのきっかけとも評価できると思います。一方で、本事業費の拡充の取組においても、広報効果のごみ収集時に現れることから、効果が目に見え、認知が行動へと直結するものと考えています。リサイクル率向上を目的とした投資とも言える広報活動においては、より着実に効果的な広報戦略を発揮していかなければいけません。現場と連携しながら、変化に応じた対策を柔軟に打っていただくよう要望いたします。ありがとうございました。

○木庭理香子委員長 お諮りいたします。暫時休憩いたしたいと思っておりますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○木庭理香子委員長 御異議ないものと認めます。およそ1時間休憩いたします。

午後0時29分休憩

午後1時29分再開

○浦田大輔副委員長 休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。

発言を願います。

○加藤孝明委員 私は、若者文化創造発信拠点整備経費について、シティプロモーション費について、川崎競馬場小向厩舎について、消防施設費について、防災拠点整備事業費に

ついて、一問一答で順次伺ってまいります。

初めに、若者文化創造発信拠点整備経費について伺います。川崎ブレイブサンダースが運営する若者文化創造発信拠点であるカワサキ文化会館が令和7年3月をもって閉館となることから、新たな拠点の検討が行われております。そこで、令和6年度から令和7年度までを期間とした債務負担行為の若者文化創造発信拠点整備経費として9,662万円余計上されておりますが、カワサキ文化会館施設整備費との比較と、また、その算出の根拠について市民文化局長に伺います。

○中村 茂市民文化局長 若者文化創造発信拠点の施設整備費についての御質問でございますが、現在のカワサキ文化会館につきましては、未利用の建物を有効活用し、設備や内装等を整備するために必要な経費として5,600万円の補助金を事業者に交付したところでございます。新たな施設につきましては、現施設の利用者のニーズ等を踏まえ、バスケットコートを2面整備し、1面は簡易な屋根の整備等、雨天時にも利用可能な施設とするほか、ダンスができるスペースや管理事務室、トイレ、駐輪スペースを設けることなどを最低限の整備条件として事業者を公募するものでございまして、これらを整備するための必要な経費として9,662万4,000円を上限に補助を行うものでございます。以上でございます。

○加藤孝明委員 新たな施設の整備に伴う補助の上限が9,662万4,000円に対し、カワサキ文化会館の整備に要したのは5,600万円ということで、約70%、4,000万円の経費が増加しております。カワサキ文化会館が既存の建物を活用したのに対し、新たな施設では、管理事務室や簡易な屋根の整備など、一から整備しなくてはならないこと、また、昨今の物価高騰の影響もあるということです。私はこれまでバスケットボールやスケートボードなど若者文化と呼ばれる施策に賛同してまいりましたが、この70%を超える経費が増加し、1億円に迫る事業となるため、施策に関心のない市民に対しても納得のいく説明をする必要があると考えます。我が会派の代表質問への答弁で、令和10年10月に予定されている株式会社ディー・エヌ・エーのアリーナにおいても、若者文化のコンテンツを取り入れた施設整備が検討されていることから、それまでの間、3年程度の仮施設を設置することとしたとありましたが、約3年間の施設に整備費として9,662万円余、また、カワサキ文化会館では年間2,100万円かかっていた運営補助費を捻出することへの見解と目的について伺います。

○中村 茂市民文化局長 施設に関わる事業者への補助についての御質問でございますが、現在のカワサキ文化会館は、多くの方々に御利用いただいているだけでなく、そこに携わる様々な分野の地域人材との連携や利用者同士の新たなコミュニティが生まれているところでございますが、若者文化の創造発信拠点の機能を民間アリーナに引き継ぎ、将来にわたって持続的な創造発信を図っていくためには、現施設で形成された人材やネットワーク、ノウハウ等を途切れることなくつないでいくことが重要なことから、3年程度の仮施設を設置することとしたものでございます。さらに、カワサキ文化会館では、バスケットコート等の無料開放を行うなど、子どもたちをはじめ、多くの方々に利用されているところでございますが、新たな施設におきましても、引き続き日常的に若者文化に親しめる施設としていく必要があることから、整備・運営費の一部に補助を行うこととしているものでございます。以上でございます。

○加藤孝明委員 それでは、事業のスケジュールについて伺います。

○中村 茂市民文化局長 事業スケジュールについての御質問でございますが、現在のカワサキ文化会館につきましては、京急川崎駅西口地区市街地再開発事業により、令和7年3月末までの施設となっていることから、その機能を引き継ぐ新たな施設として来年度から整備を行っていくものでございます。今後、今月中旬から公募を開始いたしまして、本年5月中旬には事業者を決定し、設計、道路占用許可申請、建築確認申請等の必要な手続を行った上で工事着手し、令和7年9月までにオープンしたいと考えておりまして、施設の運営期間は令和10年9月までの3年程度としているところでございます。以上でございます。

○加藤孝明委員 今月中旬から公募を開始するとのことでしたが、川崎ブレイブサンダースの親会社は株式会社ディー・エヌ・エーですので、ディー・エヌ・エーの施設で形成された人材やネットワーク、ノウハウ等を公募によって決まった企業へと引き継ぎ、さらに3年後にはディー・エヌ・エーの施設につないでいくことを想定しているのであれば、そもそもディー・エヌ・エーと共に事業を進めることはできないのか、見解を伺います。

○中村 茂市民文化局長 公募を実施する目的についての御質問でございますが、本事業につきましては、民間のノウハウやアイデアを最大限に生かし、事業者の出資及び提案により機能や施設を付加することで、より魅力的な施設とするため、公募型プロポーザル方式による事業者募集を行うこととしたものでございます。現在のカワサキ文化会館の運営者と異なる事業者に決定した場合には、現施設で活動する人材やコミュニティ等が新たな施設へ円滑かつ確実に引き継がれるよう、本市が新しい施設運営者につないでまいります。以上でございます。

○加藤孝明委員 当該地では、現在、バスケットゴールの実証実験が行われており、大変好評であると伺っております。実証実験後にこのような施設が整備されることは、幸区民、そしてバスケットボールのファンとしても大変うれしく思い、また、ディー・エヌ・エーのドーム予定地にも近いため、機運の醸成にもつながることを期待いたしますが、短期間に多額の事業費が費やされるため、丁寧に進めていただきたいと思っております。次の質問に移ります。

次に、2款2項2目シティプロモーション費について伺います。いよいよ市制100周年の節目となる年を迎えました。川崎をさらに知っていただき、川崎をさらに愛していただくためには、市内外へのPRに向けて様々な機会を最大限に活用するべきと考えます。そこで、かわさきスペシャルサポーターの第1弾として、SHISHAMOとsumikaに就任いただいておりますが、第2弾の検討はされているのか、総務企画局長に伺います。

○中川耕二総務企画局長 かわさきスペシャルサポーターについての御質問でございますが、現在、かわさきスペシャルサポーターには、音楽分野からSHISHAMOとsumikaに就任いただいております、SNSによる情報発信の連携や広報物への出演、コラボ事業などを実施し、若い世代をターゲットに、市制100周年を契機としたシビックプライド醸成に向けた取組を進めているところでございます。今後、さらに幅広い若年層にアプローチするため、異なる分野からのかわさきスペシャルサポーターの選任について検討しているところでございます。以上でございます。

○加藤孝明委員 本市にゆかりのある著名人だけでなく、本市が関わる大型のイベントにおいてもPRの依頼をするべきと考えます。例としてですが、例えば本市が後援している

「DEAD POP FESTiVAL」における昨年の動員数は2日間で延べ1万2,000人を記録し、本市で開催されるイベントでも最大級ですが、本市が後援していることはあまりうかがうことができません。チラシを配布させていただくか、ロゴを活用していただくことはできないのか。今年開催に向けた協議状況とこういった大型イベントでの依頼に向けた見解を市民文化局長に伺います。

○中村 茂市民文化局長 文化イベントへのPR依頼についての御質問でございますが、文化イベントに対する後援につきましては、本市の文化振興に寄与すると認められ、広く市民を対象とした事業等について要綱に基づき承諾をしており、例年、東扇島東公園で開催されている「DEAD POP FESTiVAL」につきましては、令和6年度も開催が予定され、後援の承諾の手続を行ったところでございます。現在、本市が後援を行う文化イベントにつきましては、川崎市ブランドメッセージをチラシ等に使用することができることを案内しているところでございますが、今後は市制100周年のロゴの活用等の御案内も行うなど、民間事業者、市民による文化イベントにおいても市制100周年のPRにつながる御協力を依頼してまいります。以上でございます。

○加藤孝明委員 採用されるか否かは主催者の判断によると思いますが、依頼はするべきと考えます。次に、国内友好都市との連携について伺います。本市には、北海道中標津町、長野県富士見町、沖縄県那覇市と3つの国内友好都市がありますが、周年行事等の際にPRの依頼を受けた前例はあるのか、市民文化局長に伺います。あわせて、本市からの依頼に向けた見解を伺います。

○中村 茂市民文化局長 国内友好都市からのPR依頼等についての御質問でございますが、令和3年度に開催したかわさきジャズにおいて琉球舞踊の演目が披露された際に、本市と那覇市の交流等に関するチラシや那覇市制100周年の広報誌などを配付したことはございますが、直接国内友好都市から各自治体の周年事業に係る広報等の依頼を受けた実績は近年ございません。また、これまで国内友好都市に対し同様の広報を依頼したことはございませんが、様々な交流推進事業の機会を捉えて、多くの方々に川崎市の魅力を発信し、市制100周年を盛り上げてまいりたいと考えております。以上でございます。

○加藤孝明委員 それでは次に、本年に市制100周年を迎える他都市との連携について伺います。本年は本市以外にも大分県別府市等が市制100周年を迎えますが、互いのPRに向けて連携を図ることはできないのか、見解を総務企画局長に伺います。

○中川耕二総務企画局長 市制100周年を迎える他都市との連携についての御質問でございますが、令和6年4月1日に大分県別府市、宮崎県宮崎市及び都城市が、9月1日に福島県郡山市が、10月1日に山形県鶴岡市が市制100周年を迎えます。これらの都市と連携した取組については現時点では予定していないところでございますが、本市の取組や魅力を伝えられるよう、双方のウェブサイトやSNS等による相互の発信などの可能性について検討してまいりたいと考えております。以上でございます。

○加藤孝明委員 検討していただけるとの御答弁で、多くの方に川崎まで足を運んでいただき、川崎を知っていただける機会となるよう要望させていただきまして、次の質問に移ります。

次に、本市の財政運営に大きく貢献していただいている川崎競馬場について伺います。老朽化の課題等により小向厩舎の移転が検討されておりますが、この1年間、所管である

総務委員会での報告はございませんでした。そこで、神奈川県及び競馬組合との協議状況と今後のスケジュールについて経済労働局長に伺います。

○久万竜司経済労働局長 川崎競馬場の小向厩舎等についての御質問でございますが、小向厩舎や練習馬場につきましては、厩舎等における水害リスクや施設の老朽化などについて、神奈川県川崎競馬組合、県、市の3者で課題の整理を進めているところでございます。現在、同組合において厩舎等の施設の機能更新や移転等の様々な検討を進めておりまして、しばらくは検討期間が必要であると伺っているところでございます。以上でございます。

○加藤孝明委員 しばらくの検討期間が必要であるとのことでした。かつては赤字経営が続いていたものの、関係者の御努力により、平成27年度からは県と本市に対して収益配分金を捻出していただいております。令和4年度は12億円となりました。財政運営及び社会の発展にも大きく貢献していただいております。練習馬場における風景は朝の風物詩、また、多くの関係者が厩舎内及び近隣に住居を構えており、御意見や御要望を伺っていただきながら丁寧な対応が求められております。見解を伺います。

○久万竜司経済労働局長 小向厩舎についての御質問でございますが、川崎競馬場の収益の増加は本市の財政に寄与しており、小向厩舎の関係者の皆様にはそれを支える重要な役割を担っていただいていると認識しております。今後におきましても、小向厩舎の在り方を検討するに当たり、同関係者の皆様に丁寧な対応を行うよう競馬組合に働きかけてまいります。以上でございます。

○加藤孝明委員 ありがとうございます。今後も取り組んでまいりたいと思います。次の質問に移ります。

次に、12款1項3目消防施設費について伺います。本市では、毎年5台の消防団ポンプ車を更新していますが、その仕様はどのように決定されているのか、消防局長に伺います。

○原田俊一消防局長 消防団車両についての御質問でございますが、消防団車両は更新サイクルを15年と定め、本市全8団で統一した車両及び装備品として整備しております。車両はオートマチックミッション、普通免許で運転できる車種とし、装備品は消防団活動に必要な資器材を選定し積載しており、装備品の変更等を行う場合は消防団長会等で決定しております。現行の仕様は平成29年度から、エンジンカッターやチェーンソー等の資器材を積載するために収納ボックスの形状を変更したものでございます。以上でございます。

○加藤孝明委員 更新サイクルを15年と定め、本市全8団で統一した車両及び装備品として整備しているとのことでした。しかしながら、現実には、積載している資器材等は地域の実情等に応じて少しずつ異なり、15年ぶりの車両の更新により、仕様が大きく変更され、これまで積載できていたものができなくなったとの声も上がっております。更新サイクル及び統一した車両や装備品に異議を唱えるものではございませんが、更新の際には団員に対して仕様に関する意見を伺うべきと考えます。また、定期的な仕様変更に関する通知も有効と考えます。見解と対応を伺います。

○原田俊一消防局長 意見を伺うことについての御質問でございますが、車両製作に際しましては、消防団車両の積載品を使用しやすく収納することは重要と考えており、過去には消防団長会からの要望を仕様に反映させたこともございます。今後につきましては、更新を予定している車両の使用状況を確認するなどして車両製作の参考にするとともに、消防団の意見等を伺う機会について検討してまいりたいと存じます。以上でございます。

○加藤孝明委員 今後は更新を予定している車両の使用状況を確認していただけるとのこと、また、意見等を伺う機会についても検討していただけるとのことで、ぜひお願いをいたします。次の質問に移ります。

次に、2款3項1目、防災拠点整備事業費について伺います。元日に発生した能登半島地震では、マグニチュード7.6、最大震度7が記録され、多くの方が被災をし、住居を失い、道路やライフラインにも甚大な被害がもたらされました。国や本市を含む各地方自治体からも懸命な支援が行われておりますが、2か月経過した現在もなかなか復旧が進まず、いまだに1万人を超える方が避難所生活を余儀なくされております。二次避難も進められておりますが、長期化する一次避難所での生活には健康面や衛生面において課題が多く、災害関連死のリスクを下げるためにも、避難所の環境改善に向けた取組を進める必要があります。このたびの震災でも、季節性インフルエンザやノロウイルス、そして新型コロナ等の感染症への対策が課題となっておりますが、本市の対応策について危機管理監に伺います。

○飯塚 豊危機管理監 避難所における感染症対策についての御質問でございますが、避難所運営マニュアルにおきましては、避難者の衛生管理のための共通ルールとして、土足禁止エリアの確保や共同で使用するトイレの清掃等の徹底、せきエチケットとしてのマスクの着用など避難所の運営方法について示しているところでございます。また、新型コロナウイルス感染症対策として作成したマニュアルでは、具体的な対策例として、マスク着用を含むせきエチケット、手洗い及び手指の消毒徹底、換気、適切な距離の確保を明記するとともに、マスク、消毒液等の物資を備蓄しております。以上でございます。

○加藤孝明委員 石川県の避難所では、医師や公衆衛生の専門家による環境改善に向けた取組として、二酸化炭素濃度の測定や生活スペースへの空気清浄機の設置などが行われました。また、民間企業による空気清浄機提供の動きも広がっております。さきの令和5年第5回定例会では、仙台市の市立小中学校で実施されたシート状の中性能フィルターとパーティクルカウンターを用いた空気質調査に関する実証実験の結果について報告し、中性能フィルターの活用に向けた検討の要望もしております。30年以内の発生確率が70%程度と予測される首都直下地震では、さらに広範囲に及ぶ被害と長期にわたる避難所生活が予測されるため、空気清浄機や中性能フィルターを備蓄リストに追加すべきと考えますが、見解を伺います。

○飯塚 豊危機管理監 空気清浄機等の備蓄についての御質問でございますが、避難所における感染症対策といたしましては、避難者の人数等により効果の差異はございますが、まずは換気することを前提としており、定期的な窓開けによる空気の入替えで対応することを基本としております。機器の備蓄につきましては、被災者の状況等に合わせて確保するものと考えておりまして、現時点では検討をしておりません。以上でございます。

○加藤孝明委員 機器の備蓄については、被災者の状況等に合わせて確保するとのことでしたが、有事が起きてからでは、その確保ができなくなることが危惧されます。しかしながら、被災者の状況等に合わせて確保するとのことをお考えを示していただけました。今後は、備蓄に向けた検討もしていただきますように要望させていただきます。最後に、疾患を抱えるなど、配慮が必要となる方が避難されてきた際の対応について伺います。あわせて、感染症が発生した際の対応策について、示していただいておりますけれども、改めて伺わ

させていただきます。

○飯塚 豊危機管理監 要配慮者への対応についての御質問でございますが、避難所運営マニュアルにおきまして、避難所のレイアウトを考える際に要配慮者スペースを設けることとしておりまして、受付で名簿に記入することと併せて、御本人より申出いただき、対応するものとしております。また、ノロウイルス等のおそれのある状況が発生した場合には、発症者は隔離して、その他の避難者の経過観察など注意喚起を図ることを基本としております。新型コロナウイルス感染症が流行している時期の避難所運営では、受付時に検温することを徹底し、37.5度を目安にAからDのゾーンに分け、発熱者には経過観察するとともに個人用テント等を使用するなど、できるだけリスクを下げる配慮をすることとしており、症状に応じて医療につなぐことも必要であることから、避難所と各部の情報共有が大切になるものと考えております。以上でございます。

○加藤孝明委員 それぞれ御答弁ありがとうございました。一日も早い復旧をお祈りして、質問を終わります。

○高橋美里委員 私は、通告に基づき、2款2項8目、ふるさと納税事業関係経費、2款2項2目シティプロモーション費、3款1項5目、文化行政推進事業費、13款1項7目、GIGAスクール構想推進事業費、8款8項3目多摩川施策推進費について、一問一答にて質問していきます。

まず、2款2項8目、ふるさと納税事業関係経費について伺います。さきの我が会派のふるさと納税に関する代表質問では、市長より、制度の限界を見極めながら、稼げる返礼品の開発に向けて全力で取り組むとの強い決意を伺いました。ふるさと納税事業関係経費は、令和5年度の4億8,597万円余から、令和6年度は8億2,514万円余と大幅に増えています。要因を伺います。

○白鳥滋之財政局長 ふるさと納税についての御質問でございますが、令和6年度につきましては、ふるさと納税ポータルサイトを拡充し、今まで以上に寄附受入額の増加を図ることとしておりまして、それに連動して、返礼品の調達、発送などの経費、ポータルサイト利用料などを計上したふるさと納税関係経費につきましても増となるものでございます。以上でございます。

○高橋美里委員 契約ポータルサイトを拡充するとのことですが、期待される効果を伺います。

○白鳥滋之財政局長 ふるさと納税についての御質問でございますが、ポータルサイトの拡充に当たりましては、いわゆる4大サイトや現地決済型ふるさと納税に対応したポータルサイトの導入を予定しており、これにより、本市の返礼品が今まで以上に多くの方の目に触れる機会が増えることが期待でき、寄附受入額の増加につながるものと考えているところでございます。以上でございます。

○高橋美里委員 ポータルサイトの拡充を寄附額の増加にしっかりつなげるような取組と併せ、効果の検証を要望しておきます。次に、現在のふるさと納税の返礼品数と令和5年度における増加数を伺います。

○白鳥滋之財政局長 ふるさと納税についての御質問でございますが、本市のふるさと納税返礼品につきましては、令和6年2月末時点で451品目ございまして、令和5年3月末時点の400品目から51品目増加したところでございます。以上でございます。

○高橋美里委員 今年度で51品目が登録されたとのこと。返礼品数の増加に努められているのは大変に評価をさせていただきます。ただ、返礼品開発では後発の本市においては、新しい視点による開発が肝要です。例えば、物ではなく、サービスの返礼品の強化です。横須賀市では、令和5年9月に産後ケアサービスが全国で初めて返礼品になりました。川崎市にも、殿町の東急REIホテル内と武蔵小杉のコスギアイハグ内に産後ケアサービスの施設があります。産後ケアサービスは、ニーズはありますが、利用料金が1泊5万円以上と高額で、なかなか手が出せません。これを返礼品にすることで、安価に産後ケアサービスを受けられるようになり、近隣都市で出産した方々のニーズを満たす魅力的な返礼品になると考えます。これまで私が所管課に提案をしまいましたが、川崎でも産後ケアサービスを返礼品にすることを検討していくべきと考えます。見解と対応を伺います。

○白鳥滋之財政局長 ふるさと納税についての御質問でございますが、産後ケアサービスにつきましては、価格が高額であり、一定の需要が見込まれることから、寄附受入額の増につながる返礼品になることが期待できるものと認識しておりまして、本市におきましても、この2月から宿泊を伴う産後ケアサービスの利用券を返礼品として登録しているところでございます。以上でございます。

○高橋美里委員 2月に産後ケアサービスが返礼品として登録されたとのこと。今後は広報を工夫し、より多くの寄附につなげることを要望いたします。次に、横浜市では、令和5年にホテルの宿泊券や体験を充実させたことで、ふるさと納税の寄附受入額が大幅に増加したとのこと。川崎市では、ホテルの宿泊券はそろっていますが、体験ツアーについてはまだ数が限られています。現在、川崎市と川崎市観光協会では様々なツアーを開発していますが、それらを返礼品にするに当たっての課題を伺います。あわせて、今後は旅行クーポンを活用するなどして川崎ならではのツアーを返礼品にしていくべきと考えますが、見解と対応を伺います。

○白鳥滋之財政局長 ふるさと納税についての御質問でございますが、本市の体験ツアーにつきましては、工場夜景ツアーを返礼品とするなど、既に実施し、一定の寄附をいただいております。寄附受入額の増につながっているものと認識しております。こうした中、より多くの方々に寄附していただくためには魅力あるツアーの開発が重要であり、かつふるさと納税返礼品に登録いただく必要があることから、今後も関係局や関係団体と連携し、積極的に進めてまいります。以上でございます。

○高橋美里委員 積極的に進めていくとの前向きな答弁をいただきました。ぜひよろしくお願いいたします。返礼品の中には、福祉事業所で作られたものもあります。川崎市の福祉事業所では、クオリティの高い製品を作りながらも、販売チャネルが福祉イベントなどに限られ、販売促進に苦勞しているところがあると仄聞いたします。一方、今やふるさと納税サイトは、ショッピングサイトと同一化してきています。例えば返礼品が楽天ふるさと納税サイトに登録されると、自動的に楽天のショッピングサイトにも掲載されるようになります。この仕組みを活用し、福祉事業所向けに製品の販路拡大のためにふるさと納税サイトへの登録を呼びかければ、返礼品の開発と福祉事業所の販路拡大を併せて進めることができると考えます。見解と対応を伺います。

○白鳥滋之財政局長 ふるさと納税についての御質問でございますが、福祉事業所の製品

をふるさと納税返礼品として登録することにつきましては、多くの方の目に触れる機会が増えることにつながりますので、関係局や各事業所等と連携して検討してまいります。以上でございます。

○高橋美里委員 ぜひ前向きに検討いただければと思います。昨年末に開かれたふるさと納税推進本部会議以降、他局からも返礼品に関する引き合いが増えていくと仄聞しました。今後も全庁一丸となって返礼品の拡充に取り組んでいただくことを要望して、次の質問に移ります。

次に、2款2項2目シティプロモーション費のうち、インターネット広報事業費について伺います。インターネット広報事業費は、川崎市ホームページのリニューアル完了に伴い、令和5年度1億6,747万円余から令和6年度5,048万円余に減少します。関連して、川崎市ホームページのリニューアルについて伺います。今回のリニューアルでは、知りたい情報が見つけやすく、オンライン手続きが利用しやすく、イベントが探しやすくなるということです。他方、現在のホームページでは、サイト内検索の結果やPDFファイルの表示に関して見づらさがあったと仄聞しますが、対応を伺います。あわせて、多言語やユニバーサルフォントなど、多様な市民への対応を伺います。

○中川耕二総務企画局長 ホームページのリニューアルについての御質問でございますが、現在のホームページでは、サイト内検索を行った場合、PDFやワードなどの各種添付ファイルも検索結果に反映されるため、多数表示される状況がございましたが、リニューアル後はHTML形式のウェブページのみを表示を標準仕様とし、目的とする情報を探しやすく改善するものでございます。また、PDFファイルを表示し、読み終えた後、タブを閉じると元のページに戻れなくなるという状況が発生しておりましたが、リニューアル後はこれを改善し、閲覧時の利便性が向上するものでございます。多様な市民への対応につきましては、現行の7種類の言語に加え、ベトナム語とやさしい日本語の機械翻訳にも対応いたします。また、ユニバーサルデザインフォントの採用により、多くの人に分かりやすく、読みやすくすることで、より確実な情報伝達が可能になるものと考えております。以上でございます。

○高橋美里委員 利便性が向上するということで期待をしております。令和5年6月の一般質問にて、3月18日の公開に向けてスケジュールの遅れがないようにと要望しておりましたが、これまでの経過を伺います。

○中川耕二総務企画局長 リニューアルに向けた進捗についての御質問でございますが、これまで、CMS開発事業者に加え、区役所等のサブサイトの所管部署や各種連携先システムの所管部署とも協力しながら、各ページ上のデザイン配置の調整やシステム間連携の実現のための準備を進めており、2月にはスケジュールどおり、庁内でのリニューアルに向けた先行稼働を開始したところでございます。以上でございます。

○高橋美里委員 スケジュールどおりに進んでいるということで、安心をいたしました。公開に向けて引き続きの御対応をお願いいたします。次に、職員がホームページにコンテンツを掲載するためのCMSについては、1月に職員への研修を行い、2月から新しいシステムが内部稼働しているということです。この間、職員からどのような意見が寄せられたのか、あわせて、課題があった場合にどのように対応したのか、伺います。

○中川耕二総務企画局長 職員からの意見等についての御質問でございますが、現在の

CMSと比較して、複数のファイルを一括選択し、作成ページに反映できるドラッグ・アンド・ドロップ操作をはじめとする新機能の追加により、使い勝手がよくなったといった意見が多数寄せられた一方で、CMSの操作画面上でのボタン配置の変更といった操作性の改善に向けた意見も寄せられており、CMS開発事業者とも連携し、順次対応しているところでございます。以上でございます。

○高橋美里委員 職員からもおおむね好評とのこと。引き続き、改善事項への対応をお願いいたします。次に、リニューアルに際しては、オンライン手続の勧奨も含め、市民への広報を要望しました。2月に市民への広報を行うとのことでしたが、対応を伺います。

○中川耕二総務企画局長 リニューアルに伴う市民への広報についての御質問でございますが、1月下旬から市内約6,000か所の町内会・自治会掲示板に、リニューアルの内容やオンライン手続の利用促進などを周知するポスターを掲示するほか、市ホームページ、市政だより、区役所デジタルサイネージ、ラジオ等、様々な媒体を活用し、市民の皆様をはじめ、ホームページ利用者への広報を展開しているところでございます。以上でございます。

○高橋美里委員 全市において広報活動を展開していただいているとのこと。新しいホームページの公開まで引き続き慎重に移行作業を行っていただくとともに、公開後も市民の声を聴きながら、安定したホームページの運用を要望して、次の質問に移ります。

次に、3款1項5目、文化行政推進事業費について伺います。令和6年度から始まるアートコミュニティ形成プロジェクト「こと！こと？かわさき」について、事業実施に至った経緯、目的、事業概要について伺います。

○中村 茂市民文化局長 アートコミュニティ形成プロジェクト「こと！こと？かわさき」についての御質問でございますが、本市には、ミューザ川崎シンフォニーホールや藤子・F・不二雄ミュージアムなど豊富な文化芸術資源がございますが、そうした資源が市民の皆さんに十分に活用されているとは言えず、また、様々な活動が行われているものの、アートを必要とする人にまだまだ十分に届いていないと言えない状況になっております。また、超高齢社会への対応、地域コミュニティの希薄化による社会的孤立の解決に、多様な個性を否定せずに受け入れるアートの特性が有効と言われております。さらに、アートの持つ、様々な障壁を取り除き、誰もが社会参加できる環境をつくり出す多様性や社会的包摂の重要性が高まり、新型コロナウイルス感染症拡大により、人々に安らぎや勇気、希望を与え、つながりを生むアートの必要性が改めて認識されてきたところでございます。こうした背景から、市民の共有財産としての文化芸術資源の活用やその展開と様々な社会課題の解決に向け、誰もが文化芸術に触れ参加できる環境、アート・フォー・オールを実現し「最幸のまち かわさき」につなげることを目指しております。

令和4年度には、アート・フォー・オールモデル事業として多様なアート活動団体によるコラボレーション企画を実施し、市民による新たなアート活動が生まれていくきっかけとなったところですが、アート・フォー・オールの実現に向けた長期的かつ継続的な視点から、これまでアートが届かなかった層にもアプローチし、新たなミュージアムにつながる取組ともなるアートコミュニティ形成プロジェクト「こと！こと？かわさき」をスタートすることといたしました。本事業は、社会的包摂が進み、寛容で多様性を育む対話のある社会、孤立しない社会、多様性が尊重される社会など、誰もがつながり合える心豊かなウェルビーイングなまちを目指すとともに、新たなミュージアムの取組につなげていくこ

とを見据えて、市民がまちの中で文化芸術を共有し合い、共に未来を描けるコミュニティを育むことを目的としております。アートを紹介して事を起こす人々であるアートコミュニケーター「ことラー」が、市内の文化芸術資源だけでなく、まちをフィールドにコミュニティを育てていくプロジェクトでございます。以上でございます。

○高橋美里委員 本事業は、東京都美術館と東京藝術大学が展開しているとびらプロジェクトを参考としているということですが、東京都の事業と本市の事業との違いを伺います。

○中村 茂市民文化局長 とびらプロジェクトとの違いについての御質問でございますが、「こと！こと？かわさき」は、本市が参画しているJST——国立研究開発法人科学技術振興機構に採択された共創プロジェクト「共生社会」をつくるアートコミュニケーション共創拠点の一環として、本市と東京藝術大学が連携し実施するもので、東京都美術館と東京藝術大学が展開しているとびらプロジェクトのノウハウも参考にしているものでございます。とびらプロジェクトは基本的に東京都美術館の施設をフィールドとしているのに対し、本事業は川崎のまち全体をフィールドとして、市内の多様な文化芸術資源を活用し、各文化施設等とも連携しながら展開していくものでございます。以上でございます。

○高橋美里委員 本事業ではアートでつながるアートコミュニティを育むとのことですが、アートコミュニティが本市にもたらす効果を伺います。

○中村 茂市民文化局長 アートコミュニティの効果についての御質問でございますが、アートが有する様々な価値や魅力、懐の深さによって、福祉や医療の現場など様々な分野とも連携し、対話を通して多様な考え方を認め合うコミュニケーションを生み出すことにより、他者の存在を認め、多様性や社会的包摂の進んだ緩やかなつながりが市民一人一人に心豊かな暮らしをもたらすものと考えております。以上でございます。

○高橋美里委員 現在ことラーを選考中とのことですが、選考方法と応募状況を伺います。あわせて、今後、ことラーをどのように育成していくのか伺います。

○中村 茂市民文化局長 ことラーの選考方法等についての御質問でございますが、応募状況につきましては、初年度の定員30名に対し171名の応募があり、選考方法については課題作文等、書類による一次選考の後、面接による二次選考を行いますが、多様な方々の集団となるよう全体のバランスを考慮して選考を進めているところでございます。ことラーは、4月から6月までの3か月間は隔週で基礎講座を実施し、基本的な活動の考え方や聞く力、ミーティングの持ち方、物の見方、社会的処方等について、講師の下、学んでいき、7月以降は、鑑賞、まちと人、ケアをテーマとして、それぞれ6回程度のより実践的な講座を予定しております。その後、スタッフと共に企画を実践する体験を1年かけて行い、経験を積んだ後、講座で学んだことやことラーが得意なことなどを持ち寄り、対話を重ねながらオリジナルの活動を展開していくノウハウを体得していただき、最長3年間の活動を予定しております。以上でございます。

○高橋美里委員 本事業では、川崎市の文化芸術資源を活用していくとのことですが。本市には教育委員会の地域文化財顕彰制度によって指定された地域文化財が全市にあり、活用を検討すべきと考えますが、見解と対応を伺います。

○中村 茂市民文化局長 地域文化財の活用についての御質問でございますが、地域文化財につきましては、本市の貴重な文化資源の一つであることから、ことラーの活動においても、フィールドワークなどで活用していきたいと考えております。以上でございます。

○高橋美里委員 地域の文化資源の活用もよろしくお願ひいたします。ことラーも多くの方から応募があり、市民の方々の期待も大きいと感じます。アートによって、まち中で対話が生まれ、多様性のあるつながりが増え、社会的包摂が実現されていくことを期待して、次の質問に移ります。

次に、13款1項7目、G I G Aスクール構想推進事業費について伺います。令和5年度には新しい学習状況調査が開始され、個人ごとの調査結果のデータの蓄積が始まりました。令和6年度はさらにスタディ・ログ等の教育データを分析、可視化する環境の整備を行い、データを様々な視点で活用するとのこと。想定されるスタディ・ログ等について具体的に伺います。あわせて、分析、可視化する環境の整備を行うとのことですが、内容と期待される効果を具体的に伺います。

○池之上健一教育次長 G I G Aスクール構想についての御質問でございますが、令和6年度に分析、可視化する教育データは、市学習状況調査の結果をはじめ、児童生徒の学習や生活の振り返り等の記録や成果物、G I G A端末の使用状況などとなっております。これにより、教員は、児童生徒一人一人の学習や生活の振り返り等を一元的に確認し、教員間で情報共有しながら、個々の興味、関心等を踏まえて、きめ細かく指導することが可能になります。児童生徒は、学習した単元や題材、他教科の学習の記録や成果物等に関連づけながら学習を深めることができ、自身の成長や課題を意識し、次の学習や活動への見通しと目標を持つことが可能になるものと考えております。以上でございます。

○高橋美里委員 児童生徒がG I G A端末上で自分の学習状況調査の結果を閲覧できるようになるとのことですが、どのような活用を想定しているのか、具体的に伺います。

○池之上健一教育次長 市学習状況調査の活用についての御質問でございますが、児童生徒が教科の観点ごとの調査結果の推移等、自身の学習状況の経年変化をG I G A端末で確認することにより、得意な部分や課題を自ら把握したり、自身の成長を実感したりして、日頃の学習を見直し、その後の学習改善に生かしていくものと考えております。以上でございます。

○高橋美里委員 令和5年度川崎市学習状況調査報告中に、今後の学習状況調査の結果を生かした授業改善の視点において、何が分かっている、何が分かっているかについて、児童生徒が自覚できるようにするとあります。調査結果の振り返りとなると、教員も本人もできないところばかりに目が行ってしまいがちですが、4層分析におけるD層の児童生徒にとっては、この行為が自己肯定感を下げることにつながってしまうのではないかと危惧します。モチベーションを上げるような丁寧な指導が必要と考えますが、見解と対応を伺います。

○池之上健一教育次長 児童生徒の支援についての御質問でございますが、学習に苦手意識のある児童生徒につきましては、学校生活全体の様々な活動を通して、自己肯定感や自己有用感を高めることで、学習面での課題意識や目標を持ち、学習への意欲を高められる支援が大切であると考えております。具体的な手だてといたしましては、係活動や委員会活動、行事での活動の様子等の意欲的な取組を価値づけ、自己肯定感等を高めた上で、日々の学習で分かっているところを認め、分かっているところを自覚できるよう丁寧に支援することなどが挙げられますので、これらにつきまして今後の研修会等で教員に周知してまいります。以上でございます。

○高橋美里委員 今後は、学習状況調査の結果だけでなく、G I G A端末の使用履歴、G I G A端末で作成された学習の成果物なども分析対象になっていくとのこと。特に学習の成果物については、前年度以前のものを学校で直接見ることがほとんどできなかった現状を考えると、非常に画期的であり、個別最適な学びの実現に大きく寄与できると考えます。見解と今後の取組の方向性を伺います。

○池之上健一教育次長 個別最適な学びについての御質問でございますが、児童生徒が日々G I G A端末を活用することで学習の記録や成果物等が蓄積されていき、これらを分析、可視化することで、各学校がエビデンスに基づいた授業改善や指導改善をより有効に図ることができるものと考えております。今後につきましては、各学校で実践された好事例の横展開や効果的な利活用の方法等の研究を進め、誰一人取り残さない個別最適な学びの実現に向けて取組を進めてまいります。以上でございます。

○高橋美里委員 学習ログの活用はまだ始まったばかりで、未知の部分も多いですが、他都市の状況を参考にするだけでなく、川崎市独自の取組を積極的に進めていくことを要望して、次の質問に移ります。

次に、8款8項3目多摩川施策推進費について伺います。令和6年度から川崎市多摩川丸子橋河川敷のにぎわい創出に向けた新たな利活用事業が本格実施となります。これまでの実証実験の成果と課題について伺います。あわせて、令和6年度から始まる事業内容について伺います。

○福田賢一建設緑政局長 多摩川丸子橋河川敷における新たな利活用事業についての御質問でございますが、丸子橋河川敷におきましては、バーベキュー利用者等によるごみの投棄などの課題解決と併せ、にぎわいの創出や効率的、効果的な管理運営に向けた民間活力導入について検討を進めてきたところでございます。初めに、これまで実施してきた社会実験の成果といたしましては、ごみの投棄や騒音などの迷惑行為が大幅に減少し、地域の方々からも好意的な意見をいただいた一方で、トイレや手洗いなどの施設の不足や短期間での実施であったことによる事業性の確保などの課題がございました。次に、令和6年度から始まる事業内容につきましては、本年4月頃から令和9年3月頃までの約3年間において、民間事業者と連携し、バーベキュー事業や各種イベント等を実施するものでございます。以上でございます。

○高橋美里委員 当該地域にある丸子橋第1、第2、第3広場は、ふれあいネットによる一般利用が可能となっております。一般市民の利用と事業者のイベント開催のバランスをどのように取るのか伺います。

○福田賢一建設緑政局長 多摩川丸子橋河川敷における新たな利活用事業についての御質問でございますが、丸子橋河川敷広場の利用につきましては、ふれあいネットによる一般の方々の利用機会を適切に確保することから、新たな利活用事業の事業者には、稼働数の上限を定めた上でイベント等の提案を求めたところでございまして、引き続き、一般利用者とイベント参加者の双方に楽しんでいただけるよう取り組んでまいります。以上でございます。

○高橋美里委員 市民利用とイベントが両立できるように調整をよろしくお願いいたします。当該地域は緑化フェアが開催される等々力緑地と近いことから、期間中に回遊性や相乗効果を狙ってイベントを開催することも検討すべきと考えますが、見解と対応を伺いま

す。

○福田賢一建設緑政局長 多摩川丸子橋河川敷における新たな利活用事業についての御質問でございますが、全国都市緑化かわさきフェアとの連携につきましては、丸子橋河川敷の新たな利活用事業の募集要項において、かわさきフェアとの連携に積極的に取り組むよう求めたものでございまして、今後、フェア期間中におけるイベントの開催も含め、相乗効果が図れるよう事業者と調整を行ってまいります。以上でございます。

○高橋美里委員 ぜひ相乗効果のある取組をお願いいたします。イベント実施時には多くの人出が予想され、常時設置されているトイレだけでは不足と考えますが、見解と対応を伺います。

○福田賢一建設緑政局長 多摩川丸子橋河川敷における新たな利活用事業についての御質問でございますが、イベント時におけるトイレにつきましては、丸子橋河川敷のイベントでは、大勢の方々が訪れる機会が多く、利用者サービスの観点から、今年度の社会実験においても仮設トイレを増設しているところでございまして、来年度以降につきましても一定数の確保が必要と考えておりますので、事業者の提案内容に応じ、適正に設置するよう調整を進めてまいりたいと存じます。以上でございます。

○高橋美里委員 事業者との調整をよろしくお願いいたします。次に、多くの人がランニングやスポーツなどをする河川敷ですが、いまだAEDが設置されていません。盗難防止や河川氾濫時の対応を考慮すると常設は難しいですが、イベント開催時に事業者がAEDを用意し、AED設置の表示をしていれば、イベント参加者だけでなく、河川敷の利用者に何か起きたときに使用することも可能です。事業者にAEDの用意を求めるべきと考えますが、見解と対応を伺います。

○福田賢一建設緑政局長 多摩川丸子橋河川敷における新たな利活用事業についての御質問でございますが、AEDにつきましては、今年度の社会実験において、参画している3事業者のうち1事業者がイベント時に用意していたところでございます。新たな利活用事業の公募におきましては、募集要項で利用者が安全・安心に利用できることを求めている中、AEDに係る明確な記載はございませんが、その設置については市民のさらなる安全・安心につながるものと考えておりますので、今後、事業者とも協議を行い、河川敷での取扱いについて整理してまいります。以上でございます。

○高橋美里委員 河川敷でAEDが使えるというのは、とてもありがたいことです。こちらも事業者との調整をよろしくお願いいたします。実証実験では、民間事業者によるイベントと地域のつながりがあまり見られないようでした。時には区役所や地域の自治会なども連携し、地域密着型のイベントの実施も検討すべきと考えますが、見解と対応を伺います。

○福田賢一建設緑政局長 多摩川丸子橋河川敷における新たな利活用事業についての御質問でございますが、地域との連携につきましては、地域に密着したイベントの開催は重要と考えておりますことから、今年度は、事業者による盆踊りイベント時に地域の太鼓のたたき手をお招きし、イベントを盛り上げたほか、地域イベントである丸子の渡し祭りの際に、事業者がキッチンカーを出店するなど取り組んできたところでございます。今後につきましても、事業者が周辺町内会や商店街等による連絡会に参加し、連携を深めるなどの取組を進めてまいります。以上でございます。

○高橋美里委員 地域ともしっかり連携をしながら、丸子橋河川敷のにぎわいを創出していくことを重ねて要望し、質問を終わります。

○柳沢 優委員 私からは、一問一答方式で災害対策事業費、災害弱者対策事業費、消防費、区役所等窓口サービス機能再編事業費、ごみ収集事業費についてそれぞれ伺ってまいります。よろしく願いをいたします。

初めに、5款1項1目、災害対策事業費について伺います。令和6年能登半島地震の発生に伴い、現在、多くの方々が避難所等への避難を余儀なくされている状況にあります。災害発生時、高齢者や障害者などの要援護者に対しては、特に配慮や支援が必要となります。本市では、災害発生時、要援護者及び家族等の支援者は、社会福祉施設等を福祉避難所として二次避難ができるようにしておりますが、これまでの取組状況と災害時の課題、今後の設置計画について健康福祉局長に伺います。

○石渡一城健康福祉局長 福祉避難所についての御質問でございますが、本市において福祉避難所に位置づけている二次避難所として、災害時の協定を締結した234か所の社会福祉施設等において、高齢者や障害者に対して支援を実施することとしております。これまで、市内社会福祉施設等との協定の締結や必要となる物資の配備を進めるとともに、施設等の被災状況に応じて福祉避難所の開設依頼を行うことから、災害時高齢者・障害者施設等情報共有システム——通称E-Welfissを整備し、円滑な搬送、受入れ等に向けた訓練等を取り組んでまいりました。課題といたしましては、福祉避難所の開設が施設の被災状況等に左右されることがあり、能登半島地震での深刻な施設被害や断水等のインフラ被害などを踏まえると、想定を上回る災害が発生した場合には、想定どおりに開設できないことが懸念されます。今後につきましては、新規に開設される入所施設を中心に協定の締結を働きかけてまいります。以上でございます。

○柳沢 優委員 今回の能登半島地震では、要援護者やその家族の皆様においても、やはり自力では避難が困難となるなど、課題が浮き彫りとなりました。能登半島地震の教訓を生かし、今後、マニュアルの改定や見直し等をするのかについて健康福祉局長に伺います。

○石渡一城健康福祉局長 福祉避難所についての御質問でございますが、本市では、保健師チームが発災直後の1月6日に珠洲市入りしたのをはじめ、2月1日からは、医師、保健師等で構成するDHEATチームを穴水町に派遣するなど、要請に応じて必要な派遣を継続しているところでございます。こうした貴重な派遣の経験を知見として蓄えながら、福祉避難所のより円滑な開設運営等に向けた検討を進め、適時、マニュアルの見直しに取り組んでまいります。以上でございます。

○柳沢 優委員 続いて、福祉避難所の非常用電源設置状況についてであります。能登半島地震では、石川県において約3万5,000戸の停電が発生をいたしました。地震から1か月以上たっても復旧しない地域があるなど、改めて、非常用電源を配備することの重要性を認識しております。横浜市においては、二次避難所における非常用電源を約7割配備しており、来年度末までの全施設導入を予定しているとのこと。本市の配備状況・計画について伺います。また、災害発生時、非常用電源を配備していない社会福祉施設が、停電中に二次避難所として開設することがあるのか、伺います。あわせて、全施設での非常用電源の配備は早期に行うべきと考えますが、見解と今後の対応について健康福祉局長に伺います。

○石渡一城健康福祉局長 福祉避難所の非常用電源についての御質問でございますが、本市におきましては、令和3年度に、24時間職員が常駐する入所施設を中心に、電源確保の状況や非常用電源の有無等についてのアンケート調査を行い、その結果を踏まえ、78施設に非常用電源などの電源が確保されたところでございます。福祉避難所の開設依頼につきましては、被災状況に応じて判断することから、停電時等には受入れが難しいものと想定されます。今後につきましては、施設の特性を踏まえながら、各事業者と協議調整してまいります。以上でございます。

○柳沢 優委員 ありがとうございます。これは意見要望ですが、今御答弁にありましたとおり、福祉避難所は市内に234か所ございますが、非常用電源を設置できているのは78か所にとどまるわけです。全体の33%となります。そして、残りの67%、156か所の施設については、停電している中で、もともとの入所者もいる中、さらに福祉避難所として開設をするということがそもそもあるのかとの質問には、受入れが難しいことが想定されるとの御答弁でありました。私もそう思います。非常用電源の設置は重要な取組だと思いますので、各事業者と丁寧な協議調整を進めていただきますよう、よろしくお願いをいたします。続いて、福祉避難所の訓練状況についてであります。これまで本市は、福祉避難所と総合防災訓練を通じて避難所開設等の訓練を実施しているとのことですが、234か所ある施設のうち、本市との避難所開設運営訓練の実施状況について伺います。また、災害時における協定の実効性を高めるためにも、全施設との図上訓練の機会を設けるなど、訓練機会を増やすことを検討すべきと考えますが、見解と今後の対応について健康福祉局長に伺います。

○石渡一城健康福祉局長 福祉避難所の訓練についての御質問でございますが、福祉避難所の訓練につきましては、今年度、総合防災訓練において、協定施設と連携し、実際に福祉避難所の開設、受入れ訓練等を行ったところでございます。また、令和4年7月のE-Welfissの本格稼働以降、被災状況や開設依頼に应答、対応するなどの内容で、各施設と連携した情報伝達訓練を行ってまいりました。今後の訓練内容につきましては、これまでの取組を踏まえ、図上訓練も含め、関係団体と協議してまいりたいと存じます。以上でございます。

○柳沢 優委員 ありがとうございます。これも意見要望でございますけれども、今、避難所開設運営訓練については詳細にお答えいただけなかったんですが、事前のやり取りにおいても、実際はほとんどの施設と実施ができていないと伺っております。大切なことは、まず訓練をすることだと思えます。現在のような総合防災訓練だけに訓練機会が限られますと、当然に参加施設も限られてきますので、先ほど御答弁で図上訓練も含め関係団体と協議をしていくとございましたが、ぜひ様々工夫をしていただき、全施設との訓練機会を設けていただければと思います。続いて、福祉避難所の統廃合、閉鎖についてであります。開設・運営基本マニュアルでは、福祉避難所は原則として災害発生の日から最大7日間開設をし、7日間での閉鎖が困難なときは、必要最小限の期間の延長について、国や県と協議をし決定するとしています。また、統廃合を行う際は、避難者及びその家族に十分に説明をするとなっております。しかしながら、よく言われますけれども、福祉避難所は閉鎖が一番難しい。施設内において昼夜ずっと寝たきりの方や重い障害を抱えられた方に対して、すぐにどこかに移動してくださいというのはなかなかできないわけでありまして、そう

いった方々に配慮しての仮住まいや、あるいは行っていただくところ等を含めて考えなくてはなりません。そうした福祉避難所との統廃合、閉鎖について、234か所ある施設との訓練状況について伺います。また、全施設との統廃合・閉鎖訓練を実施すべきと考えますが、見解と今後の対応について健康福祉局長に伺います。

○石渡一城健康福祉局長 福祉避難所の閉鎖等についての御質問でございますが、マニュアルにおいて、統廃合及び閉鎖につきましては、福祉避難所の利用が長期化し避難所によって避難者数にばらつきが出るなどした場合、また、避難者が撤収し目的を達成した場合は、統廃合、閉鎖を図ることとしております。しかしながら、統廃合、閉鎖の判断につきましては、災害の種別や規模、被災の状況等に応じて対応が変わることが想定されますので、今回の能登半島地震の対応等も参考にしながら、こうした判断に基づく規模の縮小や閉鎖も想定した情報伝達訓練について、整理、検討してまいりたいと存じます。以上でございます。

○柳沢 優委員 御答弁ありがとうございました。意見要望です。福祉避難所となっている施設は、大規模災害発生時、ライフラインが止まっている中、もともとの入所者がたくさんいらっしゃる中で業務を継続し、プラスアルファで福祉避難所を開いて要援護者を受け入れていただくわけであります。大変に大きな負荷がかかります。協定も結ばれていませんし、マニュアルもありますけれども、訓練の状況などを伺う限り、実際の運用については細かいところまでなかなか決まっていけないというのが実情だと感じます。指定された各施設でどんなことができるのか、開設から閉鎖に至るまで何が課題となるのか、こういったことを当事者と訓練を通して考え、準備をしていくことが大切であります。いざ災害が起こってから、結局、現場が後追いで対処に追われた、こういったことにならないように、全施設との訓練機会を増やすなど、環境整備にさらに積極的に取り組んでいただきたいことを要望させていただき、次の質問に移ります。

次に、5款1項1目、災害弱者対策事業費のうち、家具転倒防止対策について伺います。阪神・淡路大震災における死亡者の約9割が家屋の倒壊や家具の転倒による圧迫死でありました。家具転倒防止は、自分でできる防災対策として重要な取組です。そこで、直近3か年の取組状況、来年度の想定件数、これまでの最高取付け実績及び決算額、そして本市市民における家具転倒防止対策の実施目標について健康福祉局長に伺います。また、市民からの問合せ、依頼があったものの、その後、実施に至らなかったケースがあります。その主な理由についても伺います。

○石渡一城健康福祉局長 家具転倒防止事業についての御質問でございますが、本事業は、阪神・淡路大震災を契機として、災害発生時に起こり得る家具転倒の事故を防ぐため、独り暮らし高齢者・障害者、高齢者のみ世帯など、自ら家具転倒防止金具を取り付けることが困難な世帯を対象として、その取付けを実施しております。事業を開始した平成7年度の取付け件数が最も多く1,856件で、決算額は1,093万1,905円でございます。直近3か年では、令和2年度は5件、令和3年度は35件、令和4年度は12件となっております。来年度予算につきましては、近年の実績も踏まえ、事前調査のみの実施も含め13件を基に計上しております。また、取付けに至らなかった事例といたしましては、部屋の構造等により実施ができなかったなどとなっております。なお、具体的な実施目標は定めておりませんが、災害時のリスクの軽減に向けて、防災意識の向上と発災時に御自身の身を守っていた

だけるよう、本事業を実施しているところでございます。以上でございます。

○柳沢 優委員 ありがとうございます。御答弁の中で、問合せ、依頼があったものの実施に至らなかった理由について、部屋の構造等によるものとのことでありました。その上で、横浜市では、令和3年度に家具転倒防止対策についての市民アンケートを実施しております。このアンケートにおいて家具を固定していないと答えた方々が対策をしないといった主な理由として挙げられたのは、賃貸住宅のため色々と制約があるから、家具や壁を傷つけてしまうからでありまして、合わせて約4割いらっしゃいました。本市が取付けを実施している器具も確認をさせていただいたところ、全て壁や家具にねじやボルトで穴を空けて固定をするタイプでありまして、L形金具やT形金具でありました。市民の方からも、せっかく助成事業があっても賃貸住宅の場合は非常に使いにくいといった声や、仕様を確認して問合せをする前に諦めてしまったとの声が届いております。賃貸住宅の方も使いやすい、例えばポール式器具などの導入を検討すべきと思いますが、見解と対応について健康福祉局長に伺います。

○石渡一城健康福祉局長 家具転倒防止事業についての御質問でございますが、近年の防災意識の高まりや各種の簡易な転倒防止器具の普及に伴い、既に取付けを行っている世帯が多くなってきていると認識しております。また、本事業は、災害時のリスクをより軽減するために金具の取付けとしており、賃貸住宅の方につきましても、家主の同意を得た上で取り付けることが可能となっているところでございまして、引き続き、独り暮らし高齢者等、自分自身で取付けが困難な家具転倒防止金具を対象として実施してまいりたいと考えております。以上でございます。

○柳沢 優委員 これは意見要望ですが、今、転倒防止器具の取付けを行っている世帯が多くなってきていると認識しているとの御答弁がございました。しかし、そもそも論になってしまいますけれども、本市は、市民に対して、家具転倒防止対策の調査やアンケートは実施していないわけです。阪神・淡路大震災があった平成7年に危機意識が高まって、取付け件数が1,856件と最多となる、この理由はよく分かります。そして、その後は、現在に至るまで数十件で年間推移をしているとの御答弁でありました。この数十件で推移しているということが、そもそも調査やアンケートが実施されていないので、この家具転倒防止対策をした家庭が多くなったからそうなのか、はたまた周知不足なのか、あるいは危機意識が薄くなってきているからなのかといったことは、結局、分からないわけでありまして。また、横浜市では、令和9年度までに家具の固定率を目標75%に設定しているとのことですが、本市は、これまで具体的な家具の固定率の目標等は残念ながら定めておりません。今後、南海トラフ巨大地震も想定をされておりますし、ぜひ目標設定、そして家具転倒防止対策の調査並びにアンケートを実施し、助成事業にさらに積極的に取り組んでいただくようお願いをいたします。次に、本事業の対象者は65歳以上の方や障害者の方などですが、本事業について、取付け支援があることを知らなかったという声が多く届いております。家具転倒防止対策を行っていただくため、例えば町内会や民生委員の皆様にも改めて事業の周知を図っていただくなど、本事業をさらに効果的に啓発をする必要があると考えます。自助の推進を図るための公助として、家具転倒防止対策事業の啓発をどのように進めていくのか、健康福祉局長に伺います。

○石渡一城健康福祉局長 事業の周知等についての御質問でございますが、現在、市ホー

ムページ、高齢者福祉のしおり、障害福祉サービス等を記載した「ふれあい」などを活用して、本事業の周知を図っているところがございます。防災対策は、一人一人の日頃からの備えが必要でございますので、今後も、必要な方に本事業を活用していただけるよう、地域へのチラシの配架など効果的な周知を図るとともに、独り暮らし高齢者や障害者等の安全が確保されるよう、防災啓発冊子「備える。かわさき」等により、意識の醸成を図ってまいりたいと存じます。以上でございます。

○柳沢 優委員 御答弁ありがとうございました。意見要望ですが、阪神・淡路大震災では、地震によって倒壊した建物から救出され、生き延びることができた人のおよそ約8割は、家族や近所の住民等によって救出をされ、消防、警察及び自衛隊によって救出をされた方は、約2割にとどまるとの調査結果があります。家具転倒防止対策をしたことにより1人の負傷者が減れば、救助の力をほかに振り分けることができ、その効果は大きなものとなっていきます。繰り返しになりますが、命を守る重要な取組となりますので、助成事業をさらに積極的に取り組んでいただきたいことを要望させていただき、次の質問に移ります。

次に、12款1項消防費のうち、日中運用する救急隊の増隊について伺います。昨年12月議会でも質問をさせていただきましたので、簡潔にいきたいと思います。これまで我が党は救急体制の整備を求めてまいりましたが、令和6年度に中原消防署、令和7年度から高津消防署に日中運用する救急隊を新設し、救急救命士養成及び高規格救急自動車2台の増強予算として2億4,057万2,000円が計上されております。改めて、その理由について消防局長に伺います。また、通常の24時間運用する救急隊と比較をした場合、メリットと課題は何なのか、日中運用する救急隊を既に導入している他都市での取組や成果はどのようなものなのか、消防局長に伺います。

○原田俊一消防局長 日中運用する救急隊についての御質問でございますが、初めに、新設する理由といたしましては、中原区及び高津区は救急出場件数が多く、昼間の平均現場到着時間が他の地域よりも長くなっていることが確認されたことから、昼間の現場到着時間の短縮を効率的に行うために、中原消防署と高津消防署に配置することといたしました。次に、メリットといたしましては、現状の救急需要に効率的、効果的に対応できることとございまして、今後、新たな課題を把握した場合には、適切に対応してまいります。また、既に取組を行っている他都市によりますと、救急隊員の新たな働き方になると伺っており、本市でも同様の効果を期待しているところとございます。以上でございます。

○柳沢 優委員 日中運用する救急隊の導入後に取組の効果検証が随時行われていくと思いますが、内容によって、今後、24時間運用する救急隊に発展する可能性はあるのか、消防局長に伺います。また、他都市でそういった事例があるのかも伺います。

○原田俊一消防局長 日中運用する救急隊についての御質問でございますが、初めに、日中運用する救急隊につきましては、昼間の救急需要に対応するため導入するものでございますが、引き続き、救急需要等を注視しながら必要に応じて検討してまいりたいと存じます。次に、他都市の状況につきましては、日中運用する救急隊から、夜間の需要にも対応するために24時間運用する救急隊へと変更した事例があると伺っております。以上でございます。

○柳沢 優委員 答弁ありがとうございました。24時間運用する救急隊への変更なども、

必要に応じて検討をされるとのことでございました。意見要望ですが、日中運用する救急隊が増隊された後も、依然として、救急体制については国の算定基準より少ない現状でございます。一日も早い残り3隊の増隊を要望させていただき、次の質問に移ります。

次に、11款1項1目、区役所等窓口サービス機能再編事業費のうちおくやみコーナーについて伺います。我が党が平成30年から繰り返し求めてきたものですので、導入開始については一定の評価をしたいと思っております。先ほど、枝川議員の質問で概略を理解いたしましたが、その上で、コールセンターでの予約対応で本市に在住の外国人の方が利用するケースも想定をされます。スムーズな予約につながるよう、多言語対応についても検討を進めるべきと考えますが、見解と対応について市民文化局長に伺います。

○中村 茂市民文化局長 おくやみコーナーについての御質問でございますが、予約受付コールセンターにおける多言語対応につきましては、各区役所のおくやみコーナーと連携し、本市が外国人市民に対して実施している多言語支援のサービス等を活用するなど、外国人市民の御遺族にも寄り添った取組となるよう、コールセンターでの対応の在り方について事業者等と検討を進めてまいります。以上でございます。

○柳沢 優委員 他都市では、窓口の利用について1日4組まで等の運用をしているケースが多いようです。1日における予約人数、利用人数等について、窓口サービスがいつ開始をするのかも含め見解を伺います。各種手続に期限が設けられている中、場合によっては、おくやみコーナーの予約が取れない方が発生することも想定をされます。制度の趣旨から、予約が取れない方に対しても、御遺族が不安な気持ちとならないよう、丁寧で寄り添った対応が求められます。見解と対応について市民文化局長に伺います。

○中村 茂市民文化局長 おくやみコーナーの利用についての御質問でございますが、各区役所に設置するおくやみコーナーの利用に当たっては、コールセンターを通じて区役所関係課と故人の情報を連携し、事前に必要な手続を抽出の上対応するために、原則予約制としておりまして、1日の予約人数等につきましては、本市の年間死亡者数や他都市のコーナー利用率、事業者の提案内容等を踏まえ、10月中の開設に向けて検討を進め、開設後につきましても、予約状況等に応じて判断してまいりたいと考えております。次に、予約外の方への対応につきましては、区役所窓口におきまして、必要となる手続や持ち物を掲載したおくやみガイドブックを活用するなど、御遺族に寄り添った対応をしてまいります。以上でございます。

○柳沢 優委員 他都市では、制度の周知が課題となっているケースもあるようです。一般的に死亡届の提出は、葬祭業者が代行するケースも多いと思っておりますので、例えば、葬祭業者への説明会を開催し、理解を深めていただいた上で案内をしていただけるよう促していくなど、利用率向上に向け幅広く連携をしていくことが重要と考えます。見解と対応について市民文化局長に伺います。

○中村 茂市民文化局長 おくやみコーナーの周知についての御質問でございますが、おくやみコーナーの開設に当たっては、その周知は大変重要と考えておりますので、ホームページや各種パンフレット、おくやみガイドブックなどに分かりやすく案内を掲載するとともに、葬祭業に関わる関係団体とも連携を図るなど、多くの方に御利用いただけるよう、認知度の向上に取り組み、御遺族目線に立った区役所サービスを推進してまいります。以上でございます。

○柳沢 優委員 御答弁ありがとうございました。おくやみコーナーは、御遺族が悲しみを抱える中で、多岐にわたる行政手続の負担軽減を図るものであります。市民からも期待の声が寄せられていますので、利用者に寄り添ったサービスとなるよう、準備のほどをよろしく願いをいたします。

最後に、6款3項1目、ごみ収集事業費のうち、ごみ収集車について伺います。脱炭素化に向け、ごみ収集車両のバイオ混合燃料の実証と充電式のEVごみ収集車の試験導入をしていくとのことですので、改めて、その狙いと想定される二酸化炭素等の削減効果について環境局長に伺います。

○三田村有也環境局長 ごみ収集車両の実証などについての御質問でございますが、脱炭素社会の実現に向けましては、車両のEV化は重要な取組であり、新型EVごみ収集車の早期の本格導入を目指し、ディーゼル車と比較して現状では航続可能距離が短いEV収集車でどのような収集体制を構築するか、各生活環境事業所に必要な充電設備をどのように設置するかなどの検討を行うため、運用試験を実施するものでございます。また、車両は耐用年数に合わせて段階的に更新するため、全ての車両のEV化には一定の期間を要することから、それまでの間、既存のディーゼル車でのバイオ混合燃料を活用した実証も行い、その結果を踏まえ、今後の脱炭素化に向けた効率的な車両導入計画の作成を狙っているものでございます。想定される二酸化炭素排出量の削減効果につきましては、試算では、EV収集車については再生可能エネルギー由来の電気を使用した場合、ディーゼル車との比較で1台当たり年間約14トン、既存のディーゼル車でバイオ混合燃料を使用した場合には、約3トン削減されるものでございます。以上でございます。

○柳沢 優委員 EVごみ収集車については、昨年6月議会でも質問させていただきましたけれども、これまで運用してきた電池交換型から、今回試験導入されるのは充電式の車両となります。廃棄物発電を活用したエネルギー循環型ごみ収集システムを運用してこられたと思いますが、新車両における廃棄物発電の活用について伺います。あわせて、電池交換型と比較してのメリットと課題について伺います。また、電池ステーションが不要となることから、今後、複数の生活環境事業所での効果検証の実施も有効と考えますが、見解と対応について環境局長に伺います。

○三田村有也環境局長 EVごみ収集車についての御質問でございますが、試験導入を行うEVごみ収集車につきましては、生活環境事業所に設置する専用の充電器を使用する予定であり、その電力は、川崎未来エナジー株式会社から調達する廃棄物発電を含む再生可能エネルギーを活用することとしております。次に、電池交換型と比較してのメリットといたしましては、電池交換ステーションの設置が不要であることや、量産されている車両を導入できることなどでございます。課題といたしましては、充電に時間を要することなどと考えております。また、EV収集車の運用試験につきましては、平地や山坂といった道路条件や渋滞などの道路状況が異なる地域において、それぞれの検証が必要と考えておりますので、複数の生活環境事業所で順次実施してまいります。以上でございます。

○柳沢 優委員 御答弁ありがとうございました。バイオ混合燃料、EVごみ収集車については、脱炭素社会の構築において重要な取組であると考えます。この分野は日進月歩で品質改良が進んでおりますので、引き続き、実証実験と併せて、開発状況等についても積極的な情報収集をしていただくよう要望し、質問を終わります。ありがとうございました。

○浦田大輔副委員長 お諮りいたします。暫時休憩いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○浦田大輔副委員長 御異議ないものと認めます。およそ5分休憩いたします。

午後2時46分休憩

午後2時55分再開

○浦田大輔副委員長 休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。

発言を願います。

○小堀祥子委員 私は、不登校対策について、平瀬川の多摩川合流部河川整備費について、公共下水道費について、久地駅橋上駅舎化について、路上喫煙防止対策事業費について、一問一答で順次伺います。

初めに、不登校対策について教育次長に伺います。不登校対策の推進として2,441万円の予算が拡充されました。これは、不登校傾向のある児童生徒が教室以外の場で学習等を行う別室指導の体制の充実に向けたモデル実施を、小中学校8校で実施するためとのことです。コロナ禍を経て、全国で30万人の児童生徒が不登校となるなど、不登校児童生徒の増加が報道でも大きく取り上げられています。学校に行かないことで、児童生徒本人が学校に行けない自分を責めてしまうことによる自己肯定感の低下や、家族やきょうだいも心配で落ち着かない毎日を過ごすことになるなど、多くの影響が出ます。不登校は、その子1人だけでなく周りの人たちみんなの心配事になるのです。本市の直近、2022年度調査結果では、小学生1,144人、中学生1,672人、合わせて2,816人の児童生徒が不登校となっています。小学生で1,000人を超えるのは初めてで、小中学生ともに年々増加しており、早急な対応が求められています。不登校と保護者が感じるまで、学校に行き渋る行き渋りという言葉が使われていますが、その行き渋りの時期に保護者が相談できる場所が各学校に必要です。ふだんなら担任の先生に相談してと思えますが、担任の先生に相談しにくいときも、ここに行けば先生に相談できるという場所が学校の中にあると安心できます。川崎市では支援教育コーディネーターという役割の正規教員が全校にいるとのことですが、支援教育コーディネーターの役割と、どのようにしたら相談できるのか、相談までの流れを伺います。

○池之上健一教育次長 支援教育コーディネーターについての御質問でございますが、支援教育コーディネーターは、教育相談、児童生徒指導、特別支援教育の知識やスキルを有し、学級担任等と連携しながら、各学校の支援体制の中核を担っており、外部の関係機関等との窓口となっております。支援教育コーディネーターへの相談につきましては、保護者が学級担任等を通じて申し込む方法や直接申し込む方法について、学校便り等で周知を図っているところでございます。以上でございます。

○小堀祥子委員 各学校に教育相談などの知識やスキルを持つ支援教育コーディネーターがいる、相談を直接申し込む方法について、学校便り等で周知を図っているとのことですが、周りのママ友にも聞いてみたのですが、知らない方が多かったです。相談できる窓口が各学校にあることを、児童生徒にも、保護者にも幅広く周知するべきです。伺います。

○池之上健一教育次長 学校での相談窓口についての御質問でございますが、各学校では、これまで相談窓口や相談の進め方について児童生徒や保護者に周知を図っており、引き続

き幅広く周知がなされるよう、各学校に働きかけてまいります。以上でございます。

○小堀祥子委員 4月の入学、進級のとき、夏休み前、子どもの自殺が多い日と言われている夏休み明けなど、いろいろなタイミングで繰り返し周知を行ってください。保健室に保健の先生、養護教諭がいる、それはみんなが知っています。それと同じように、児童生徒も、保護者も、学校で困ったことがあったときは、相談窓口に行って支援教育コーディネーターの先生に相談すればいいんだとみんなが知ることができるよう、周知の徹底をお願いします。愛知県岡崎市では、全ての中学校にフリースクール、F組が設置されていて、担任と支援員がいて、個別最適な学びの場として運営されています。最近では民間のフリースクールも増えていますが、F組は学校の中にあり通いやすい、学校の先生とF組担任の先生が連携を取りやすいというよさがあります。来年度から、別室指導モデル実施を小中学校8校で行うとのことですが、川崎市でも、岡崎市のように全ての学校で別室指導を行うべきです。伺います。

○池之上健一教育次長 別室指導についての御質問でございますが、現在、別室指導につきましては、各学校の実情に応じて実施しておりますが、指導を行う人員体制に課題があると認識しております。次年度、小中学校8校において新たな支援スタッフを配置するモデル実施を予定しており、この取組の効果等を検証した後、今後の対応について検討してまいりたいと考えております。以上でございます。

○小堀祥子委員 来年度、小中学校8校で支援スタッフを配置するモデル実施を予定しているとのことですが、各学校で別室指導を行う正規教員、総括教諭の配置を求めます。そして、各学校で別室指導や相談窓口を児童生徒、保護者、みんなが知っているものにしてください。多様性の認められる学校、心配事があってもすぐに相談できる学校にして、不登校で悩む子ども、2,816人がゼロ人になるようにしてください。そのためには、正規の教職員を増員することももちろん必要です。このことも求めておきます。

次に、平瀬川の多摩川合流部の河川費、河川整備費について建設緑政局長に伺います。工事請負費の中に、堤防かさ上げに6,400万円の予算がついているとのことですが、内容と来年度の取組を伺います。

○福田賢一建設緑政局長 平瀬川の多摩川合流部についての御質問でございますが、平瀬川の多摩川合流部につきましては、多摩川水系平瀬川ブロック河川整備計画に基づき、多摩川本川の水位を考慮し堤防のかさ上げを行うもので、来年度以降、工事の実施を予定しているところでございます。来年度の取組といたしましては、国が施工する多摩川堤防との接続等の協議、地元との工事着手に向けた調整などのほか、工事の契約手続を進めることとしておりまして、令和6年度予算につきましては、複数年工事の初年度として、堤防整備に向けた仮設構台の設置に要する費用を計上したものでございます。以上でございます。

○小堀祥子委員 負担金補助及び交付金2,000万円は、平瀬橋に関連した予算とのことですが、平瀬橋がなくなると困るといふ地域の方の声があります。どのような検討を行っているのか、伺います。

○福田賢一建設緑政局長 平瀬川の多摩川合流部についての御質問でございますが、平瀬橋につきましては、平瀬川をまたぎ地域の方々が利用する人道橋でございまして、平瀬川の堤防をかさ上げすることに伴い、今後の取扱いに関する検討が必要になったところでご

ございます。取扱いの内容といたしましては、周辺状況を踏まえ、同一箇所での架け替えや、国の堤防整備による東久地橋の架け替え時に歩道を新設するなど、代替案を検討しているところでございます。以上でございます。

○小堀祥子委員 ディスプレーをお願いします。これが平瀬橋で、奥に見えるのが東久地橋です。平瀬橋は人と自転車が通れる橋で、地域の方が毎朝、通勤などに使う橋です。これが東久地橋で、東久地橋は、このように民家がとても近くににあります。平瀬川の堤防についても、平瀬橋のことについても丁寧な説明と住民の声を聞くことが必要です。説明会の開催はいつ行うのですか。伺います。

○福田賢一建設緑政局長 平瀬川の多摩川合流部についての御質問でございますが、平瀬川の堤防整備につきましては令和5年7月に事業説明会を行い、住民の方々からは景観や安全性確保等に配慮した堤防構造や平瀬橋の機能確保等の御意見をいただいたところでございます。現在、これらの御意見につきましては、国や県と調整しながら詳細設計の中で検討しておりまして、その結果については、本年の夏頃に開催を予定している説明会の中でお示ししてまいりたいと考えております。以上でございます。

○小堀祥子委員 今年の夏頃に説明会を開催予定とのことなので、丁寧な説明と住民の皆さんの意見を聞くことを要望します。平瀬川の左岸の内水対策も必要です。県とどのような協議を行っているのか、伺います。

○福田賢一建設緑政局長 平瀬川左岸の対策についての御質問でございますが、左岸の現状といたしましては、多摩沿線道路や平瀬川の河川管理用通路よりも低い箇所があり、水がたまりやすい地形であることから、対策は難しいところではございますが、堤防整備後における雨水排水施設について、占用許可の可否も含めて、河川管理者である県と協議調整を行っております。以上でございます。

○小堀祥子委員 堤防整備後のことは、県と協議調整を行っているとのことです。来年度の雨季に向けて、市としてどのような対応を行うのですか。伺います。

○福田賢一建設緑政局長 平瀬川の多摩川の合流部についての御質問でございますが、平瀬川の浸水対策といたしましては、令和3年5月に、堤防からの越水による被害を軽減するため、多摩川合流部から久地1号橋付近までの約620メートルの区間に、令和元年東日本台風時の推定ピーク水位を踏まえた高さの亚克力板を設置するなどの対応を図ってきたところでございます。出水期に向けた対応につきましては、右岸側では水門をポンプゲートに改良し、水門の上流に位置する久地樋管を自動制御化することにより、本年1月からは久地樋管とポンプゲートの連携運用が可能となったほか、左岸側では道路側溝等のしゅんせつや冠水時の移動式ポンプによる速やかな排水も併せて行うことで、周辺地域の浸水被害の軽減を図ってまいります。以上でございます。

○小堀祥子委員 平瀬川の左岸側では、道路側溝等のしゅんせつや冠水時の移動式ポンプによる速やかな排水も併せて行うことで、周辺地域の浸水被害の軽減を図っていくとのことです。これは令和元年東日本台風の浸水被害を防ぐための短期対策として、高津区道路公園センターが行うとのことですが、ぜひ広く地域の皆さんにお知らせして、安心して雨季を迎えられるようにしてください。

次に、公共下水道整備費、調査設計委託料について上下水道事業管理者に伺います。2019年の台風19号の排水樋管の浸水被害について、短期対策は完了し、中期対策、長期対策の

実施も始まりました。初めに、中期対策について伺います。宮内、諏訪、二子、宇奈根におけるポンプゲートの整備に向けた詳細設計を行い、令和9年度に供用を開始するとのことです。来年度の取組と令和9年度の供用開始までのスケジュールを伺います。

○大澤太郎上下水道事業管理者 排水樋管の中期対策の取組等についての御質問でございますが、ポンプゲート設備の整備に係る令和6年度の取組につきましては、詳細設計を行うこととしておりまして、その中で、ポンプゲート設備の構造や配置、施工計画等に関する詳細な検討を進めてまいります。また、令和9年度の供用開始までのスケジュールといたしましては、詳細設計に約1年、施工に約3年を要するものと想定しております。以上でございます。

○小堀祥子委員 ポンプゲート設備の構造や配置、施工計画等に関する詳細な設計を進めていく詳細設計に1年、施工に約3年を要するとのことです。ポンプゲート設備が設置されれば、かなりの浸水被害の抑制につながるとのことです。早急な取組をよろしくお願ひします。次に、山王、宮内、諏訪、二子、宇奈根を対象とした長期対策についてです。長期対策と言わず、できるだけ早くポンプ場を設置すべきです。大規模雨水対策施設の整備に向けた概略設計の来年度の取組とその後のスケジュールを伺います。

○大澤太郎上下水道事業管理者 排水樋管の長期対策の取組等についての御質問でございますが、長期対策に係る令和6年度の取組につきましては、今年度に引き続き、流下幹線やポンプ場等の概略設計に取り組むこととしておりまして、中期対策における効果を踏まえ、整備水準や対策規模の検討、用地の選定など、具体化に向けた検討を深めてまいります。また、スケジュールにつきましては、概略設計を進める中で検討してまいります。中期対策と並行し着実に長期対策の実現に向けた取組を進めてまいります。以上でございます。

○小堀祥子委員 等々力に大きな土地があるのですから、ポンプ場の設置を行うことを要望します。公園も市民にとって必要なものですが、浸水被害をなくすこと、命や暮らしを守ることは最優先にするべきです。

次に、久地駅橋上駅舎化についてまちづくり局長に伺います。まちづくり費、駅施設関連事業費、南武線駅アクセス向上等整備事業費についてです。これはどこの駅の事業費なのですか。伺います。

○藤原 徹まちづくり局長 南武線駅アクセスについての御質問でございますが、南武線駅アクセス向上等整備事業費につきましては、令和6年度の完成を予定しておりますJR南武線稲田堤駅の橋上駅舎及び自由通路の整備費と駅前空間整備に要する費用及び自由通路の維持管理費等を計上しているものでございます。以上でございます。

○小堀祥子委員 稲田堤駅についての費用だけで、久地駅橋上駅舎化の事業費はありませんでした。稲田堤駅の工事が始まったら、久地駅の設計に入るのが当初の予定でした。久地駅の橋上駅舎化を求める署名が5,000筆集まり、市民の方が署名を届けました。開かずの踏切で毎朝大変な思いをしている声も直接届けました。なぜ計画が立ち止まっているのですか。伺います。

○藤原 徹まちづくり局長 南武線駅アクセスについての御質問でございますが、本事業は、平成21年度に策定した南武線駅アクセス向上方策案に基づき、鉄道による地域分断の改善と踏切を横断する利用者の安全の確保等、駅へのアクセス性の向上に向け、橋上駅舎

化などの取組を進めているところでございます。現在工事を進めている稲田堤駅につきましては、昨年8月に自由通路の南側部分及び新駅舎の使用を開始し、令和6年度の完成を目指し工事を進めております。JR南武線久地駅及び中野島駅につきましては、現在、駅周辺の土地の形状等による制限を踏まえ、駅舎や自由通路の構造等に関する検討を行っているところでございます。以上でございます。

○小堀祥子委員 久地駅及び中野島駅については、現在、駅周辺の土地の形状等による制限を踏まえ、駅舎や自由通路の構造等に関する検討を行っているところのことですが、2022年6月と同じ答弁で、この2年間全く計画が進んでいません。2017年2月のまちづくり委員会の資料の中にある「南武線駅アクセス向上方策案」に基づく今後の取組については、久地駅は、2017年度に調査設計、2018年度に基本設計を行うと書かれていました。基本設計を行うはずの2018年から、今2024年なので6年たっても、基本設計が行われていません。調査設計は2019年に行われたが、調査設計の中で課題が出てきたので検討を行っているそうですが、もう5年間も検討を続けています。5年間も検討を行っている、5,000筆の署名、市民の声が届けられても、全く計画を進める気がないのですか。川崎市が予算をつけて計画を進めるべきです。伺います。

○藤原 徹まちづくり局長 南武線駅アクセスについての御質問でございますが、久地駅につきましては、駅舎や自由通路の構造等に関する検討を行っているところでございますので、引き続き検討の深度化を図り、事業化に向けた環境等を整え、駅アクセス向上に向けた取組を進めてまいります。以上でございます。

○小堀祥子委員 駅周辺の土地の形状等による制限などの課題がありますが、津田山駅も同じような課題があったのに、ちゃんと橋上駅舎化ができたのですから、久地駅橋上駅舎化も予算をつけて計画を進めるよう要望します。

関連して、久地踏切についてです。建設緑政局長に伺います。ディスプレイをお願いします。久地踏切の南側に点字シートがつけました。市民の方からの陳情があつて設置したとのことですが、北側にはまだ設置されていません。北側はJRの土地とのことですが、JRにすぐに設置するよう求めるべきです。伺います。

○福田賢一建設緑政局長 JR南武線久地踏切についての御質問でございますが、同踏切の点字シートにつきましては、本年1月、駅利用者の方から、歩行者が通行する踏切手前部に設置要望があり、高津区役所道路公園センターにおいて、現地調査を実施し、道路敷地である踏切南側に設置したところでございます。一方、踏切北側につきましては、鉄道敷地であることから、鉄道事業者に設置を要請しておりまして、現在、設置に向けた調整を実施しているところでございます。以上でございます。

○小堀祥子委員 国交省は、奈良県の踏切で2022年に起きた視覚障害者の方の死亡事故を受け、踏切道での安全対策を盛り込んだ道路の移動等円滑化に関するガイドライン改定を行いました。改定により、踏切の手前部に視覚障害者誘導用ブロックを設置するよう積極的な整備が求められるとともに、踏切内に踏切道内誘導表示を設けることなどが位置づけられました。この改定を踏まえて、川崎市内では8か所の踏切が踏切道改良促進法で指定されましたが、久地踏切は指定されませんでした。しかし、市民の方の陳情で踏切の手前に点字ブロックをつけたのですから、踏切道内誘導表示も設置するべきです。伺います。

○福田賢一建設緑政局長 久地踏切についての御質問でございますが、踏切道内の誘導表

示につきましては、本年1月に、踏切道改良促進法に基づき、特定道路上等のバリアフリー対策として、新たに全国で408か所、本市においては8か所の改良すべき踏切道を国が指定したところでございます。本市におきましては、法指定された特定道路の8か所について優先して取り組むべきものと考えており、踏切道内の誘導表示の設置や維持管理について、鉄道事業者と協議調整してまいります。以上でございます。

○小堀祥子委員 久地踏切についても行うよう要望します。次に、賢い踏切についてです。ディスプレイをお願いします。毎朝、このように大勢の人が踏切を待っています。2月28日は、朝1時間のうち50分踏切が閉まっていました。橋上駅舎化の事業も進んでいません。せめて久地踏切を賢い踏切にするべきです。伺います。

○福田賢一建設緑政局長 久地踏切についての御質問でございますが、賢い踏切の導入につきましては、鉄道事業者において検討した結果、周辺環境や上下線列車の通過のタイミングの重なりなど、運行状況の理由により、遮断時間の削減効果が見込めないことから、導入は計画していないと伺っております。以上でございます。

○小堀祥子委員 久地駅橋上駅舎化の計画も進まない、賢い踏切の導入の計画もない、市民が毎朝、開かない踏切を待って、いらいらしたり、怖い思いをしているのです。市民は5,000を超える署名を届けました。市民の声を聞く市政にしていくことを要望します。

次に、市民文化費、地域の安全対策事業、路上喫煙防止対策事業費について市民文化局長に伺います。溝口駅のキラリデッキには、1階と2階に喫煙所があります。特に2階の喫煙所については、市民の方からたばこの臭いがすごい、喫煙所に向かって歩きながらたばこを吸う人もいて治安が悪い感じがする、改善してほしいという声が寄せられています。受動喫煙防止のためにも、キラリデッキの喫煙所の整備が必要と考えますが、今後、どのような対策を取るのですか。伺います。

○中村 茂市民文化局長 武蔵溝ノ口駅第1・第2指定喫煙場所についての御質問でございますが、キラリデッキ上の第2指定喫煙場所につきましては、煙が漏れ出ることやはみ出しての喫煙、たばこの臭いに関する意見が多く寄せられており、路上喫煙防止指導員による巡回指導や、マナー遵守の掲示等による注意喚起の徹底などに取り組んでいるところでございます。第2指定喫煙場所はデッキ上にあることから、地面の掘削など土木工事が必要となるパーティションの設置ができず、厚生労働省が示している屋外分煙施設の技術的留意事項を踏まえた改修は困難となっております。このような状況を改善するため、現在、関係局区やJT等の関係者とデッキ下にある第1指定喫煙場所の形状変更や拡張などの検討を進めており、引き続き、キラリデッキ周辺の一体的整備に併せ、適切な分煙環境の整備に向けて、協議調整を進めてまいります。以上でございます。

○小堀祥子委員 キラリデッキ周辺の一体的整備に併せ、適切な分煙環境の整備に向けて協議調整を進めていくとのことですが、ディスプレイをお願いします。これは麻生区のものなんですけれども、これが以前のもので、新しくなったものは、新しい指定喫煙場所ですが、透明なパネルなども使って防犯対策にも配慮されています。溝ノ口の1階の指定喫煙場所は、建物の間で夜はすごく暗くなる場所なので、照明をつけて明るくするなどして、市民が安心して通れる場所にしてください。あと、キラリデッキはハトやネズミなど小動物がいて、ふんなどの被害もあるので、清潔で楽しく市民が憩える場所になるよう整備を要望します。以上で質問を終わります。

○高戸友子委員 それでは、4款1項4目青少年事業費のうち放課後等の子どもの居場所づくりの推進について、13款1項5目教育指導費、学校におけるSOSを出せる環境整備について、4款1項2目子育て支援事業費、4款2項2目保育事業費、保育・子育て総合支援センターの可能性について、一問一答にて順次伺ってまいります。

初めに、放課後等の子どもの居場所づくりの推進について伺います。令和6年度予算案におきまして、新たに2,400万円が計上されています。市内7か所において、子どもの意見を取り入れた居場所づくりを実施していくとのことですが、経費の内訳及び7か所の選定箇所や選定基準について伺います。

○阿部浩二こども未来局長 放課後等の子どもの居場所づくりについての御質問でございますが、初めに、令和6年度予算案には、東柿生小学校、柿生及び王禅寺こども文化センターでは効率的、効果的に継続運営するための手法の検証、教育委員会事務局で計画している犬蔵中学校区における地域人材による多様な体験、経験ができる仕掛けづくりとの連携、子どもを取り巻く地域の環境に合わせ横展開できる仕組みづくりの構築に向けた経費をそれぞれ計上したものでございます。現時点では、市内7か所のうち5か所について実施場所を選定しているところでございますが、残り2か所につきましては、屋内に十分なスペースを有する施設を対象に地域の状況なども勘案しながら検討を進めているところでございます。以上でございます。

○高戸友子委員 3種類の試行パターンとのこと、理解いたしました。令和6年度に3種類、7か所で実施した後に今後推進していくパターンを決めるということでしょうか。また、指定管理者は、こども文化センター及びわくわくプラザの役割を担っています。放課後の子どもの居場所づくりの推進事業の役割も担うとなると、その人材はどのように確保するのか、伺います。

○阿部浩二こども未来局長 放課後等の子どもの居場所づくりについての御質問でございますが、今後の横展開に当たりましては、令和6年度に実施する3種類の試行的な取組の結果も踏まえ、必要となる機能の検討を行うとともに、子どもの意見を聞きながら、それぞれの地域の実情に合わせた手法で居場所づくりを進めてまいりたいと存じます。また、試行的な取組を円滑に進めるため、指定管理者とも十分な協議調整を行いながら、必要となる人材の確保に努めてまいります。以上でございます。

○高戸友子委員 試行的実施となった令和5年度は、11月末から12月頭までの1週間の実施、こども文化センターや教育委員会とも連携しながら実施されたとのことですが、令和6年度の実施予定期間や頻度、委託先の選定基準について伺います。

○阿部浩二こども未来局長 令和6年度の試行的な取組についての御質問でございますが、実施予定期間や頻度につきましては、3種類の試行パターンそれぞれに異なるものと考えており、現在詳細を検討しているところでございます。委託先につきましては、第1及び第2のパターンでは、対象となるこども文化センターの指定管理者や地域の関係団体等が実施主体になることを想定しておりますので、実施時期や実施内容などの十分な説明に努めてまいります。また、横展開できる仕組みづくりの構築を行う第3のパターンの委託先につきましては、公募により選定を行ってまいりたいと存じます。以上でございます。

○高戸友子委員 こども未来局で令和3年3月に示された川崎市子ども・若者調査報告書によると、子どもの居場所に関する設問が確認できます。自宅や学校以外の居場所につい

て多くの回答を得ており、その上で、第2期川崎市子ども・若者の未来応援プランが策定されておりますが、これまでに子どもの居場所についてどのような検討がなされ、わくわくプラザ事業をはじめとする各種事業がプランに位置づけられたのか、伺います。

○阿部浩二子ども未来局長 第2期川崎市子ども・若者の未来応援プランへの位置づけについての御質問でございますが、子育て家庭や子どものニーズ、価値観の多様化、それぞれの地域における状況の変化から、子どもを孤立から守り、健やかに育てるための居場所づくりがより一層必要になるとの課題認識から、同プランにおきまして、こども文化センター運営事業をはじめとした様々な事業に放課後等の子どもの居場所づくりに資する取組を位置づけ、推進しているものでございます。以上でございます。

○高戸友子委員 子どものニーズは、家庭環境や年代によってさまざまであります。コロナ禍の前後でも生活様式に変化が生じるなど、将来が予測困難な状況に子どもたちは置かれています。本市の小学生だけでも7万人を超え、地域の状況も様々ですので、きめ細かく子どもの声を聞いていただきたいと思います。今後どのように進めていくのか、伺います。

○阿部浩二子ども未来局長 放課後等の子どもの居場所づくりについての御質問でございますが、放課後等の子どもの居場所づくりに当たりましては、子どもの声を聞きながら、子ども自身がいたい、行きたい、やってみたいと感じる居場所づくりを進めていくことが重要であると考えておりますので、今後におきましても、子どもたちへのアンケートや意見交換会、関係団体へのヒアリングなどの様々な機会を通じて、子どもたちの声を把握しながら、子どもたちのニーズに寄り添った取組を進めてまいりたいと存じます。以上でございます。

○高戸友子委員 子どもの権利条例第27条では、市は、子どもに対する居場所の提供等の自主的な活動を行う市民及び関係団体との連携を図り、その支援に努めるものとして定められております。本条例の趣旨を踏まえ、放課後等の子どもの居場所づくりの推進に当たり、どのように市民及び関係団体との連携を図り、その支援に努める計画なのか、伺います。

○阿部浩二子ども未来局長 放課後等の子どもの居場所づくりについての御質問でございますが、地域では多様な担い手がそれぞれに取組を行っており、これらの地域人材に十分理解していただいた上で連携協働することが重要になると考えておりますので、放課後等の子どもの居場所づくりに当たりましても、地域の中で行われる取組それぞれの目的や担い手となる多様な主体の取組状況も踏まえ、地域全体で子どもを支える仕組みづくりを進めてまいりたいと存じます。以上でございます。

○高戸友子委員 意見要望です。子ども・若者調査の結果を分析し、どのように居場所の検討がなされ、プランに反映させるかについては、明確な答弁はいただけませんでした。また、条例にあります市民及び関係団体との連携も見えづらい状況ということを指摘させていただきます。今後、居場所づくりの検討を進める上で、多くの子どもの声や条例に照らし、取り組んでいただくよう強く要望いたします。

次に、学校におけるSOSを出せる環境整備について伺ってまいります。国が示すいじめ防止対策推進法では、いじめの防止等のために学校が実施すべき施策として、学校いじめ防止基本方針の策定があります。市内学校のホームページにおいて毎年更新されている

ことが確認できますが、その学校いじめ防止基本方針には、定期的な学校生活アンケートによりいじめの早期発見につなげていくと示されており、いじめを早期発見するアンケートは、設問一つ一つが大変重要であると考えます。そこで、現在、市内学校において実施されているいじめを早期発見するための学校生活アンケートについては、教育委員会として設問内容の把握をしているのか、伺います。

○池之上健一教育次長 学校生活アンケートについての御質問でございますが、学校生活アンケートにつきましては、教育委員会事務局では、各学校の実施時期や回数といった実施状況について把握しておりますが、各学校が作成する個々の設問等の確認は行っていないところでございます。以上でございます。

○高戸友子委員 アンケートの設問次第で子どもたちがSOSを出せる環境が変わると考えます。教育委員会がアンケート内容の把握をしていない現状は、本市の課題と指摘せざるを得ません。見解と対応を伺います。

○池之上健一教育次長 学校生活アンケートについての御質問でございますが、学校生活アンケートにつきましては、教育委員会事務局が作成している児童生徒指導ハンドブック等において、アンケート項目の例示や活用方法を周知しており、各学校では、児童生徒の実態に応じて実施しているところでございます。その実施時期と回数は学校ごとに異なっておりますが、同アンケートの活用により、定期的に児童生徒の実態等を把握することは、いじめの早期発見、早期対応の手だてとして不可欠なものであると認識しております。現在、一部の区の児童生徒指導連絡会議では、内容や方法等の情報交換を実施している事例がございますが、今後につきましては、全市の児童生徒指導連絡会議において、アンケート項目の検討や結果の活用方法等について意見交換を行う等により、より効果的なアンケートの実施に向け取り組んでまいります。以上でございます。

○高戸友子委員 子どもたちの立場になった設問作成や丁寧な取組を求めます。川崎市いじめ防止基本方針で示されている「かわさき共生*共育プログラム」の中の効果測定については、子ども個人の社会性と個人が所属する集団の人間関係を数値、視覚化して示すことができる調査として、平成22年度より実施されてきました。本年度より内容が拡充され、子どもたちの抑鬱傾向やストレス反応を測ることができる5項目を追加し、子どもたちからのSOSをより察知できる仕組みとなったと確認しております。新しい効果測定の実施状況と今後の展開について伺います。

○池之上健一教育次長 「かわさき共生*共育プログラム」についての御質問でございますが、児童生徒のSOSをできるだけ早く発見し受け止めることは、いじめや不登校等の未然防止において重要であると認識しております。そのため、「かわさき共生*共育プログラム」の効果測定につきましては、今年度から、児童生徒の抑鬱傾向やストレス反応を測ることができる新規項目を加えるとともに、GIGA端末で入力したデータを集計できる仕組みを構築して、年に3回程度を目安に全市立学校で実施しております。新規項目から分かる児童生徒の抑鬱傾向やストレスの状態と、クラスや友達への信頼感を比較することで、順調そうに見えても内面が満たされていない状態などに教員が気づくことができ、結果の年間推移に少しでも低下傾向が見られた場合には声かけを行うなど、児童生徒のSOSの早期発見や早期対応につながっております。今後は、年に2回の担当者研修会や各学校での研修において、効果測定の実用に関する好事例などを周知するとともに、より

効果的な実施や活用に向けて、引き続き取り組んでまいります。以上でございます。

○高戸友子委員 現状、子どもたちへいじめに関するアンケートを紙で、「かわさき共生*共育プログラム」の効果測定をGIGA端末で行い、内容は違えども何度もアンケートを取っていることとなります。過去のデータと比べることで、より一層子どもたちからのSOSを早期に察知することができると思いますが、いじめの早期発見のための学校生活アンケートと「かわさき共生*共育プログラム」の効果測定を併用した具体的な取組について伺います。

○池之上健一教育次長 SOSを受け止めた取組例についての御質問でございますが、児童生徒の社会性や豊かな人間関係を育み、いじめや不登校の未然防止等を図るためには、多面的に児童生徒理解を深めることが重要でございます。個人や集団としての社会性を客観的に把握するための資料の一つである効果測定と、学校生活アンケートや行動観察、面接等、様々な手法を併用し、互いに補完し合うことは、よりきめ細やかに一人一人の状態を把握するために有効であると考えております。具体的な事例といたしましては、昨年6月に実施した学校生活アンケートの結果において記述に気になる点があった生徒と教育相談を行いました。9月に実施した効果測定において抑鬱傾向が見られたため、再度、生徒への日常的な指導や教職員全体で生徒を見守る体制づくりに生かしたという中学校の取組がございます。今後も、様々な事例を横展開し、全ての児童生徒がいきいきと個性を發揮できるよう、「かわさき共生*共育プログラム」の取組の充実を図ってまいります。以上でございます。

○高戸友子委員 より一層、SOSを出せる環境整備へ注力いただくよう、要望いたします。また、保護者より学校に対する保護者アンケートが記名式のため意見が書きづらいという声をよくいただきます。保護者アンケートに対する現状を伺います。

○池之上健一教育次長 保護者アンケートについての御質問でございますが、各学校では、よりよい学校運営に向けて、保護者からの意見や要望等をいただくために、年度初めや年度末、また、行事等の終了後などにアンケートを行っております。アンケートの実施に当たりましては、その目的に応じて、実施時期や記名の有無、回答方法などを選択しながら、必要な情報の把握に努めているところでございます。以上でございます。

○高戸友子委員 意見要望です。現在の取組については一定理解いたしました。保護者が声を届けやすくなるよう、記名の有無を選択制にするなど、より柔軟な取組を要望いたします。

次に、保育・子育て総合支援センターの可能性について伺います。保育と子育ての新たな拠点として、令和元年度以降、川崎区、中原区、宮前区に順次開設し、ほかの4区についても今後の開設が予定されている保育・子育て総合支援センターですが、今後、より一層、地域の親子の居場所としての存在感を出していくことが求められます。そこで、改めて、保育・子育て総合支援センターの地域内での役割について伺います。

○阿部浩二子ども未来局長 保育・子育て総合支援センターについての御質問でございますが、保育・子育て総合支援センターにつきましては、地域における保育と子育ての一体的な事業推進拠点としての役割を担っており、民間保育所等の支援や民間保育所も含めた人材育成のほか、子育てに関する情報提供や専門職による相談支援、育児に関する体験講座など、関係機関と連携しながら、地域の子育て支援を行っております。以上でございます。

す。

○高戸友子委員 保育・子育て総合支援センターは、全て保育園併設型になります。保育園併設の施設だからこそできる地域支援について、具体的見解を伺います。

○阿部浩二こども未来局長 保育・子育て総合支援センターについての御質問でございますが、保育・子育て総合支援センターにつきましては、公立保育所、地域子育て支援センター、区保育総合支援担当が同一施設内で、それぞれの機能の強みを融合することにより、支援機能の強化を図るものでございます。地域の子育て支援機能といたしましては、保育士、看護師、栄養士といった専門職による一人一人の相談や子どもの発達に合わせたきめ細やかな支援を実施しているところでございます。また、体験保育や園庭開放など、保育所の機能を活用した支援メニューを提供することで、同世代の児童の発達を確認し、子育てに対する安心感につなげるほか、一時預かりにより保護者のレスパイトケアを図るといった子育て家庭の状況に応じた多様な支援が可能になるものと考えております。以上でございます。

○高戸友子委員 保育・子育て総合支援センターにおける一時預かり事業の利用時間の選択肢拡大について伺います。今まで何度も、議会において公立保育園における一時預かり事業の拡大について求めてまいりました。特に親子で過ごす居場所である地域子育て支援センターに短時間の預かり機能があることは、親子ともに心理的負担の軽減になると考えます。東京都昭島市では、地域の子育て支援センターに預かり機能をつけたちょこっと預かり保育という取組を令和2年から行っております。これは、支援センター併設の預かり保育機能であり、ゼロ歳から3歳までの子どもを1人1回3時間まで月8回まで預かることができるものとなります。地域の親子からは大変好評であり、いつも親子で利用する支援センターだからこそ、いつも行く場所として安心して利用ができるとの声があることや、市の直営である公立の施設だからこそできることとして、産後鬱やメンタル不安のある母親の駆け込み寺としての役割を柔軟に担っているなど、地域の親子の居場所やよりどころとなっていることが分かります。理想を申し上げるならば、全ての地域子育て支援センターへ、新たな機能として一時預かり事業をつけていただきたいところですが、何分課題が多いと類推します。一方、保育・子育て総合支援センターは、地域子育て支援センターと一時預かり事業を実施している保育園が併設されていることから、大きな可能性があると考えます。そこで、改めて伺います。保護者だけでなく子どもにとっても心理的負担を抑え、ニーズに合わせて利用できること、また、地域の母親の駆け込み寺としての役割も担えるよう、保育・子育て総合支援センター併設の公立保育園では、一日単位の利用だけでなく、短時間利用や半日利用もできるように拡充するべきと考えます。見解と課題があれば伺います。

○阿部浩二こども未来局長 保育・子育て総合支援センターについての御質問でございますが、一時預かり事業についてでございますが、地域の子育て家庭の様々なニーズに合わせて、きめ細やかな支援を行うためにも、より利用しやすい制度が求められていると認識しております。未就園児を対象とした一時預かり事業につきましては、現在、国において、時間単位での利用を想定しているこども誰でも通園制度の導入に向けた取組が進められておりますことから、こうした新たな制度が当該事業に及ぼす影響などを注視しながら、検討してまいります。以上でございます。

○高戸友子委員 前向きな御答弁をありがとうございます。今後も注視させていただきま
す。ほかにも様々な可能性があると考えております。公立保育園にて全市展開されている
親子でランチについて伺います。各園、月2～3回程度、利用定員、毎回、各回2組とい
う設定ですが、開催目的や利用者数、親子の反応について伺います。

○阿部浩二こども未来局長 親子でランチについての御質問でございますが、親子でラン
チにつきましては、地域の親子が保育カリキュラムに基づいた生活や遊び、給食を保育園
児とともにすることで、生活の流れや乳幼児の育ちを理解し、成長、発達に合わせた食事
の形態や食べさせ方を学ぶ保育体験として実施をしているところでございます。令和2年
度以降、新型コロナウイルス感染症の影響に伴い休止していたところでございますが、昨
年9月から再開し、1月末までの5か月間の利用者数につきましては、親子の利用で各月
平均60組程度となっております。利用された保護者の方からは、同学年の子と一緒に過
したり、給食を食べたり、とてもよい経験ができたや、食事の一般的な量が分かり、あり
がたかったなどの声をいただいております。アンケートでも多くの保護者から好評価をいただ
いているところでございます。以上でございます。

○高戸友子委員 親子でランチは保育体験と給食体験ができるプログラムで、保育園を身
近に感じる大変いい取組だと感じます。育児中の親にとって毎日3食子どもの御飯を用意
するのは、ほかの育児にも追われる中、本当に慌ただしく、思い返すと、私自身も、保育
園の前を通るたびに給食を分けてくれたらどれだけ助かるかと何度も考えていました。そ
の中で、親子でランチの取組は大変魅力的である一方、もっと間口を広く実施することが
可能であれば、多くの親の心を救い、現在7割以上の母親が抱えている子育ての孤独の未
然防止につながると考えます。そこで、給食提供を行っている保育園と併設している保育・
子育て総合支援センターだからこそこできる取組として、親子でランチを保育・子育て総合
支援センターの支援センター内で実施するなど、拡大の検討を求めます。実際に横浜市金
沢区の子育て支援センターでは、併設の保育園の給食提供を、親子レストランという名前
で週に1度、親子での参加費600円で開催しており、食に関する悩み解決や子育て世代に出
会いの場を提供しています。本市の保育・子育て総合支援センターは、地域の親子の新しい
居場所となります。このように、新たな取組の可能性について見解と課題を伺います。

○阿部浩二こども未来局長 親子でランチについての御質問でございますが、保育・子育
て総合支援センター内の地域子育て支援センターでの給食提供につきましては、給食室か
らの搬入ルートや給食の保管場所などの衛生面等での課題があり、現時点では、実施は難
しいものと考えております。しかしながら、子どもの食事については、保護者からの関心
が高いものでございますので、保護者のニーズ等を踏まえながら、親子でランチの拡充等
について検討してまいります。以上でございます。

○高戸友子委員 意見要望です。搬入ルートや保管場所など、衛生管理上の懸念がない場
所として、例えば保育園内の地域支援ルームでの実施を検討いただくなど、今後の工夫を
期待いたします。保育・子育て総合支援センターは、地域の子育て支援の拠点となり、地
域の親子の新しい居場所、よりどころとなります。大変期待をしていることから、今後も
注視させていただくことを申し上げ、質問を終えます。それぞれ御答弁ありがとうございます。

○浦田大輔副委員長 お諮りいたします。暫時休憩いたしたいと思っておりますが、御異議あり

ませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○浦田大輔副委員長 御異議ないものと認めます。およそ30分休憩いたします。

午後3時45分休憩

午後4時15分再開

○浦田大輔副委員長 休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。

発言を願います。

○橋本 勝委員 それでは、一問一答で伺ってまいります。まず、8款5項2目河川整備費、次が13款8項2目義務教育施設整備費、次が8款8項1目公園緑地施設費、10款3項2目市街地整備費、そして、次が7款4項農業費、最後に3款1項3目のコミュニティ推進費、それぞれ関係局長に伺っていきます。

まず、建設緑政局長です。川崎市河川維持管理実施計画について伺います。令和3年度末に河川維持管理計画が策定されました。これまでの事後的な対応から、一体的に河川を管理することにより良好な状態に保全をする、これを目的に定められたものであります。策定後、各河川個別の実施計画を定めることとなっておりますけれども、経過を伺いたいと思います。

○福田賢一建設緑政局長 河川維持管理実施計画についての御質問でございますが、実施計画につきましては、今年度末の策定に向けて、土木構造物、機械電気設備及び河川樹木のそれぞれについて、庁内関係部署と協議調整を行っているところでございます。現在、土木構造物と機械電気設備の計画については、令和4年度に5年間で1サイクルとした河川詳細点検が完了したことから、これらの結果により、健全度が低く、予防保全が必要と判定した施設をリスト化した上で、損傷程度、河川種別、施設の重要度などを指標として優先順位を定め、費用を算出し、今後5年間における補修等に関する内容を取りまとめているところでございます。また、河川樹木の計画についても同様に、調査により不健全と判定された樹木及び自然発生した樹木をリスト化し、伐採、伐根や適正な樹木間隔が確保できる箇所への植樹など、今後5年間における対応を取りまとめているところでございます。以上でございます。

○橋本 勝委員 分かりました。次に、個別河川について伺っていきます。二ヶ領用水宿河原線についてでございますが、間もなく桜も開花の時期を迎える季節ですけれども、この河川における維持管理上留意すべき課題について伺いたいと思います。その課題に対し、実施計画ではどのように対応をしているのか、伺います。

○福田賢一建設緑政局長 河川維持管理実施計画についての御質問でございますが、二ヶ領用水宿河原線につきましては、桜並木や散策路が整備され、自然との触れ合いの場として多くの人に親しまれておりますが、老朽化による施設の損傷のほか、桜の間隔が狭く生育等に影響が生じていることが課題でございます。このため実施計画では、今後5年間の取組として、転落防止柵や護岸などを補修するとともに、河川樹木につきましては、不健全とされた桜や自然発生した樹木の伐採等を実施し、将来的な適正間隔の確保に向けて取り組むこととしております。なお、将来的には、伐採・伐根後における樹木の間隔を踏まえて植樹についても取り組み、良好な河川環境の確保に努めてまいります。以上でございます。

○橋本 勝委員 分かりました。二ヶ領用水宿河原線については、土木構造物とか、機械電気設備については、特段留意するようなどころはないということで、どうしても樹木の関係だということでございます。この実施計画自体は5年間にわたるものとなっているんですけれども、この予算措置の考え方について伺いたいと思います。

○福田賢一建設緑政局長 河川維持管理実施計画についての御質問でございますが、計画期間における予算につきましては、事後保全型から予防保全型への転換によって施設の長寿命化を図ることで、従来よりも維持管理費用を抑えることが可能となるものと考えており、各年度の費用の平準化や各区のバランスも考慮しながら、本計画に反映するものがございます。以上でございます。

○橋本 勝委員 各5年間の個別計画に対応する予算について、しっかりと調整していただきたいと思います。現在、市役所前のイチョウ並木をライトアップするというような取組が進んでいるようです。その目的を伺いたいと思います。二ヶ領用水宿河原線は、市内外から大勢の方々が桜の見物に訪れるわけなんですけれども、この二ヶ領用水宿河原線の桜並木も将来ライトアップして行って、市内で随一の花見の名所とするような取組について考えを伺いたいと思います。

○福田賢一建設緑政局長 ライトアップについての御質問でございますが、市役所通りでのライトアップにつきましては、市制100周年を契機に、全国都市緑化かわさきフェアや公共空間活用等の取組と連携しながら、広域拠点である川崎駅周辺において市役所通りのイチョウ並木を年間を通してライトアップを行い、空間を高質化するものがございます。二ヶ領用水宿河原線の桜並木につきましては、自然との触れ合いや地域の方々の交流の場として親しまれている場所と認識しておりますので、今後、地域からの御意見も踏まえながら、関係局区と連携して、さらなる地域の魅力向上や活性化に向けて取り組んでまいります。以上でございます。

○橋本 勝委員 ありがとうございます。役所前のイチョウ並木については、きちんとした行政目的があるよと、今のお答えでは、宿河原線については行政目的をそもそも今から設定するのよという話で、こういうのは、確かにもう民間で動いてもらったほうが早いよ取組かもしれないので、少しそういった方向性も考えながら、でも、役所の、行政の協力もやっぱり必要でございますので、そういう取組が行われるときには、また一つ御相談させていただきたいなと思います。ありがとうございます。

次に、義務教育施設整備費ということで、登戸小学校の校舎増築計画について伺いたいと思います。この小学校は、先般創立150周年を迎えた多摩区内で最も伝統ある学校の一つであります。これまで見守っていただいている地域や関係者の皆様方には深く敬意を表する次第でございます。一方で、土地区画整理事業の進捗によりまして、まちは大きく変わろうとしております。その過程で児童数が増加傾向にあることから、校舎の増築計画が示されました。内容と今後のスケジュールについて教育次長に伺います。

○池之上健一教育次長 登戸小学校の校舎の増築についての御質問でございますが、登戸小学校の普通学級の児童数等につきましては、令和5年5月現在、児童数733名、学級数25学級となっており、現行推計の最終年度である令和11年度には、児童数1,006名、学級数32学級と予測しており、今後、同校では、段階的な児童増加による教室不足に対応する必要

がございます。校舎の増築につきましては、普通教室6教室、多目的室2教室、給食室その他諸室等の整備を行うこととしており、今年度から設計に着手しております。今後のスケジュールにつきましては、令和7年2月まで設計を行い、その後契約手続を行った上で、同年10月から令和9年6月まで普通教室4教室、給食室等の1期工事を行い、同年7月から令和11年3月まで普通教室2教室、多目的室2教室等の2期工事を行う予定となっております。以上でございます。

○橋本 勝委員 このところ学校施設関連工事、もちろんそれ以外にもあるとは思いますが、すけれども、事業費の著しい増加というものが散見されています。設計担当のまちづくり局と教育委員会の調整不足によるものと捉えることもできるわけです。懸念するようなことはないのか、これは念のために伺っておきます。次年度も幾つかの学校施設で新築、増築が計画されているということですが、資材や人件費の高騰というのは昨今当然のことですが、ちょっと参考までに平米当たりの建築単価というのはどれくらいになっているのか、伺いたいと思います。

○藤原 徹まちづくり局長 義務教育施設整備費についての御質問でございますが、初めに、学校施設に関する工事の調整につきましては、調査・設計段階から関係部署がより綿密な情報共有を図るため、これまで以上に情報交換・共有の場を設定するなど、連携して取り組んでまいります。次に、学校施設工事における設備を含めた1平方メートル当たりの工事単価につきましては、近年の契約実績額ベースでは、新築で約51万円、増築で平均約42万円となっており、今後も資材や労務単価等の高騰を受け、上昇が見込まれております。以上でございます。

○橋本 勝委員 なかなかの金額だと思いました。教育次長、この登戸の増築については、計画をお示したように、校庭が狭くなったりとか、やっぱりこの期間いろいろと、もちろん学校のほうもそうでしょうけれども、地域で使っている方々にも御迷惑がかかるような話もあるということがございますので、そういった御意見等があれば、それは丁寧に拾っていただいて対応していただきたいということを申し上げておきたいと思います。

登戸の地域は、この登戸小の範囲以外にも、いわゆる小田急線の反対側の区域でも区画整理事業が行われているんですけれども、御案内のとおり、向ヶ丘遊園側の旧ダイエー跡地では、この夏頃から入居が始まる集合住宅が造られます。加えて、登戸駅前の再開発事業による高層住宅の建築もございまして、この地域の小学校区というのは宿河原小学校、中学校区は稲田中学校ということになるんですけれども、登戸小と同様に児童数の増加傾向についてはないのか、伺いたいと思います。あるとすれば、どのような対応となるのかについてもお願いします。関連して、高津区の久地駅周辺においても仮称川崎市高津区下作延計画という大規模な住宅建設の予定がございます。この住宅建設による影響はないのか、伺いたいと思います。これは当該地域で校長も務められた小田嶋教育長に伺いたいと思います。

○小田嶋 満教育長 児童生徒数等についての御質問でございますが、令和5年5月現在における普通学級の児童生徒数についてでございますが、宿河原小学校は児童数772名、学級数24学級、稲田中学校は生徒数917名、学級数25学級となっております。令和5年11月現在における今後の児童生徒数の見込みについてでございますが、現行推計の最終年度である令和11年度には、宿河原小学校は児童数766名、学級数24学級、稲田中学校は生徒数946

名、学級数25学級と予測しており、現時点では、校舎の増築等の必要はないものと考えております。次に、仮称川崎市高津区下作延計画の影響についてでございますが、当該計画による大規模な住宅の建設で増加する児童数を推計したところ、学区の下作延小学校では教室不足が生じることを見込んでおります。仮に、同校において校舎増築を行いますと、校庭の狭隘化など教育環境への影響が見込まれますので、その対応策について検討しているところでございます。以上でございます。

○橋本 勝委員 どうもありがとうございました。登戸の区画整理内で言う小田急線の踏切のこっち側のことについては、宿河原小、稲田中ともに、現時点では対応の必要は、基本的には見込まれていないと。高津のほうはしっかり対応しなければいけないよということでございます。教育環境はどうしても同じようにと思うんですけども、それは時節柄、地域柄で少し差が出てきてしまうのは否めないところではあります、やっぱり子どもたちの学ぶ環境に極力影響がないように、ぜひ取組を進めていただきたいと思います。ありがとうございました。

次に、公園緑地施設費と市街地整備費、これはPark-PFI制度と登戸・向ヶ丘遊園駅周辺まちづくり推進事業についてなんですけれども、これは代表質問でも伺いましたが、本市内においてPark-PFI制度を導入し、かつ実績を上げているのが池上新町南緑道とのことです。実績については、代表質問で示していただいたので結構なんですけれども、この制度自体が市の財政負担の軽減を目的の一つとしていますので、具体的に財政上の収入や支出を数字でお示しをいただきたいと思います。建設緑政局長、お願いします。

○福田賢一建設緑政局長 Park-PFI制度についての御質問でございますが、池上新町南緑道における制度導入による財政負担軽減の内容につきましては、収入の効果として、都市公園法に基づく許可により設置された公募対象公園施設であるコンビニエンスストアの使用料がございまして、年間約46万円を収納しているところでございます。また、支出に関わる効果につきましては、事業者がコンビニエンスストアの収益を活用して緑道全体の美観や維持管理水準の向上のために、草刈りや樹木の剪定などを実施しており、年間約300万円の経費の抑制を見込んでいるところでございます。以上でございます。

○橋本 勝委員 ありがとうございます。収入自体が46万円、これは計算で、聞くと平米単価を100円でお貸しをしていると。100円で設定して、それに対して手を挙げてくれる事業者がどこまで上に積んでくれるかというような仕組みだそうでございます。これは条例上でちゃんと根拠があるということでしたので、特段何かということじゃないんですが、率直に言って、金額的にしたらもっと高く貸し付けるところはできるんじゃないかなと考えなくはございません。

次に、さきの委員会で、登戸土地区画整理事業事務所跡地の2号街区公園においてもこの制度を導入するというような説明がございました。これからの取組でありますので、少なくとも今お答えいただいた池上新町南緑道と同等以上の取組が求められると考えるんですけども、現状、見込むことができるのか、伺いたいと思います。そして、代表質問の答弁でトイレの整備に言及をされておりますが、周辺との調整は選考された事業者が行うのか、それとも行政が仲介するというようなことが想定されるのか、伺いたいと思います。

○藤原 徹まちづくり局長 登戸2号街区公園におけるPark-PFI制度についての

御質問でございますが、初めに、当該公園における制度活用の効果につきましては、新設の街区公園であり、池上新町南緑道における既存施設を活用した取組とは、地域の特性や規模、事業の目的などが異なるため、一概に比較できませんが、地域からの要望のありました地域交流スペースやトイレ、テーブル、ベンチなどの整備費及び管理費や、日常の清掃費などを事業者が負担することとしており、市の財政負担の軽減や地域の利便性の向上に寄与するものと考えております。次に、トイレを含む整備内容につきましては、公募設置等指針において、事業者が工事着手前に近隣住民等に説明することとしておりますが、本市といたしましても、事業者の決定後に具体的な提案内容について近隣住民等に丁寧に説明してまいります。以上でございます。

○橋本 勝委員 御答弁で、これは説明会を事業者が行うと、場合によっては市も丁寧にさらに説明等においてプッシュをしてあげるといふことと理解できます。

既存の公園にトイレを設置しようとする際は、周辺住民の合意というものが必要になっております。一方で、今説明があったとおり、今回の案件は、事業者による説明をもって設置を可能にするものと理解ができます。ともに、許可権限は建設緑政局で所有しているということなので、見方によっては、これはダブルスタンダードと言えるような話かなと思います。それはさておいて後でしますが、この登戸2号街区公園において、事業期間終了後、一定10年が一つのめどになっておりますが、もう1回のさらに10年の更新はできるということですが、この事業期間の終了後にトイレの設置要望があった場合どのような対応になるのか、伺いたいと思います。

○福田賢一建設緑政局長 Park-PFI制度についての御質問でございますが、登戸2号街区公園のトイレにつきましては、本制度による公募対象公園施設の一部として設置するもので、一般の方にも御利用いただけることを条件に公募を予定しております。本公園のトイレにつきましては、収益施設の一部として事業者が管理するもので、一般の公園トイレとは運用方法が異なるものでございます。本制度を活用した事業終了後のトイレの取扱いにつきましては、事業期間中の運用実績や地域の要望を踏まえ判断していくものと考えております。以上でございます。

○橋本 勝委員 そのときによって判断していくということなんですけれども、このPark-PFI制度の登戸2号街区公園の説明では、事業期間の終了後、事業者は当該地を更地にして市に戻さなければいけないということになっております。トイレの設置の要望が近隣からあった際には、仮に10年だとしたらそんなに古いものじゃないですから、除却をすることなく再利用とか、あるいは既存の公園になりますから、周辺合意、こういうことについて柔軟な対応というものが必要ではないかと思うんですけれども、お考えを伺いたいと思います。

○福田賢一建設緑政局長 Park-PFI制度についての御質問でございますが、公園でのトイレにつきましては、地域要望に基づく設置のほか、本制度により設置されるケースなどがございまして、今後、他の公園でも本制度の活用が想定されることから、その取扱いについて、より明確にすることが必要であると考えております。なお、本制度を活用した事業終了後にトイレの継続を求められた場合につきましては、長期間に及ぶトイレの運用実績や課題等を踏まえ、判断してまいりたいと考えております。以上でございます。

○橋本 勝委員 ありがとうございます。このPark-PFI制度の下でのトイレの

設置、あるいは最後の後始末については、いろいろと考えていただけるということであり、先ほど申し上げたとおり、トイレの設置は、既存公園で設置しようと思う場合と、こういう市の行政施策によって設置しよう、造ってもらおうという話になると、これは基準がそれぞれ違ってしまっているわけです。今、Park-PFI制度の下でいろんなことを考えていただけるというのは、それはそれで結構なんですけれども、どうしても、既存公園に設置しようと思ったとき、周辺住民の皆さん1軒1軒の合意を取らなければならないというのは、これはすごくハードルが高いです。これについては、特段行政のほうで何か手を差し伸べてくれるわけではございませんので、これを考えると、どうしても差があり過ぎるように思われますから、今回はこのことについてなかなか前向きなお答えがいただけないので質問にはしませんけれども、既存公園に設置をする場合の条件について、少しこのPark-PFIで今いただいたようなことで考えられることが、これから出てくるんじゃないかと思えますから、課題としてしっかり捉えていただきたいなと思えますので、よろしく願いをいたします。ありがとうございました。

次に、農業費のことについて伺いたいと思います。都市農業の振興についてです。代表質問において、市内生産者の皆様が抱える諸課題についてお聞きをしました。前向きな今後の対応をぜひ期待をさせていただきたいと思っております。答弁において、都市農業活性化連携フォーラムについて、一定の成果がありつつも、開催手法について今後の検討課題としています。私も、何回もこれに出させていただいたことがございます。このフォーラムもPRに当然つながるものと考えられますけれども、昨今はデジタルとか、動画配信、こういうものが進んでいく中で、そういったツールを通じて農業の魅力を積極的に発信することができないのか、このようにも考えるんですけれども、これは一例なんですけれども、本市の市民文化大使でありまして、若年層にも発信力の大きい川崎利夫こと松本利夫さんに、本市の都市農業施策に御協力をいただくことができないのかどうか、経済労働局長に見解を伺いたいと思います。

○久万竜司経済労働局長 都市農業のPRについての御質問でございますが、知名度の高い方の起用につきましては、本市の農業の認知度を上げるための手法として効果的であると考えております。現在、市内産農産物「かわさきそだち」の広報手段の一つとしてデジタルガイドブックを制作しているところでございまして、川崎ブレイブサンダース所属の納見悠仁選手にガイドブックを通じた農産物のすばらしさの発信に御協力いただいているところでございます。また、市民文化大使の松本利夫様につきましては、ユーチューブチャンネルの川崎利夫において、ワインを生産している農業者とコラボレーションして、本市の魅力のPRに取り組んでいただいているところでございますので、今後に向けましては、本市農業のPRに当たり、発信力のある方に御協力いただけるよう取り組んでまいります。以上でございます。

○橋本 勝委員 一例はきちんとあるということなんです、今お答えいただいた松本さんのワイン生産者とのコラボというのは、特段、行政が中に入ってお願いしたというようなことではないようでございまして、当事者同士で組んでいただいたというようなことだそうでございます。こういう著名人の方はいろんな文化大使以外の本業というんでしょうか、その中で、いろんな活動をしている中で、一つの活動なり、一つの協力が、今まで自身が培ってきたキャリアとかに触れるような、相反するようなことにつながりかねないこ

ともあるということですから、それは確かにその立場を尊重しなければならないと思うんですけれども、うまく何か市が間に入ってあげて、効果的な取組ができないのかどうかということ、少し皆さんの知恵を出してやっていただければなと思います。引き続き、よろしく願いをいたします。

それでは、最後ですけれども、コミュニティ推進費でございます。これは市民文化局長でございますが、町内会・自治会活動応援補助金についてということで伺ってまいります。今年度で制度開始から3年目ということになりました。初年度につきましては、年度途中からの開始でありましたけれども、令和4年度、令和5年度というのは通年ということになります。特に昨年は、ゴールデンウィーク明けにコロナ感染症の法律上の扱いが変わりましたので、社会経済活動が以前のように戻ってきている中で、令和4年度と令和5年度では利用の傾向に変化が見られたのかどうか、伺いたいと思います。また、令和6年度の事業見直しについても伺います。

○中村 茂市民文化局長 町内会・自治会活動応援補助金についての御質問でございますが、今年度につきましては、対象の654団体中460団体から申請があり、申請率は約70%、申請額は約1億7,000万円となっております。この数値は申請段階のものですが、昨年度の実績と比較し、申請数は59団体、申請率は約8%、申請額は約6,000万円増加しているところでございます。支出使途の内訳といたしましては、盆踊りやスポーツ大会等の参加と交流を促進する活動が最も多くなり、昨年度は全体の約15%でしたが、今年度は約49%と大幅に向上しておりますので、地域において様々な交流行事が再開された結果ではないかと考えております。令和6年度につきましても、引き続き、様々な交流行事が行われるものと考えておりますが、本補助制度のより一層の活用を働きかけ、町内会・自治会の公益的な事業活動の活性化に向けた支援に取り組んでまいります。以上でございます。

○橋本 勝委員 ありがとうございます。申請率も上がって、申請額も上がっていると、これは非常にいい傾向ではないかなと感じております。昨今、活動を積極的にホームページ等で発信をする町内会・自治会も増えてきていると承知しています。このホームページの維持管理、リニューアルといった部分は補助の対象となるのか、伺いたいと思います。もしなっていないのであればすべきと考えるんですけれども、伺います。制度開始当初は、利用しづらいとの声をよく聞いておりました。3年目となり、当初に比べ補助対象を拡大してきている部分があれば伺いたいと思います。また、申請手続においても簡素化はされているのか、伺います。最後に、全町連や各区町連からの要望というのは丁寧に聞くべきですが、これは当たり前ですけれども、対応について伺いたいと思います。

○中村 茂市民文化局長 町内会・自治会活動応援補助金の補助対象等についての御質問でございますが、町内会・自治会によるホームページの新設・更新・維持管理費につきましては、情報を共有するための活動として補助対象としているところでございます。これまでの各区における相談事例から、町内会・自治会の皆様の御意見を集約し、対象経費の見直しを行ってございまして、総会、役員会等の開催経費や、イベント等への参加者に配付する物品など、補助対象を拡大してきたところでございます。申請手続につきましては、今年度から、補助対象となる事業活動が小規模な町内会・自治会向けに、簡便な申請様式を新たに設けたところでございます。引き続き、全町連や各区町連をはじめ、町内会・自治会の皆様からの御意見も伺いながら、必要に応じて見直しを行うなど、よりよい制度と

なるよう取り組んでまいります。以上でございます。

○橋本 勝委員 どうもありがとうございました。対象の拡大も図られてきているということでございます。申請も簡素化に向けた取組も設けられたということでございますので、この応援補助金につきましては、市政運営上最も重要なパートナーと言われる町内会・自治会のある意味悲願であったかなと思います。今まで、いろいろと町会・自治会を応援してくれという声がたくさんあったんですけれども、それが一つコロナ禍、コロナ感染症の流行ということによって実現したと、これは皮肉なことだなと思いますけれども、ただ、市政運営上の最大のパートナーという町内会・自治会も、お金だけじゃない問題の部分もこれはまたございまして、さらに、やっぱり市政運営上、町会・自治会を手厚く応援してあげなければいけないのかなと思うんです。もうこれは言わずもがなです。高齢化による、いわゆる担い手不足というのは、もうどうしても避けて通れない道になってきますので、これはもちろん取り組んで努力しておられる自治会さんも多い、町会もたくさんいますけれども、それでもやっぱり担い手がいないから保護司さんであったり、民生委員さんであったりは欠員が出てきているという状況でございますので、お金の部分は、これからもしっかり続けていただきたいし、使いやすくしてもらいたいですけれども、それ以外の部分でも、しっかりまた連携を取りながら前に進んでいけるような取組を、我々も一生懸命やらせていただきますし、皆さんにもお願いしたいと思います。以上で終わります。

○嶋田和明委員 私は、通告どおり、1点目に、11款1項7目、多摩区の地域課題対応事業費のうち生田地区コミュニティ推進事業について、2点目に、4款1項4目のうち放課後等の居場所づくり事業費について、3点目に、13款1項5目のうち部活動推進事業費について、4点目に、13款1項3目のうち教職員募集採用事業費について、5点目に、2款3項1目のうち防災行政無線設備整備事業費について、順次一問一答にて質問してまいります。

初めに、11款1項7目のうち多摩区の地域課題対応事業費における生田地区コミュニティ推進事業について多摩区長に伺います。生田出張所が身近な地域のコミュニティ拠点となることを目指して建て替えられ、令和3年6月から利用を開始しました。この生田出張所の北側に生田小学校下校庭と呼ばれる広場があり、子どもたちの学習場所であるとともに、地域の方が往来する場所にもなっています。令和6年度からは、生田出張所で管理を開始する予定です。そして、この広場に樹木選定過程から地域と協働して行う100周年記念植樹に向けた取組を実施することで、地域に対する愛着心を醸成するとしています。既に令和5年度に新規事業として231万5,000円を計上し、記念植樹検討会を設置し実施しています。新規事業としての取組内容とどのような効果が得られたのか、対応と見解について伺います。

○藤井智弘多摩区長 生田地区コミュニティ推進事業についての御質問でございますが、令和5年度の生田地区コミュニティ推進事業は、令和6年度に地域利用を開始する生田出張所新広場で行う川崎市市制100周年記念事業としての記念植樹に向けまして、その樹木を地域の方々と選定するものでございます。選定に当たりましては、町内会関係者や公募市民等による検討会において3つの案を取りまとめた後、区民投票を経て、総数821票のうち最も得票が多かった四季の彩りに親しむ樹木をテーマとするヤマザクラやイロハモミジなどの植樹を決定したところでございます。これらの取組により、新たな広場への関心や生

田の地への愛着を持っていただく機会の創出となったほか、市制100周年への機運の醸成につながられたものと考えているところでございます。以上でございます。

○**嶋田和明委員** 次に、生田小学校下校庭の整備に関する説明会の住民の意見等では、防災上、安全対策の必要性や、暗い夜道等における防犯上の指摘がありました。これらの課題に対してどのような検証が行われ、対策を予定しているのか、具体的な対応を伺います。

○**藤井智弘多摩区長** 生田小学校下校庭の安全対策についての御質問でございますが、整備を進めるに当たりまして、下校庭の北側は崖地に接しておりますことから、崩壊等の防災対策として、新たな擁壁の整備工事を行ったところでございます。このほか、広場整備の方向性についての御意見や御要望をお聞きすることを目的として、令和4年3月から5月にかけて実施した整備に関する説明会やアンケート調査におきまして、夜は通路が暗くなるため外灯を設置してほしいなどの御意見がございましたことから、防犯上必要な照度を十分に満たすため、通路部分等に防犯灯を新たに3基追加し、安心して御利用いただける環境整備を進めているところでございます。以上でございます。

○**嶋田和明委員** 次に、生田出張所の建て替えに当たり、住民の意見によって屋上と新たな広場をつなぐブリッジが設置されています。しかしながら、設計上スロープが設置できず、階段で渡る構造となっています。また、高所恐怖症を感じさせる場所でもあります。気兼ねなく、お互いに近くの人や職員に声かけや介助をお願いしやすい環境整備が必要です。見解と対応を伺います。

○**藤井智弘多摩区長** 生田出張所の環境整備についての御質問でございますが、庁舎屋上に設置しました生田小学校下校庭につながるブリッジにつきましては、屋上の有効利用の観点からスロープの設置はございませんが、階段の利用が困難な方への対応といたしまして、周囲の方に介助等の御協力を呼びかける看板を設置し、ソフト面での対応を図っているところでございます。今後につきましても、新広場の利用開始に伴い、ブリッジ利用者の増加も見込まれますことから、コミュニケーションを通じてお互いに支え合い、誰もが快適に施設を御利用いただけるよう、案内看板の効果的な配置や施設利用者への呼びかけなどを行ってまいります。以上でございます。

○**嶋田和明委員** 次に、100周年記念植樹を契機として、新たな広場が末永く住民や子どもたちの居場所として愛着の場となるためには、生田出張所が身近な地域のコミュニティ拠点として利用者の意見を聞き取りながら、広場の環境保全や活用方法など地域住民と連携した取組が必要と考えます。見解と対応を伺います。

○**藤井智弘多摩区長** 地域と連携した取組についての御質問でございますが、生田出張所では、新たな庁舎の整備を契機として、庁舎内の諸室の有効活用とともに、新たな広場づくりにつきましても、地域の方々の御意見をお聞きしながら、様々な取組を進めてきたところでございます。新たな広場が地域の方々にとって身近で魅力的なものとなり、末永く愛着を持って御利用いただけるよう、引き続き、市制100周年記念植樹をはじめ、植樹後の樹木の育成管理などにつきましても、新広場の利活用状況などを確認しながら、地域と連携した取組を進めてまいりたいと存じます。以上でございます。

○**嶋田和明委員** 意見要望を申し上げます。今回、記念植樹として区民投票により決定した四季の彩りに親しむ樹木では、季節により異なる花が咲き、いつでも来たくなる樹木を植えるとのこと。一方で、これらの樹木が新たな広場においてしっかり根づくまでに

は、数年以上の年月がかかると思われます。末永く住民に愛着ある居場所となるためには、継続的に住民や利用者との意見交換を行い、ソフト面も含めた適切な環境整備が必要です。この記念植樹を基に身近な地域のコミュニティ拠点として、継続的で効果的な取組をされるよう御要望いたします。

次に、4款1項4目のうち放課後等の居場所づくり事業費について伺います。この新規事業の試行実施に向けては、今年度、東柿生小学校の児童に対しアンケート調査を実施されておりますが、調査結果から得られた子どもの主な意見及びそれらを反映した事業内容について伺います。

○阿部浩二こども未来局長 放課後等の子どもの居場所づくりについての御質問でございますが、初めに、小学生を対象として昨年9月に実施したアンケートの結果からは、室内で過ごしたい、のんびり過ごしたい、体を動かしたいなどの意見があったところでございます。さらに、より具体的なニーズを把握するため、子どもたちと意見交換の場を設けた結果、公園やこども文化センターは、禁止事項やルールが多くあまりやりたいことができない、友達とのんびり過ごしたい、体育館で運動したいといった声があり、アンケートの結果とも符合したことから、子どもたちのやりたいがここにあると認識したところでございます。そうした子どものやりたいの実現に向け、11月に、東柿生小学校をモデルに、体育館やミーティングルームを開放するとともに、近隣の柿生及び王禅寺こども文化センターにおきまして、レイアウト変更やWi-Fi環境を整え、試行的な取組の一つとしてお試しデーを実施したところでございます。以上でございます。

○嶋田和明委員 次に、こども文化センターが地域の中で居心地のよい居場所となるために、運用ルールの見直しを含め、子どもに寄り添った対応が必要であると考えますが、見解と対応を伺います。

○阿部浩二こども未来局長 こども文化センターの運営についての御質問でございますが、こども文化センターにおきましては、これまでも、子ども運営会議や意見箱などを通じて、子どもたちの意見を施設の運営に反映してきたところでございます。今回のお試しデーを実施した柿生及び王禅寺こども文化センターでは、レイアウト変更やWi-Fi環境を整えることで子どもたちの意見を具現化したことにより、その後実施したアンケートにおいても、子どもたちから、今後も継続した取組を要望する声を多くいただいているところでございます。放課後等の子どもの居場所づくりに当たりましては、子どもたちの声を聞きながら、子ども自身がいたい、行きたい、やってみたいと感じる居場所づくりを進めていくことが重要であると考えておりますので、地域の中の子どもの居場所の一つであるこども文化センターにおきましても、子どもたちのニーズに寄り添った施設運営を進めてまいりたいと存じます。以上でございます。

○嶋田和明委員 次に、予算の使途について事前の説明で伺いましたが、試行的な取組として教育委員会事務局で実施している地域人材による多様な体験、経験ができる仕掛けづくりとの連携を行うとのこと。その取組の内容と課題を踏まえて期待される効果について伺います。

○阿部浩二こども未来局長 令和6年度の試行的な取組についての御質問でございますが、試行的な取組の一つとして、放課後等の時間を活用して、子どもたちの多様な体験、経験ができる仕掛けづくりを通じて、地域人材を有機的につなぎながら人材育成にも資す

る取組と連携することとしております。放課後等の居場所づくりを進めるに当たり、地域の中では、多様な担い手がそれぞれに取組を行っており、これらの地域人材に十分理解していただいた上で連携・協働することが重要になると考えており、これにより継続して放課後等の子どもの居場所づくりを進めることができる環境づくりが可能になるものと考えております。以上でございます。

○**嶋田和明委員** 次に、居場所づくりの環境整備についてです。子どもを取り巻く地域の環境は様々であり、子ども自身が置かれた環境も複雑多様化している状況にあります。こうした中、地域の中に居場所のない子どもたちが集まりやすい居場所づくりが求められます。今回の試行的な取組として、今後、実施場所の選定を行うとのことですが、どのように進めるのか、伺います。あわせて、図書館、公園、繁華街の中の空き店舗等も候補に入れるべきと考えますが、見解を伺います。

○**阿部浩二こども未来局長** 令和6年度の試行的な取組についての御質問でございますが、現時点では市内7か所のうち5か所について実施場所を選定しているところでございますが、残り2か所につきましては、屋内に十分なスペースを有する施設を対象に地域の状況なども勘案しながら検討を進めているところでございます。放課後等の子どもの居場所づくりに当たりましては、多くの子どもたちが日頃から放課後の時間を過ごす場所を中心に進めていく必要があり、子どもたちのニーズや生活スタイルを踏まえた対応が求められていると認識しておりますので、子どもの居場所づくりを進める上で、将来的には図書館、公園なども含め、多様な地域資源を活用することも考えてまいりたいと存じます。以上でございます。

○**嶋田和明委員** 次に、全市を挙げての子どもの居場所の拡充についてです。令和6年度の試行的な取組を踏まえ、その試行範囲を広げ、横展開できる仕組みづくりを進めるとのことですが、子どもを取り巻く地域の環境は様々です。地域の特性を考慮しながら全市で展開を進める必要がありますが、見解と対応を具体的に伺います。

○**阿部浩二こども未来局長** 放課後等の子どもの居場所づくりについての御質問でございますが、放課後等の子どもの居場所づくりに当たりましては、子どもの意見に基づき居場所を具現化することで、子ども自身がいたい、行きたい、やってみたいと感じる居場所づくりを進めていくことが可能になるものと考えております。本市における放課後等の子どもの居場所づくりを横展開させていくためには、子育て家庭や子どものニーズや価値観の多様化、それぞれの地域の状況への適切な対応が重要であると考えており、試行的な取組を進めながら、多様な担い手により行われる地域づくりの活動などとも調和が図られるよう、必要となる機能の検討を進めてまいりたいと存じます。以上でございます。

○**嶋田和明委員** 意見要望を申し上げます。令和5年12月、こども家庭庁は、こどもの居場所づくりに関する指針を発表しました。指針の中では、子ども、若者が過ごす場所、時間、人との関係性全てが、子ども、若者にとっての居場所になり得ると書かれています。本事業には、令和6年度の試行実施の効果検証と併せて、子どもの居場所を今後広げていくための検討も含まれているとのこと。この新規事業が形骸化されることなく、十分な効果検証の下、多面的で継続的な事業となるよう御要望いたします。

次に、13款1項5目のうち部活動推進事業費について伺います。それぞれの種目に専門的な指導力と知識を持ち、教員と連携して指導や引率に当たる部活動指導員が適切に配置、

拡充されることが肝要です。令和5年度は部活動指導員が66名配置されたとともに、初めて市立高校にも配置されました。令和6年度の予算案では、配置人数も81名と15名の拡充が図られ、令和7年度には全ての中学校で複数配置が計画されているとのことですが、市立中学校の部活動の数の現状や指導員の効果検証を踏まえると、将来的にはさらに指導員を配置していくことが教員の顧問業務におけるさらなる負担軽減に寄与するものと考えますが、見解と対応について伺います。

○池之上健一教育次長 部活動についての御質問でございますが、部活動指導員につきましては、配置により生徒の技術力の向上や教員の負担軽減が図られているものと考えております。さらなる配置につきましては、学校のニーズに合った専門的な指導力を有する人材確保といった課題もございますので、今後も、学校の意向を十分に踏まえながら、着実にその配置に努めてまいります。以上でございます。

○嶋田和明委員 次に、部活動の地域移行においては、部活動顧問を担う教員の負担感や課題等の実態調査を経年的に行い、生徒や保護者、スポーツ・文化団体等の意見を踏まえた共通理解を図りながら、円滑かつ柔軟に進めていくことが必要です。拠点校等における成果と課題について伺います。

○池之上健一教育次長 部活動についての御質問でございますが、休日の部活動の地域移行につきましては、今年度もスポーツ庁と文化庁からの事業を受託し、運動部4校、文化部6校で拠点校方式による実践研究を進めており、民間企業や総合型地域スポーツクラブ、市内音楽大学との連携等により外部指導者を拠点校に派遣し、生徒の技術力の向上や、教員の負担軽減に向けた取組を進めているところでございます。こうした取組を進める中で、技術指導の充実が図られるとともに、顧問教員の休める日が増えるなどの成果が得られた一方で、運営主体となり得る地域スポーツ団体等の不足や、中学生の発達段階に応じた適切な指導力を有する地域人材の確保、費用が受益者負担となることについての家庭の理解が難しいことなどを課題として認識しているところでございます。以上でございます。

○嶋田和明委員 次に、種目によって専門の地域指導者が不足している現状もあり、移行期間中も引き続き教員が休日の引率等を行う現状は続くと考えられます。特に引率における負担は大きく、学校集合し学校解散が原則のため、部活動ガイドラインの3時間を大きく超えることとなります。学校外での活動において現地集合と現地解散を認めるなど、教員の負担軽減を図ることが必要と考えますが、見解と対応を伺います。

○池之上健一教育次長 部活動についての御質問でございますが、部活動における引率につきましては、現在、生徒への安全、生活指導の観点から、学校集合、学校解散を基本としておりますが、保護者に引率の支援をしていただいている例もございます。今後、他都市の事例も参考としながら、教員の負担軽減を図れるよう調査研究してまいりたいと考えております。以上でございます。

○嶋田和明委員 次に、多くの大会運営や審判等において学校の教員が中心を担っている現状があります。顧問として担当している部活動指導員以外にも勤務時間外に及んで大会等の準備を行い、当日には早朝の会場準備から片づけまで終日にわたって業務が強いられます。令和5年度より、中体連の大会に地域クラブも参加可能となりましたが、教職員の働き方改革の観点で、大会運営等に携わる教員の实態について把握し、負担軽減に向けて対策が必要と考えますが、見解と対応を伺います。

○池之上健一教育次長 部活動についての御質問でございますが、部活動の大会運営等につきましては、現在、顧問が競技役員や審判などの役割を担うことが多く、負担があるものと認識しております。今後、負担軽減につながるよう、協会等主催の大会における顧問の関わり方について調査してまいりたいと考えております。以上でございます。

○嶋田和明委員 意見要望を申し上げます。地域移行は、教職員の働き方改革であるとともに、多くの子どもたちが地域で興味に応じて活動ができ、居場所となり得るものです。そのためには、地域人材や練習環境など十分な受皿が必要ですが、種目によっては不十分な現状があります。まずは部活動指導に当たる教員の実態を市民に理解を促し、課題を共有してもらうことによって、円滑な移行につながると考えます。拠点校や実態調査の分析が十分に市民に広く共有され、課題解消につながるよう御要望いたします。

次に、13款1項3目のうち教職員募集採用事業費について伺います。本市は、令和5年度から、小学校教員を確保するため、大学3年生を対象とした大学推薦による特別選考を導入しています。特別選考の結果及び学生の意欲に応える研修や横のつながりをつくる機会を創出するなど、今後の対応について伺います。

○池之上健一教育次長 大学3年生を対象とした特別選考についての御質問でございますが、今年度実施した特別選考では39名の応募があり、そのうち32名が合格したところでございます。現在、合格者を対象に対面やオンラインでの研修、学校見学会などを実施しており、川崎の教育について理解を深め、教員として働くイメージを肌で感じてもらいながら、同期としての仲間づくりにもつながるよう取り組んでいるところでございます。以上でございます。

○嶋田和明委員 次に、昨年12月に行われた一般任期付教員採用選考では、大学4年生で来年度の教員採用試験の受験を考えている学生や、来年度の臨時的任用教員を考えている方等を対象としており、採用されると3年間の任期で正規の教員として勤務することになります。応募の状況と効果について伺います。

○池之上健一教育次長 一般任期付教員採用選考についての御質問でございますが、昨年12月に実施した選考では124名の応募があり、そのうち70名が合格したところでございます。本市の教員を志望する方にとっては、受験の機会が増え、また、正規教員として3年間勤務することで、教育現場での実務を経験できることから、その資質能力の向上が図られるなど、よりよい人材の確保につながっているものと考えております。以上でございます。

○嶋田和明委員 次に、来年度、新たに近畿地方を対象に選考試験会場を設けるとのことです。本市で教育実践に臨む魅力や利点を伝え、多くの学生が志望してもらうには、引き続き大学との連携や既に教職に就いている先輩とのつながりが有効であると考えます。対応を伺います。

○池之上健一教育次長 選考試験会場の新設等についての御質問でございますが、これまで実施してきた大学説明会において、近畿地方での選考試験実施の希望があったことを踏まえ、次年度、新たに兵庫会場を設置することといたしました。選考試験の実施に向けて、周辺の大学と連携して説明会や大学訪問を行うことで、川崎の魅力や先輩教員の活躍を伝え、より多くの学生に本市の教員を志望していただけるよう取り組んでまいります。以上でございます。

○嶋田和明委員 次に、2月1日時点で市立学校教員の142.5人が未充足という状況が明らかとなりました。来年度4月当初に学校に教員が不足したままスタートするという状況が危惧されます。今後、どのようなスケジュールで、新規採用者の辞退者や退職者の動向、育休からの復職者などの把握を行い、年度当初に学校に教員の未充足を生じさせない取組を行うのか、見解と具体的な対応を伺います。

○池之上健一教育次長 教職員の次年度の配置についての御質問でございますが、小学校における学級編制の標準の引下げによる35人学級化や教科担任制の導入による定数の増加、児童生徒数の動向などにより、現時点では定数の正確な算定等が難しい状況でございますが、学校現場における人材の確保は大変重要と考えております。本年4月に向けて、退職者等の動向を把握しながら、新年度の新規採用者の配置とともに、会場や時間帯を工夫した登録会における臨時的任用教員等の確保、産休・育休取得予定者に対する代替教員の前倒し任用等により安定的な学校運営が図られるよう、必要な教員配置に努めてまいります。以上でございます。

○嶋田和明委員 意見要望を申し上げます。昨年4月当初、小学校40.5人を含む58.5人の欠員が明らかとなり、我が会派からの代表質問を通して対応を求めてまいりました。様々な取組を検討し対応されているとのことですが、一方、本市では、教職員の産休、育休の希望者が男性も含めて増加傾向とのことです。これらのことから、教職員が安心して子育てに臨めるよう、処遇改善や職場環境の条件整備が教員志望者の拡大につながると考えます。子どもたちの豊かな教育環境の確保のためにも、教職員の未充足が生じないよう、総合的な視点で効果的な取組をされるよう、御要望いたします。

次に、2款3項1目のうち防災行政無線設備整備事業費について伺います。本市では、防災アプリやメールニュース、各種SNSなど、インターネット等を活用し、伝達手段の多重化に取り組んできました。一方で、ネット環境からの情報取得に不慣れな情報弱者も存在することから、シンプルで分かりやすい手段として、防災ラジオの導入に向けて検討が進められています。災害に備えて早期運用が望まれますが、今回の整備事業費の内容について伺います。

○飯塚 豊危機管理監 防災ラジオの整備事業費についての御質問でございますが、令和6年度予算案として2,400万円を計上しておりまして、内訳といたしましては、防災ラジオの電源を自動で起動させ、緊急放送の受信を可能とするため、起動信号の送信と情報の割り込みに必要となる装置の整備費用に約1,160万円、住民組織等を対象に設置する戸別受信機について、順次、防災ラジオへの切替えを行うための調達費用に約1,240万円を見込んでいるところでございます。以上でございます。

○嶋田和明委員 次に、現在、戸別受信機が教育施設、社会福祉施設、住民組織を対象に設置されており、防災ラジオの導入とともに順次切り替えていくとのことですが、切替えに当たっては、市北部において難聴エリアと想定される地域もあることから、防災ラジオの効果検証を行っていく必要があると考えますが、対応を伺います。

○飯塚 豊危機管理監 戸別受信機からの防災ラジオへの切替えについての御質問でございますが、戸別受信機につきましては、令和6年2月末現在、住民組織や教育施設、社会福祉施設等を対象として約1,200台設置しておりまして、避難指示などの緊急情報を受信した際には、設置場所の管理者から組織内の関係者へ当該情報の伝達を行っていただくよう

お願いしているところでございます。現行の戸別受信機につきましては、保守部品の製造終了に伴い、防災ラジオへの切替えを予定しておりますが、切替えに当たりましては、かわさきエフエムの受信状況も踏まえ、必要に応じてアンテナの設置と併せて実施することを想定しております。また、より多くの人に緊急情報が届けられるよう、改めて組織内の情報伝達について依頼するとともに、切替え後の受信状況につきましても確認してまいりたいと存じます。以上でございます。

○**嶋田和明委員** 次に、多摩区など北部では、地域によって起伏や増水の可能性のある河川、狭隘な道路も多く、まずは在宅避難を前提としながら、安全が確認された上で、的確な判断の下、適切に避難所へ向かうことが二次被害や混乱を防ぐ意味でも重要です。地域によっては独り住まいの高齢者も増加していることから、全ての住民が情報から孤立させることなく確実に伝達される体制が必要であると考えます。防災ラジオの希望者には販売も検討されるとのことですが、自主防災組織や避難所運営会議等と連携し、防災ラジオの配付対象者や運用等の理解促進を通して、積極的に啓発を図ることが必要と考えますが、見解と対応を伺います。

○**飯塚 豊危機管理監** 防災ラジオの制度内容についての御質問でございますが、防災ラジオは、主にインターネット等からの情報取得に不慣れな人を想定し、シンプルで分かりやすい手段として導入を進めるものでございまして、無償貸与や有償販売など、具体の制度につきましては、導入目的や他都市の取組等を踏まえながら、令和7年度以降の開始に向けて検討を行ってまいります。また、緊急時に割り込みを行う情報のほか、災害時において取り扱う情報など、その運用につきましても、かわさきエフエムと調整を進める予定でございます。防災情報の取得手段の一つとして防災ラジオが効果的に活用されるよう、制度を御理解いただくための積極的な周知は重要な取組と考えておりますので、自主防災組織や避難所運営会議等に対しましても、適時、情報提供を行いながら、運用開始に向けて連携を図ってまいりたいと存じます。以上でございます。

○**嶋田和明委員** 意見要望を申し上げます。防災ラジオが災害にいち早く気づき、適切に行動するという観点で有効であると考えます。一方で、自主防災組織等の役員の高齢化や自治会等との関係が少ない新規転入の住民の現状もあり、いざ大規模災害が起きた場合の混乱が拭い切れない不安もあります。全ての住民がふだんから日常的に防災情報に関心を持ち続ける仕組みが必要です。とりわけ市北部においては、難聴エリアと想定される地域もあることから、中継局やコミュニティ放送の開局等も含めて、有効な整備事業を検討して進めていただくよう御要望します。それぞれ御答弁ありがとうございました。以上で質問を終えます。

○**浦田大輔副委員長** お諮りいたします。暫時休憩いたしたいと思っておりますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**浦田大輔副委員長** 御異議ないものと認めます。およそ5分休憩いたします。

午後5時11分休憩

午後5時17分再開

○**浦田大輔副委員長** 休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。
発言を願います。

○**工藤礼子委員** 私は、不登校対策推進事業費について、社会的ひきこもり対策事業費について、通学路の安全対策費について、一問一答で伺ってまいりますので、よろしくお願いいたします。

初めに、13款1項5目教育指導費のうち不登校対策推進事業費について教育次長に伺います。文部科学省が発表した令和4年度不登校児童生徒数は、全国で29万9,048人と前年度より5万4,108人増加し、過去最高となりました。本市においても、不登校児童生徒数は2,816人と前年度より363人増加しており、児童生徒への支援とともに保護者に対する支援の強化が求められています。また、本市の児童生徒の問題行動・不登校等の調査結果では、小学1年生の不登校児童数の推移が上昇していることから、不登校が低年齢化していることが分かります。令和6年度の不登校対策費として2,441万5,000円が計上され、その一つに別室指導体制の充実に向け、小中学校の8校でモデル実施するとしています。改めて、モデル実施に至る経緯と具体的な内容、実施校の選考について、また、期待する効果について伺います。

○**池之上健一教育次長** 別室指導についての御質問でございますが、別室指導につきましては、これまでの調査等から、人員体制に課題があると認識していることから、モデル事業を実施し、その効果を検証することといたしました。モデル実施の内容につきましては、1日当たり小学校で5時間程度、中学校で3時間程度、支援スタッフの配置を想定しているところでございます。また、実施校につきましては、学校規模や地域、不登校児童生徒の状況等を総合的に勘案しながら、モデル校を選定してまいります。このモデル実施の取組を通じて、別室の担当者と児童生徒とが多くの時間を共有し、信頼関係を深めることで、児童生徒の登校への不安や緊張が緩和され、登校や活動への意欲が高まるなどの効果を見込んでいるところでございます。以上でございます。

○**工藤礼子委員** モデル校の選定や実施時期が速やかに行われるよう、要望いたします。今後、実施校の拡充についてはどのタイミングで検討していくのか、伺います。

○**池之上健一教育次長** モデル実施校についての御質問でございますが、モデル実施校の拡充につきましては、次年度からの取組の効果を検証した後、検討してまいりたいと考えております。以上でございます。

○**工藤礼子委員** 不登校児童生徒の保護者からは、子どもとの関わり方に不安がある、専門家のアドバイスを受けたい、どこに相談したらよいのか分からないなどの声が届いており、周知方法の在り方や悩みに寄り添った相談体制が求められます。見解と取組を伺います。

○**池之上健一教育次長** 相談体制についての御質問でございますが、不登校の背景や要因は多様であり、保護者の悩みや不安を的確に把握し、一人一人に寄り添った相談を行うことは重要であると認識しております。保護者からの相談につきましては、各学校において学級担任や支援教育コーディネーターが行い、ケースによってはスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどの専門職につなげることもございます。また、総合教育センターには、来所相談、家庭訪問相談、電話相談やメール相談等、相談者のニーズに応じた各種相談窓口を設けており、学校を通じて案内リーフレットを配付するとともに、市ホームページに各種相談窓口を掲載するなどして、保護者に必要な情報が届くよう取組を進めているところでございます。以上でございます。

○工藤礼子委員 欠席を長期化させない、不登校を未然に防ぐためにも魅力ある学校づくりと早期発見、早期対応、また、家庭における教育も必要であり、保護者との連携が求められますが、見解と今後の取組を伺います。

○池之上健一教育次長 保護者との連携についての御質問でございますが、不登校の未然防止や早期発見、早期支援を進める上で、学校と保護者との連携は重要であると認識しております。令和4年度からSOSの出し方・受け止め方教育を全校で実施するとともに、学校便りや懇談会等を通して、家庭においても子どものSOSを受け止めることができるよう、協力をお願いしております。また、教育委員会では、教育だよりかわさきにおいて、子どもの日常生活の困り事や不安感を受け止める際に大切な受容傾聴について掲載するなど、保護者への啓発を図っているところでございます。今後も、一人一人の子どもの心を受け止め、適切に支援するための取組を進めてまいります。以上でございます。

○工藤礼子委員 不登校が低年齢化していることから、事後の対応やケアについての周知を入学時に行うべきと考えますが、見解と対応を伺います。

○池之上健一教育次長 入学時の対応についての御質問でございますが、不登校対策において、小学校入学前や入学後の早い段階に必要な情報を保護者に周知することは、重要であると認識しております。各小学校では、就学時健康診断等の際に、教育委員会が作成した学校外の相談機関等の案内を配付するとともに、学校説明会等において支援教育コーディネーターの役割や学校の相談体制、学校と保護者とが連携することの重要性について説明を行うなどして、子どもの登校に不安を抱える保護者が相談しやすい環境を整えるとともに、相談窓口等の周知に努めているところでございます。以上でございます。

○工藤礼子委員 今、不登校になっている本人にとって何がいいのか、不登校には様々な要因があり、それぞれの問題への細やかな対応が求められます。本人や保護者が問題を悩みにしないよう、また、孤立させない不登校対策に期待をいたします。相談窓口の周知においては、各学校のホームページやミマモルメに掲載し、求める方へ必要な情報が届くよう要望し、次の質問に移ります。

次に、5款5項2目、精神障害者医療・保健福祉対策費のうち社会的ひきこもり対策事業費について、健康福祉局長に伺います。国では、社会で孤独を感じる人や孤立する人を支援する孤独・孤立対策推進法が、本年4月に施行されます。相談できる体制や周囲の人も声をかけやすい環境を整えることが必要です。特定の病気や障害ではなく引き籠もっている状態の社会的ひきこもりの人が全国に推計146万人となり、コロナ禍での社会環境の変化の影響も受け増加しています。本市における社会的ひきこもりの推計と見解について伺います。

○石渡一城健康福祉局長 社会的ひきこもりについての御質問でございますが、令和4年に10歳から69歳の方を対象として内閣府が行ったこども・若者の意識と生活に関する調査の結果を基に人口比で換算しますと、本市において6か月以上にわたっておおむね家庭にとどまり続けている状態を指す広義のひきこもり状態の方は、15歳から39歳までの年齢区分で約1万人、40歳から64歳までの年齢区分で約1万1,000人と推計されます。また、こうしたひきこもり状態について、当事者やその御家族等が必要に応じて相談ができる窓口の周知等の充実が重要であると認識しております。以上でございます。

○工藤礼子委員 昼夜逆転や病気等による生物学的要因、人間関係や精神的ストレス等の

心理的要因、成績の低下、就職活動の失敗等による社会的要因が絡み合っ引き起こされ、誰にでも生じる可能性があります。また、内閣府調査では、ひきこもりのうち不登校が要因となっているケースが36.9%となり、不登校対策からの切れ目のない支援も重要です。本市では、令和3年4月に複合福祉センター内にひきこもり地域支援センターを設立し、専門家による相談支援を行っていますが、これまでの各区の相談実績と取組、周知方法、見えてきた課題について伺います。

○石渡一城健康福祉局長 ひきこもり地域支援センターについての御質問でございますが、ひきこもり地域支援センターにおきましては、当事者や御家族を対象に面接、電話相談、訪問等により、令和4年度には366人の方への支援を行ってまいりました。各区の相談実績につきましては、一部の居住区が不明な御相談を除きまして、川崎区は46人、幸区は23人、中原区は47人、高津区は49人、宮前区は56人、多摩区は57人、麻生区は51人となっております。ひきこもり地域支援センターにつきましては、パンフレットやホームページ、市民講演会の開催など、様々な媒体や機会を活用して周知を進めてまいりました。また、課題といたしましては、支援を必要とする方が相談窓口やセンターにつながるよう、さらなる当事者目線での周知広報の必要性があると認識しております。以上でございます。

○工藤礼子委員 令和6年度予算では、社会的ひきこもり対策事業費が5,813万3,000円計上されていますが、概要について伺います。

○石渡一城健康福祉局長 社会的ひきこもり対策事業費についての御質問でございますが、概要につきましては、ひきこもり地域支援センター運営委託料として5,781万4,000円を計上しておりまして、主な内訳としましては、職員給与費4,127万9,000円、職員旅費145万8,000円、研修費124万8,000円等となっております。また、相談窓口の周知等を図るために普及啓発用パンフレット作成委託料として31万9,000円計上しているものでございます。以上でございます。

○工藤礼子委員 孤独・孤立対策支援法では、当事者からの意向に沿って孤独、孤立から脱却して生活を円滑に営むことを目標にすること、自治体による地域協議会の設置等が明記されています。見解と今後の取組を伺います。

○石渡一城健康福祉局長 地域協議会の設置についての御質問でございますが、本市におきましては、法に規定された地域協議会とは異なりますが、ひきこもりの支援には地域の関係機関による連携支援が重要であると認識していることから、現在も、ひきこもり地域支援センターを中心に分野横断的な25の相談機関が参画したひきこもり支援ネットワーク会議を開催し、背景や状態像が多様であるひきこもりの相談に対して切れ目のない連携体制を構築しているところでございます。今後につきましても、ひきこもり相談は様々な機関に寄せられることから、ひきこもり支援ネットワーク会議を継続的に開催し、さらなるネットワークの強化と併せて、幅広い個々のニーズに対応した支援を推進してまいります。以上でございます。

○工藤礼子委員 地域においても、孤独、孤立の問題や社会的ひきこもりの問題について正しい知識と周りに関心を持ち、できる範囲で困難を抱える人をサポートする人材育成が求められます。また、当事者や家族等、支援者同士がつながり交流することや、保健室のように予約なしでお茶を飲むだけでもいいような当事者がふらっと立ち寄れる居場所づくりも必要ではないかと考えますが、見解と取組を伺います。

○石渡一城健康福祉局長 ひきこもりについての御質問でございますが、人材育成につきましては、ひきこもり支援の理解を深め、関係機関との連携を促進することを目的として、ひきこもり支援に携わる従事者を対象に研修会を毎年開催しております。令和4年度におきましては、ひきこもり当事者・家族への対応についてをテーマに41名が参加されました。また、当事者が安心して過ごせる場所は大変重要であると認識していることから、ひきこもり地域支援センターにおいて、個別相談の利用者を対象に、スポーツやレクリエーション、ボランティア活動などを行うグループ活動を行っているほか、ひきこもり支援ネットワーク会議の参画機関を中心に、各相談機関等が実施する居場所の活用も含め、引き続き対応してまいりたいと存じます。以上でございます。

○工藤礼子委員 御答弁ありがとうございました。最後に、意見要望です。ひきこもり地域支援センターは、令和3年の設立であり、市民への認知度に課題があると見えますが、当事者目線のホームページの作成やSNSでの広報にも取り組んでいただけるよう求めます。また、先日、NHKで取り上げられた井田病院の西智弘先生が代表を務める暮らしの保健室が、雑談から体の不調まで何でも話せる場所としても反響を呼んでいます。ぜひホームページにもリンクを貼り付け、連携できるよう要望し、次の質問に移ります。

次に、通学路の安全対策について伺います。本市では、通学路交通安全プログラムにて、通学路の改善要望への対策や交通事故の未然防止策などについて、保護者や地域の方々の協力の下、市、教育委員会、学校、警察、道路管理者などの関係機関の連携体制や通学路の点検を行っていますが、令和4年度の対応実績と課題について教育次長に伺います。

○池之上健一教育次長 通学路の安全対策についての御質問でございますが、川崎市通学路交通安全プログラムに基づく令和4年度の対応実績といたしましては、通学路の改善要望があった189か所に対し、改善したものが70か所、そのうち横断歩道の補修が7か所となっております。また、課題といたしましては、道路幅員の不足など物理的に対策が困難な箇所があることや、対策の完了までに時間を要することなどがございます。以上でございます。

○工藤礼子委員 本プログラムを知らない保護者も一定数いることから、どこに声をつけてよいのか、周知の徹底をお願いいたします。本年2月、静岡県焼津市の信号機のない横断歩道で小学生4人が軽自動車にはねられ、3人が救急搬送されるという痛ましい事故が発生しました。消えかかった横断歩道、電柱や生け垣があり、運転者から歩行者が見えにくいことが事故の原因として挙げられていました。また、2016年に、厚木市で経年劣化した横断歩道を渡る女児が車にはねられ死亡しました。横断歩道の維持管理は県警の業務であることから、大和市、厚木市、鎌倉市、茅ヶ崎市の県市長会は、県に対し不鮮明な横断歩道について必要な予算措置を講じ、改善に迅速な対応を求めました。県では、こうした痛ましい事故を未然に防ぐために、消えかけた横断歩道の補修の取組を強化しています。本市においても同様に横断歩道が消えかかった危険な通学路が随所に見られ、対応が求められますが、見解と取組を建設緑政局長に伺います。

○福田賢一建設緑政局長 通学路の安全対策についての御質問でございますが、道路標示である横断歩道につきましては、交通管理者が設置し管理するものでございますが、本市といたしましても歩行者などの安全を確保する上で、重要な標示であると認識しておりますので、視認性が低下している状況を把握した場合は、これまでも交通管理者へ補修の申

入れを行ってきたところでございます。今後につきましても、交通管理者と連携し、安全対策に取り組んでまいります。以上でございます。

○工藤礼子委員 それぞれ御答弁ありがとうございました。最後に、意見要望です。宮前区有馬小学校の通学路である東有馬2丁目の付近の片側一車線の道路は新しく住宅が立ち並び、登校する児童が増えました。反対車線に渡らないと、歩道がありませんが、歩道へ渡るための横断歩道が消えかかり、車が止まらない、大変危険な通学路です。でき得る限りの安全対策をお願いいたします。また、別の道路では、通学時間帯に数人で道路を広がって歩く児童生徒の姿もよく見かけます。児童生徒への交通事故防止への取組の強化を要望し、以上で質問を終わります。ありがとうございました。

○飯田 満委員 6款3項3目、PCB廃棄物処理推進費に関連しまして、低濃度PCB、それから高濃度PCBについて、一問一答で質問をさせていただきたいと思っております。

去年の春、議会も改選をされまして、この1年間、第3回定例会の一般質問、それから第4回定例会で決算審査特別委員会の総括質疑、そして、第5回の一般質問でこのPCBについて取り上げさせていただいてまいりましたけれども、なぜここまでPCBにこだわって質問をさせていただくかといいますと、こういった世の中に存在してはいけない有害物質が川崎市にあってはならないということがまず一つです。もう一つは、もう処理期限が、タイムリミットが近づいていますよという話です。今月の3月31日、令和6年3月31日をもって計画的処理完了期限を迎えます。これはタイムリミットです。そして、特措法の処理計画の中に、明確に、高濃度PCBを確実に処理するために、計画的処理完了期限の1年前を処理期限とするという言葉が書かれているわけです。すなわち、令和5年3月31日が処理期限、国も、県も、市も、民間事業者に対して、多くの広報の中では、この令和5年3月31日を処理期限として高濃度PCBを処理してくださいねと広報させていただいているはずですが、しかし、1年前の令和5年3月31日はもう過ぎました。しかし、タイムリミットはその後ろの1年後、すなわち、先ほども言いましたように今月の3月31日、計画的処理完了期限がタイムリミットなので、あと数週間の中で、どうやって高濃度PCBを川崎市の中から処理をしていくかというところの中で、この1年間、PCBにこだわって議論をさせていただいてきたところでもあります。カネミ油症事件の原因物質でありますPCBですが、テロに使われてはいけないということもありますし、本当に危険な有害物質であります。特別措置法の中でも、この高濃度PCBを譲ってもいけないし、譲られてもいけない。要は、法律の中に罰則が設けられています。譲ったり、譲られたりした場合には、3年以下の懲役または1,000万円以下の罰金、もしくはその両方とこういう法律の中で罰則が書かれているというところで、PCBをしっかりと処理をしていかななくてはならないという思いの中で、これまでずっと1年間質問をさせていただいてきたところがあります。

その中で、何点か質問をさせていただきたいと思っておりますが、令和6年度にPCB廃棄物処理の予算がついておりました。1,499万4,000円という金額です。おまけに、この金額に拡充した事業というお墨つきが書かれていたわけなんですけれども、1,500万円の事業が拡充した事業なのかというのは、非常に疑問に思うんですけれども、そのぐらいの金額になった理由と当該予算の内訳について伺いたいと思います。

○三田村有也環境局長 PCB廃棄物処理推進費についての御質問でございますが、市内

でPCB廃棄物を保管している事業者は、法律で市に届け出ることが定められておりますが、未届けの事業者も存在していると言われております。低濃度PCB廃棄物に関しましては、令和8年度末までに処分を行わなければならないことが法令によって定められており、市内に残されている未届けの低濃度PCBが使われている機器等の所有事業者、または廃棄物の保管事業者を把握する調査費を新たに計上したものでございます。以上でございます。

○飯田 満委員 来年度予算の中で1,500万円が計上されたのは、低濃度PCBの処理をしていくための事業費だということです。ディスプレイをお願いします。低濃度PCBはどのようなものかといいますと、変圧器、それから電力用コンデンサーなんですけれども、低濃度のPCBというのは結構たくさん種類がありまして、その中で主立った2つを取り上げさせていただいて、皆さんに御覧をいただいたというところであります。結構です。すみません。この低濃度PCBを処理していくに当たりまして、高濃度のほうは大分分かってきたんですけれども、低濃度を処理するに当たって、本市として、どういう計画の下に施策展開が行われたのか、環境局長にお願いしたいと思います。

○三田村有也環境局長 本市における低濃度PCB廃棄物の処理についての御質問でございますが、高濃度PCB廃棄物と同様に、国のポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法や基本計画及び神奈川県が定めた神奈川県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画等に基づき実施をしております。以上でございます。

○飯田 満委員 高濃度PCBの質問も同じ質問をさせていただいたんですけれども、答弁は一緒ですよ。神奈川県が策定したPCB廃棄物処理計画、私の手元にありますけれども、これに基づいて処理をしていくということなんですけれども、正直に言いますと、これは、中身は計画にはなっていないんです。私が県会にいたときには、これは本当にぺらぺらの紙で、議論を尽くしてようやくここまで膨れ上がってきたというのがこの計画なんですけれども、でも、中身は、計画にしてはちょっと乏しいと思っていますので、計画ではないと私は思っています。そこでなんですけれども、本市の低濃度PCBの処理を行ってきたわけなのは確実だと思いますので、その実績について伺いたいと思います。

○三田村有也環境局長 市有施設における低濃度PCB廃棄物処理実績についての御質問でございますが、平成28年の法令改正により、現在の届出様式となって以降、令和4年度までに処分された主な低濃度PCB廃棄物といたしましては、変圧器が約120台、コンデンサーが約70台、その他機器約130台等がございます。以上でございます。

○飯田 満委員 これまでの間、変圧器120台、コンデンサー約70台、その他の機器として130台等が処理をされてきたということで、大体、合計すると320台ぐらいが処理をされたんだろうと思っておりますが、当然のことながら、川崎市の市有施設、行政施設の中に320台というわけがなくて、もっとたくさんあるかと思っております。この低濃度はどういうところに使われているのかということなんですけれども、俗に言う、これは病院とかで使われているエックス線検査機とか、それからエレベーター、エスカレーターを動かしている電気機器のところ、それから排水ポンプだとか、大型乾燥機に使われているモーターを動かすときに使われているのが、この低濃度のPCB、コンデンサー、変圧器なんですけれども、当然のことながら、まだまだたくさんこの後出てくるんだろうと思っております。この低濃度に関しましては、高濃度と違いまして、令和9年3月31日ですから、あ

と3年の猶予がありますので、計画を持って処理をしていただきたいというのは、私の本音のところであります。そこでなんですけれども、この低濃度PCBの令和6年度の処理予定についての有無と、今使用中の低濃度PCBを本市環境局が把握をされているのか、また、その主たる場所についても伺いたいと思います。

○三田村有也環境局長 市有施設における低濃度PCB使用製品についての御質問でございますが、コンデンサーなど使用中の製品が低濃度PCB廃棄物に該当するかどうかは、処分時に濃度分析を実施することで判明するものが多い状況でございます。低濃度PCB含有が不明の使用機器については届出の義務はございませんが、処分期間中に確実に処理を完了させるため、庁内に対しては、現在使用中であってもPCB使用が疑われるものについては、届出を行うよう指導するとともに使用製品の更新計画を立てるよう、各所管部署に依頼しております。環境局が届出により把握している低濃度PCB使用変圧器、コンデンサーにつきましては、昨年度末現在、PCB使用疑いの機器も含めまして、学校施設や消防施設などにおいて62台ございます。以上でございます。

○飯田 満委員 学校施設とか、消防施設にまだ62台あるということなんですけれども、あと3年のうちに、この低濃度PCBを処理してもらわなくてはいけないということで、環境局としても、早めに製品の新規更新、新しくしてくださいねということでは伝えていただいているんだと思います。それで、もう一度、ディスプレイをお願いします。この2つの低濃度なんですけれども、変圧器に関しては、これは中身が本当に低濃度かどうかを調べることができます。開けられるのでできるんですけれども、電力用のコンデンサーについては中身の濃度を確認することが、実は蓋がないのでできないんです。どうするかといいますと、ドリルで穴を空けて、そこから中の液体を取り出して、それが本当に有害な低濃度PCBなのかどうかという調査をするというものです。今申し上げましたように、1度、ドリルで穴を空けましたら当然使えなくなりますので、低濃度ということが疑わしいと思った時点で、もうこれを変えなければいけないというのが正直なところなんです。なので、こういったコンデンサーを持っているところは、当然のことながら、新たにこの機器を替えなければいけないということで、新たな費用が発生してくるということです。当然のことながら、これは何万円とかで買えるものではなくて、何十万円、何百万円という大きな金額がかかるので、期限が迫ってすぐに、急に替えるというよりは、余裕を持って替えていかなくてはならないんじゃないですかということをこの場では申し上げさせていただきたいなと思っております。そこで、低濃度のPCBを処理するに当たりまして、一つ残らず、川崎市からPCBをなくしていかなくてはならないというのはさっき言ったとおりです。そのためにも、こういった計画を持って、この低濃度PCBを本市内からなくしていこうというお考えなのか、環境局長に答弁いただきたいと思います。

○三田村有也環境局長 低濃度PCB廃棄物の適正処理についての御質問でございますが、次年度以降、市内対象事業者の中から、低濃度PCB廃棄物を所有している可能性のある事業者に対し、所有の有無等に関し実態把握を行ってまいります。その後、順次、所有事業者に対し、届出や適正処理についての指導を実施してまいります。また、調査委託を発注する際には、競争性の確保を十分考慮の上、PCBに関する一定の知識を持ち、同様の業務実績がある事業者を選定することが必要であると考えております。引き続き、低濃度PCB廃棄物につきましても、国の処理方針等を注視しつつ、法や国の基本計画及び

県の処理計画等に基づき適正に処理を推進してまいります。あわせて、環境省や経済産業省などの関係省庁や、九都県市首脳会議廃棄物問題検討委員会等と連携し、広く周知に努めてまいります。以上でございます。

○飯田 満委員 ありがとうございます。期限までに一つ残らず処理しなければいけないことは言うまでもないんですけども、ぜひ計画性を持って処理をしていただきたいと思っています。先ほども申し上げましたように、神奈川県処理計画に基づいて処理をしようとしても、はっきり言って処理ができるかどうかは分からないような代物です。なので、私は、川崎市は川崎市なりの計画をしっかりと持って、このPCB処理に当たっていかねばいけないんじゃないのかなという思いをしています。その一つが、今回、予算になりました委託費です。低濃度を民間事業者が持っているか、持っていないかということもしっかりと調査を行っていきますよということに対する予算と理解をしたんですけども、果たして、1,500万円でどんな調査ができるのかなど。人数だってそんなに多くは抱え込めないでしょうし、このぐらいの金額で本当に大丈夫ですかという心配をしているのも事実です。なので、詳細についてはもうちょっと聞きたいところではありますが、時間もありませんので、ぜひまた別の折に進捗状況も含めて教えていただきたいと思えます。それから、この調査委託を行っていただくための事業費で、ぜひとも、これは環境局長にお願いしたいんですけども、事務処理ができればいいという事業者では僕は駄目だと思うんです。そうではなくて、やっぱりこのPCBという特性を処理していかなくてはいけない、その一助となっていかなければいけないわけですから、やっぱり専門知識、見識の高い事業者にやってもらわなくてはいけないというのがまず一つ、それから専門性の高い技術を持った事業者、それから実務経験に優れている事業者、やはりこの3点がそろっていかないと、PCBを本当になくしていこうという本気度の表れは出てこないんじゃないのかなと思うので、ぜひ事務的なものじゃなくて、実を取った委託業者に発注をさせていただきたいということをお願いしたいと思いますので、環境局長、よろしく願いをいたします。それから、高濃度PCBについて質問させていただきたいと思えます。あまり時間ありませんが、この間、先ほども申し上げましたように、令和5年3月31日をもって処理期限は終わりました。この1年間という猶予の中でいろんな調査をしていくと、度々、この高濃度PCB安定器が発見されるという状況であります。昨年の秋から年末にかけて、調査を環境局が行っていただいています。その調査結果につきまして、環境局から報告をいただきたいと思えます。

○三田村有也環境局長 庁内の高濃度PCB廃棄物に関する調査についての御質問でございますが、庁内の高濃度PCB廃棄物につきましては、各局において従前より確認調査を実施してまいりましたが、本年度に入っても発見される事例が散見されたことから、昨年10月に高濃度PCB廃棄物を処分できる国内唯一の事業者である中間貯蔵・環境安全事業株式会社——JESCO等が作成した判別方法の資料を基に、全庁で存否確認を実施いたしました。その結果、経済労働局で蛍光灯安定器6台、上下水道局で蛍光灯及び水銀灯安定器合わせて70台、交通局で蛍光灯安定器3台、教育委員会事務局で蛍光灯安定器及びコンデンサー外付型安定器コンデンサー部合わせて20台が新たに発見された報告がございました。以上でございます。

○飯田 満委員 調査結果報告をお聞きいたしますと、経済労働局からも見つかったとい

うことですし、上下水道局、それから交通局、それから教育委員会事務局から見つかったということ。今回の調査の結果を見ると、上下水道局のPCBについては安定器の個数が多いというのが特徴かなと。それから、教育委員会事務局に関しましては、これは学校施設ですので、施設数が多いということも特徴なのかなと思っておりますが、ただ、これは、調査をしていただいて新たに見つかりました、発見されましたということ、私は悲観的に捉える必要はないのかなと思うんです。この3月31日をもって計画的処理完了期限を迎えるわけですが、その前で見つかったよかったという感覚で私はいます。なので、上下水道局、教育委員会、それから経済労働局の職員の方々、もしくは教育委員会は外注でやっていただいているということですが、発見していただいてありがとうございますという気持ちでいるんです。

そういう状況の中で、加藤副市長に答弁いただきたいんですけども、先ほど言いましたように、計画的処理期限はもうすぐ迎えます。PCBの特措法が平成13年にできてからもう既に22~23年が経過をするんですけども、本来ならば、もう10年前にこれは終わっておかなくてはいけないものなんじゃないのかなと私は思っているんです。それがもう処理期限が目の前にまで迫ってまだ見つかるということに対して、よかったなどは思いますが、正直、多少愕然としている部分も実はあるんです。今、環境局長から結果報告を受けましたけれども、それに対する所見を加藤副市長、いただけませんか。

○加藤順一副市長 市有施設における高濃度PCBに関する調査についての御質問でございますが、市内の高濃度PCB廃棄物につきましては、国からの通知や環境局からの依頼に基づき、各局において繰り返し、所管する該当施設の確認、調査が行われていたと認識しております。今回の調査によって、過去に調査を行い確認した施設から、今年度に入っても新たに発見された事例がありましたが、確認が不十分な点について再確認を実施したことにより新たに発見され、計画的処理完了期限内の処分契約ができるものと認識しております。以上でございます。

○飯田 満委員 加藤副市長、ありがとうございます。前回の定例会の中での答弁では、最終的な処理だという、加藤副市長も、環境局長も、不退転の決意を持って今回のこの調査に当たられたんじゃないのかなと思っておりますので、そういった部分では、今回幾つか見つかったよかったなと思います。

それから、逆に、調査をしたけれども、高濃度PCBが見つからなかったというところに関しては、それはそれで信じたいと思います。しかしながら、この後、本当に出てきませんよね、ほかの局の皆さんというのが、少なからず私の心のどこかの奥底に眠っているものが実はあるんです。その中で、今回見つかりませんでしたよという局から、どのような手法で回答を用いて、環境局長のところまでまとめたのか、伺いたいと思います。

○三田村有也環境局長 各局からの回答についての御質問でございますが、今回の調査に際しては、高濃度PCB安定器が使用されていたとされる昭和32年1月から昭和52年3月までに建築された建物及び工作物として公有財産登録システム等に登録されている約370施設について、所管部署にそれぞれの施設における調査手法について確認を求めました。具体的には、調査は、職員が実施したものか、委託により実施したものか、また、その判別方法について、建築年や改修年で判断したものか、照明器具ラベル、安定器銘板で判断したものか、再度確認することを依頼し、文書により報告を受け、結果を取りまとめた

ころでございます。なお、各局の調査は、J E S C O等が作成した判別方法の資料や、照明器具安定器の製造メーカー等の情報を基に、J E S C O職員が判別する際と同様の考え方、手法に基づき、適正に実施されていたことを確認しております。以上でございます。

○飯田 満委員 各局からの調査結果報告の手法なんですけれども、これについては言いたいことは実は何点かあるんですが、時間がありませんので今回はちょっと控えたいと思いますけれども、そういう答弁をいただきますと、当然のことながら、このような次の質問になるんですけれども、もし4月1日以降、新たに庁内から高濃度P C Bが発見された場合、その局に対して環境局としてどのような姿勢で対応に当たられるんですかということをお尋ねしたいと思います。

○三田村有也環境局長 高濃度P C B廃棄物が今後発見された際の対応についての御質問でございますが、今回の調査は各局において適正に実施されており、高濃度P C B廃棄物はないものと認識しております。しかし、万が一、4月以降に発見された際には、発見された廃棄物の速やかな処理を実施するよう指導するとともに、必要に応じて立入調査や文書での指導を行ってまいります。以上でございます。

○飯田 満委員 立入調査や文書で指導を行ってまいりたいということなんですけれども、環境局長も、今回の調査を最後に、庁内からは高濃度P C Bはもう発見されないものだという認識でいるということなんですけれども、性善説で私も考えたいと思いますので、それはそれでよろしいかと思えます。ただ、見つかった場合どうするんですかということが非常に危惧するところで、法的に計画的処理完了期限はもう過ぎているわけですから、そこは、私はやはり身内にも厳しくいかななくてはいけないんじゃないのかなと思うんです。民間事業者には、行政は強めに言われるわけです。でも、身内に甘いじゃ、正直言いました、それは駄目です。身内にもやっぱり厳しく接してもらいたいですし、それは何らかの方法で再調査を行ってもらいたいですけれども、もし4月1日以降、高濃度P C Bが発見された場合には、専門事業者による掘り起こし調査を命じるべきじゃないですか。お答えいただきたいと思えます。

○三田村有也環境局長 計画的処理完了期限後に発見される高濃度P C B廃棄物についての御質問でございますが、今回の調査では、各局において適正に実施されていたものと認識しておりますが、万が一、4月以降に発見された際には、発見時の状況を踏まえ、J E S C O等の協力を得て再確認を行うよう、当該局に指導等を行ってまいります。以上でございます。

○飯田 満委員 J E S C O等に協力を得ると、はっきり言ってこんなのはJ E S C Oも迷惑です。自分のところで処理しなければいけないものをJ E S C Oに依頼するというわけじゃなくて、環境局がリーダーシップを持って各局にも接してもらいたいですし、やっぱり監督する立場におられるわけですから、ぜひお願いをしたいと思えます。

それから、今回の調査結果報告で先ほども申し上げましたように、教育委員会は学校施設が多い、それから上下水道局は安定器の数が多いという特徴が見受けられるわけなんですけれども、高濃度P C Bが発見されるに至った要因と、どのような状態でこの安定器が発見されたのか、教育次長、それから上下水道事業管理者にそれぞれ伺いたいです。

○池之上健一教育次長 高濃度P C B廃棄物についての御質問でございますが、法令に定められた計画的処理完了期限が今年度末となる中、昨年7月に校舎改修工事を実施してい

る小学校において、高濃度PCBを含有する安定器が新たに発見されたことから、学校内の照明器具におけるPCB使用の有無を改めて確認するため、民間事業者に委託して調査を実施したところ、複数の学校において、同様の安定器が発見されたところでございます。また、今回の調査で判明した安定器は、校長室や理科室など、現在使用中の蛍光灯照明器具において発見されたものでございます。以上でございます。

○大澤太郎上下水道事業管理者 高濃度PCB廃棄物についての御質問でございますが、高濃度PCB廃棄物の発見に至った要因につきましては、これまで複数回にわたり調査を重ねてきたところでございますが、対象となる施設が多岐にわたることや、確認方法が複雑であること、同一と考えられる機器について、一定数の抜き取り調査を実施したことが要因であり、これまでの調査方法に課題があったものと認識しているところでございます。また、新たに発見された高濃度PCB廃棄物を含む機器は、狭隘な場所に設置され、さらに建物内装の改修により覆蓋されており、通常では目視確認できない状態であったほか、抜き取り調査において調査対象から除外された機器などが発見されたものでございます。以上でございます。

○飯田 満委員 教育次長、ありがとうございます。それから、上下水道事業管理者なんですけれども、もう一点質問させてください。この高濃度のPCB処理には多くの費用がかかります。当然ながら、含有、不含有の調査、仕分けをしっかりと行っていく行政努力をしていただきたいと思います。いかがでしょうか。

○大澤太郎上下水道事業管理者 高濃度PCB廃棄物についての御質問でございますが、高濃度PCB廃棄物の処分につきましては、市民の皆様の安全・安心の観点に十分配慮するとともに、経費の節減に努めながら、確実かつ適正に進むよう、法令や国の通知等に基づき取り組むことが必要と考えております。今回の調査に当たりましては、環境局主催のポリ塩化ビフェニル使用安定器の判別等に関する研修会を受講した職員が調査に携わるとともに、判別が難しいものについてもJESCOに確認するなどして、実施してきたところでございます。以上でございます。

○飯田 満委員 上下水道事業管理者、ありがとうございます。実は今日、安定器をこの議場に持ち込ませていただいています。安心してください、不含有でありますし、非PCBですので。これです。実はこれが安定器なんですけれども、いわゆる照明器具に取り付けられている安定器ではなくて、水銀灯に使われている安定器です。これは重さがどのくらいあるかという、安定器は3キロぐらいなんですけれども、この水銀灯で使われている安定器は7キロ。ですから、3万円掛ける7キロ、これを処理すると21万円かかるということです。ただ、この中にこういうコンデンサーが入っていて、この中に入っている液体が実はPCBです。これだけ処理をすれば、これは400グラムですので1万5,000円ぐらいで処理ができる。こういう行政努力を行っていただけませんかということ、ぜひお願いをさせていただきたいと思います。時間がなくなりましたので、最後に市長にちょっと質問をしたいと思っておりましたけれども、次の機会にさせていただきたいと思います。終わります。

○浦田大輔副委員長 お諮りいたします。本日の委員会はこの程度をもちまして終了したいと思っておりますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○浦田大輔副委員長 御異議ないものと認めます。よって、そのように決定いたしました。
それでは、これもちまして本日の委員会を閉会いたします。

午後6時5分閉会



